

平成30年第3回定例会

決算特別委員会会議概要

委員長 木戸 喜美男

副委員長 長谷川 章 悦

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	2

1日目 平成30年9月13日(木)

開会	3
開議・審査方法	3
○渋谷勲委員（自民清風会）	3
1 指定管理者制度の導入施設について	4
答弁 百田満経済部理事	4
再質疑	5
答弁 経済部理事	5
再質疑	7
答弁 経済部理事	7
再質疑	7
答弁 経済部理事	7
意見・再質疑	8
答弁 経済部理事	8
再質疑	8
答弁 経済部理事	8
要望・再質疑	8
答弁 経済部理事	9
再質疑	9
答弁 経済部理事	9
再質疑	9
答弁 経済部理事	10
再質疑	10
答弁 経済部理事	10
意見・要望・再質疑	10
答弁 相馬紳一郎浪岡事務所副所長	11
意見・再質疑	12
答弁 浪岡事務所副所長	13

意見・再質疑	13
答弁 浪岡事務所副所長	13
再質疑	14
答弁 浪岡事務所副所長	15
意見・再質疑	15
答弁 浪岡事務所副所長	16
再質疑	17
答弁 浪岡事務所副所長	17
再質疑	17
答弁 浪岡事務所副所長	17
意見・再質疑	17
答弁 棟方牧人浪岡区長	18
相馬紳一郎浪岡事務所副所長からの発言の申し出について	18
意見	18
○奥谷進委員（新政無所属の会）	19
1 ごみ問題について	19
答弁 八戸認環境部長	19
再質疑	19
答弁 環境部長	19
要望	20
2 市民バスについて	20
答弁 大楯寛之都市整備部長	20
再質疑	20
答弁 都市整備部長	20
要望	21
○天内慎也委員（日本共産党）	21
1 浪岡地区の水害対策について	21
答弁 相馬紳一郎浪岡事務所副所長	22
要望・再質疑	22
答弁 浪岡事務所副所長	23
要望	23
2 浪岡の老人福祉センターについて	23
答弁 相馬紳一郎浪岡事務所副所長	24
要望	24
3 子育て支援について	25
答弁 舘山新福祉部長	25
意見・再質疑	26

答弁 福祉部長	26
再質疑	26
答弁 福祉部長	27
要望	27
4 農業政策について	27
答弁 梅田喜次農林水産部長	27
要望・再質疑	28
答弁 農林水産部長	29
要望	29
休憩	29
再開	29
○工藤健委員（市民クラブ）	29
1 青森市営バスについて	30
答弁 多田弘仁交通部長	30
再質疑	30
答弁 交通部長	30
再質疑	30
答弁 交通部長	31
再質疑	31
答弁 交通部長	31
再質疑	31
答弁 交通部長	32
要望・再質疑	32
答弁 交通部長	32
再質疑	33
答弁 交通部長	33
再質疑	33
答弁 交通部長	34
再質疑	34
答弁 交通部長	34
再質疑	34
答弁 交通部長	34
要望・再質疑	35
答弁 交通部長	35
再質疑	36
答弁 交通部長	36
意見・要望	36

○軽米智雅子委員（公明党）	37
1 災害時の情報伝達について	37
答弁 能代谷潤治総務部長	37
再質疑	37
答弁 総務部長	38
意見・要望	38
2 駅前庁舎の案内表示について	39
答弁 能代谷潤治総務部長	39
要望・再質疑	39
答弁 総務部長	40
要望	40
○仲谷良子委員（社民党）	40
1 乳がん検診について	40
答弁 浦田浩美保健部長	41
再質疑	41
答弁 保健部長	41
再質疑	41
答弁 保健部長	41
再質疑	42
答弁 保健部長	42
再質疑	42
答弁 保健部長	43
再質疑	43
答弁 保健部長	43
要望	44
2 教育における性的マイノリティについて	44
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	44
再質疑	45
答弁 教育委員会事務局教育部長	45
再質疑	45
答弁 教育委員会事務局教育部長	46
再質疑	46
答弁 教育委員会事務局教育部長	46
再質疑	46
答弁 教育委員会事務局教育部長	46
再質疑	47
答弁 教育委員会事務局教育部長	48

意見・再質疑	48
答弁 教育委員会事務局教育部長	49
再質疑	49
答弁 教育委員会事務局教育部長	49
要望・再質疑	49
答弁 教育委員会事務局教育部長	50
意見	50
3 学校徴収金について	50
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	50
再質疑	51
答弁 教育委員会事務局教育部長	51
要望	51
4 道路の補修について	51
答弁 長井道隆都市整備部理事	51
5 点字ブロックの点検について	51
答弁 長井道隆都市整備部理事	51
○長谷川章悦委員（自由民主党）	52
1 りんご園防風網張替支援事業の実績について	52
答弁 梅田喜次農林水産部長	52
要望	52
2 生産者6次産業化支援事業について	53
答弁 梅田喜次農林水産部長	53
要望	53
3 国体について	54
答弁 百田満経済部理事	54
意見	54
休憩	54
再開	55
○奈良岡隆委員（新政無所属の会）	55
1 市民病院について	55
答弁 木村文人市民病院事務局長	55
再質疑	55
答弁 市民病院事務局長	55
再質疑	55
答弁 市民病院事務局長	56
再質疑	56
答弁 市民病院事務局長	56

再質疑	56
答弁 市民病院事務局長	57
再質疑	57
答弁 市民病院事務局長	57
再質疑	57
答弁 小川徳久企画部長	57
再質疑	57
答弁 企画部長	58
再質疑	58
答弁 市民病院事務局長	58
再質疑	59
答弁 市民病院事務局長	59
再質疑	59
答弁 市民病院事務局長	59
再質疑	59
答弁 市民病院事務局長	60
再質疑	60
答弁 市民病院事務局長	60
意見・再質疑	60
答弁 市民病院事務局長	61
再質疑	61
答弁 市民病院事務局長	61
要望・意見	61
○村川みどり委員（日本共産党）	62
1 指定管理者タックンの維持修繕発注について	62
答弁 大櫛寛之都市整備部長	62
再質疑	62
答弁 都市整備部長	63
再質疑	63
答弁 都市整備部長	63
再質疑	63
答弁 都市整備部長	63
再質疑	63
答弁 都市整備部長	64
再質疑	64
答弁 都市整備部長	64
要望	64

2	固定資産税について	64
	答弁 相馬政人税務部長	65
	再質疑	65
	答弁 税務部長	66
	再質疑	66
	答弁 税務部長	66
	要望	67
3	住民票等の写しの交付について	67
	答弁 坪真紀子市民部長	68
	再質疑	68
	答弁 市民部長	68
	再質疑	68
	答弁 市民部長	69
	再質疑	69
	答弁 市民部長	69
	要望・再質疑	69
	答弁 市民部長	70
	要望・再質疑	70
	答弁 市民部長	70
4	児童扶養手当の現況届について	71
	答弁 舘山新福祉部長	71
	再質疑	72
	答弁 福祉部長	72
	再質疑	72
	答弁 福祉部長	73
	再質疑	73
	答弁 福祉部長	73
	再質疑	73
	答弁 福祉部長	73
	要望	73
	散会	74
2日目 平成30年9月14日(金)		
	開議	75
	○竹山美虎委員（市民クラブ）	75
	1 アウガサイン企画立案製作業務委託について	75
	答弁 能代谷潤治総務部長	75
	再質疑	76

答弁 総務部長	76
要望	77
2 区画線設置・補修工事について	77
答弁 長井道隆都市整備部理事	77
再質疑	77
答弁 都市整備部理事	77
再質疑	78
答弁 都市整備部理事	78
要望	78
○赤木長義委員（公明党）	78
1 消防団機械器具置場について	78
答弁 蝦名幸悦総務部理事	78
要望・再質疑	79
答弁 蝦名総務部理事	79
要望	80
2 西中学校について	80
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	80
要望	80
3 小柳小学校に併設の（仮称）地域連携棟について	81
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	81
要望	81
4 社会的養護について	82
答弁 館山新福祉部長	82
要望・再質疑	83
答弁 福祉部長	84
要望	84
5 産後うつについて	84
答弁 浦田浩美保健部長	84
要望	85
6 国保について	85
答弁 相馬政人税務部長	85
再質疑	86
答弁 税務部長	86
要望	86
7 障がい者パーキングについて	86
答弁 館山新福祉部長	87
要望	87

8	市民病院について	88
	答弁 木村文人市民病院事務局長	89
	再質疑	89
	答弁 市民病院事務局長	89
	要望・再質疑	89
	答弁 市民病院事務局長	90
	要望	90
9	市税等の不能欠損処分及び換価の猶予について	91
	答弁 相馬政人税務部長	91
	要望・再質疑	91
	答弁 税務部長	92
	要望・再質疑	92
	答弁 税務部長	92
	再質疑	92
	答弁 税務部長	92
	要望	93
10	市民雪寄せ場制度について	93
	答弁 長井道隆都市整備部理事	93
○	大矢保委員（自由民主党）	93
1	新規就農者について	94
2	浅虫温泉駅について	94
3	中央市民センターについて	94
	答弁 梅田喜次農林水産部長	94
	〃 大櫛寛之都市整備部長	94
	〃 佐々木淳教育委員会事務局理事	95
	意見・再質疑	95
	答弁 農林水産部長	96
	要望	96
○	藤原浩平委員（日本共産党）	97
1	土地開発公社について	97
	答弁 小川徳久企画部長	97
	意見	98
2	水道事業について	98
	答弁 小鹿継仁水道部長	98
	再質疑	98
	答弁 水道部長	99
	再質疑	99

答弁 水道部長	99
再質疑	99
答弁 水道部長	99
再質疑	100
答弁 水道部長	100
要望	100
3 バス待ち空間について	100
答弁 多田弘仁交通部長	100
要望・再質疑	101
答弁 交通部長	101
再質疑	102
答弁 交通部長	102
要望	102
休憩	102
再開	102
○奈良祥孝委員（市民クラブ）	102
1 収入未済額について	102
2 市営住宅使用料の不能欠損について	104
3 校地内の樹木のせん定について	104
答弁 相馬政人税務部長	104
〃 舘山新福祉部長	105
〃 大櫛寛之都市整備部長	105
〃 坪真紀子市民部長	105
〃 能代谷潤治総務部長	105
〃 佐々木淳教育委員会事務局理事	106
〃 堀内隆博経済部長	106
〃 八戸認環境部長	106
〃 梅田喜次農林水産部長	107
要望・再質疑	107
答弁 税務部長	108
要望	108
○中村美津緒委員（新政無所属の会）	109
1 モヤヒルズについて	109
答弁 百田満経済部理事	109
再質疑	109
答弁 経済部理事	110
要望	110

2 アウガについて	110
答弁 堀内隆博経済部長	110
再質疑	110
答弁 経済部長	111
再質疑	111
答弁 経済部長	111
再質疑	111
答弁 経済部長	111
再質疑	112
答弁 経済部長	112
再質疑	112
答弁 経済部長	112
再質疑	112
答弁 経済部長	112
再質疑	113
答弁 経済部長	113
再質疑	113
答弁 経済部長	113
再質疑	114
答弁 経済部長	114
再質疑	114
答弁 経済部長	114
再質疑	114
答弁 経済部長	115
再質疑	115
答弁 能代谷潤治総務部長	115
再質疑	115
答弁 経済部長	115
再質疑	116
答弁 経済部長	116
再質疑	116
答弁 総務部長	116
再質疑	116
答弁 総務部長	116
再質疑	117
答弁 総務部長	117
再質疑	117

答弁 総務部長	117
再質疑	117
答弁 総務部長	118
再質疑	118
答弁 総務部長	118
再質疑	118
答弁 総務部長	118
再質疑	118
答弁 経済部長	119
再質疑	119
答弁 経済部長	119
再質疑	120
答弁 経済部長	120
要望	121
○丸野達夫委員（新政無所属の会）	121
1 市民病院について	121
答弁 木村文人市民病院事務局長	121
要望	122
2 職業訓練法人青森情報処理開発財団について	122
答弁 堀内隆博経済部長	122
再質疑	123
答弁 経済部長	123
要望	124
3 公益財団法人青森学術文化振興財団について	124
答弁 横内修企画部理事	124
再質疑	124
答弁 横内企画部理事	125
4 公益財団法人青森シルバー人材センターについて	125
答弁 舘山新福祉部長	125
要望	125
採決	126
閉会	127

1 開催日時 平成 30 年 9 月 13 日（木曜日）
平成 30 年 9 月 14 日（金曜日）

2 開催場所 第 3 ・ 第 4 委員会室

3 審査案件

- 議案第 143 号 決算の認定について
（平成 29 年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算）
- 議案第 144 号 決算の認定について
（平成 29 年度青森市病院事業会計決算）
- 議案第 145 号 剰余金の処分及び決算の認定について
（平成 29 年度青森市水道事業会計決算）
- 議案第 146 号 決算の認定について
（平成 29 年度青森市自動車運送事業会計決算）

○出席委員

委員長	木戸喜美男	委員	斎藤憲雄
副委員長	長谷川章悦	委員	丸野達夫
委員	奈良祥孝	委員	藤原浩平
委員	竹山美虎	委員	仲谷良子
委員	軽米智雅子	委員	大矢保
委員	中村美津緒	委員	赤木長義
委員	奈良岡隆	委員	渋谷勲
委員	天内慎也	委員	花田明仁
委員	工藤健	委員	奥谷進
委員	村川みどり		

○欠席委員

委員 葛西育弘

○説明のため出席した者の職氏名

副市長 前多正博
浪岡区長 棟方牧人
教育長 成田一二三
企業局長 中川 覚
代表監査委員 杉田 浩
総務部長 能代谷 潤 治
総務部理事 山谷直大
総務部理事 蝦名幸悦
企画部長 小川徳久
企画部理事 横内 修
企画部理事 加藤文男
税務部長 相馬政人
市民部長 坪 真紀子
環境部長 八戸 認
福祉部長 舘山 新

保健部長 浦田浩美
経済部長 堀内隆博
経済部理事 百田 満
農林水産部長 梅田喜次
都市整備部長 大櫛寛之
都市整備部理事 長井道隆
浪岡事務所副所長 相馬紳一郎
市民病院事務局長 木村文人
市民病院事務局理事 岸田耕司
会計管理者 鈴木裕司
教育委員会事務局教育部長 工藤裕司
教育委員会事務局理事 佐々木 淳
水道部長 小鹿継仁
交通部長 多田弘仁
交通部理事 赤坂 寛

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 齋藤賢剛
議事調査課長 菊池朋康
議事調査課主査 山田 達
議事調査課主査 小山 隆

議事調査課主査 山内克昌
議事調査課主査 花田 昌
議事調査課主事 高木 渉

1日目 平成30年9月13日（木曜日）午前10時開会

○木戸喜美男委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

初めに、私から御報告いたします。葛西育弘委員が、体調不良のため、本日と明日の本委員会を欠席するとの連絡を受けていますので、お知らせいたします。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案第143号「決算の認定について」から議案第146号「決算の認定について」までの計4件の審査方法についてお諮りします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第143号「決算の認定について」から議案第146号「決算の認定について」までの計4件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、決算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、9月11日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は16人と確認されております。

また、委員の皆さんには十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、決算附属書のページ数及び歳入歳出の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆さんの特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第143号「決算の認定について」から議案第146号「決算の認定について」までの計4件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、渋谷勲委員。

○渋谷勲委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）久しぶりにこういう天候で、私も今現在の心境は胸が躍る、そういう心境です。

理事者の方々にも、明快なる御答弁を期待するわけであります。余分な発言ではありませんけれども、私には約2時間たっぷりありますので、ひとつ委員長、たっぷ

り質疑をさせていただきます。

まず、大まかに、指定管理者制度の導入施設について。

最初に、ユーサ浅虫、モヤヒルズ、そして青森市幸畑墓苑の平成 29 年度の指定管理料と収支についてお示しを願いたいと思います。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 渋谷委員のユーサ浅虫、モヤヒルズ、青森市幸畑墓苑の平成 29 年度の指定管理料と収支状況についての御質疑にお答えいたします。

渋谷委員お尋ねのユーサ浅虫、モヤヒルズ及び青森市幸畑墓苑につきましては、一般財団法人青森市観光レクリエーション振興財団が指定管理者として管理運営を行っているところであります。それぞれの施設の指定管理料と収支状況につきまして、順次お答えをさせていただきます。

初めに、ユーサ浅虫であります。

ユーサ浅虫につきましては、物販や産直市場の運営により観光及び地域振興を図るとともに、浴場施設など市民の健康増進に資することを目的に、平成 12 年 4 月に供用を開始しているところであります。

当該施設の指定管理料につきましては、平成 29 年度の決算見込み額で 9760 万 1000 円となっております。

次に、収支状況についてであります。税抜きで、収入につきましては、物販・産直事業の収入が 1 億 8822 万 7000 円、指定管理料を含むその他の雑収入が 9301 万 7000 円、経常収益合計は 2 億 8124 万 4000 円となっております。また、支出につきましては、事業費としては 1 億 8341 万 7000 円、主な内訳としては、物販仕入れ費が 1 億 1704 万 1000 円、燃料費・光熱水費が 3988 万 6000 円、設備等の保守点検や清掃業務等の委託料が 1398 万 4000 円などとなっております。管理費といたしましては 9780 万 4000 円で、主な内訳としては、人件費が 8658 万 2000 円となっております。経常費用の合計といたしましては 2 億 8122 万 1000 円となっております。

その結果、平成 29 年度の当期経常増減額は 2 万 3000 円となり、これに経常外収益として退職給与引当金取り崩し額、経常外費用として退職給与引当金繰入額及び法人税、住民税を算入した当期一般正味財産増減額は、マイナス 649 万 1000 円となっております。

次に、モヤヒルズについてお答えをいたします。

モヤヒルズにつきましては、観光、レクリエーション等の余暇活動の場を提供することにより観光及び地域振興を図り、あわせて市民の健康増進に資することを目的に、平成 10 年 4 月に供用を開始しております。

当該施設の指定管理料につきましては、平成 29 年度の決算見込み額で 9905 万 9000 円となっております。

収支状況につきましては、税抜きで、収入につきましては、索道及びキャンプ収

入などが 9931 万 8000 円、指定管理料及びその他収入が 9425 万 4000 円で、経常収益合計は 1 億 9357 万 2000 円となっております。また、支出につきましては、事業費としては 1 億 1192 万 4000 円で、主な内訳として、修繕費が 4777 万 4000 円、光熱水費・燃料費が 2507 万 1000 円、物販仕入れ及びイベント費が 1448 万 8000 円などとなっております、管理費といたしましては 8060 万 8000 円で、主な内訳は、人件費が 7427 万 1000 円などとなっております、経常費用の合計は 1 億 9253 万 2000 円となっております。

その結果、平成 25 年度のモヤヒルズにおける当期経常増減額は 104 万円となり、これに経常外収益として退職給与引当金取り崩し額、経常外費用として退職給与引当金繰入額及び法人税や住民税を算入した当期一般正味財産増減額は、88 万 2000 円となっております。

最後に、青森市幸畑墓苑についてであります。

青森市幸畑墓苑につきましては、八甲田山雪中行軍遭難の史実資料等を展示し、後世に継承するとともに、観光、レクリエーション等の余暇活動の場を提供することにより、本市の観光及び地域振興を図ることを目的に、平成 16 年 7 月に供用を開始しております。

当該施設の指定管理料につきましては、平成 29 年度の決算見込み額で 2029 万 1000 円となっております。

収支状況についてであります。税抜きで、収入につきましては、指定管理料 1872 万円のみが経常収益となっております。支出につきましては、事業費としては 869 万 3000 円で、主な内訳として、設備等の保守点検や清掃業務等の委託料が 579 万 8000 円、光熱水費が 199 万 8000 円などとなっております、管理費といたしましては 816 万円で、主な内訳は、人件費が 751 万 8000 円となっております、経常費用の合計は 1685 万 3000 円となっております。

その結果、平成 29 年度の当期一般正味財産増減額は、186 万 7000 円となっております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 まず、御答弁ありがとうございます。

これから、私の持論も交えて再質疑を行ってまいりたいと思います。

ただいまの説明、それはそれでいいんだけど、これらに対する今後の取り組みをお示しいただきたいと思います。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 渋谷委員の再度の御質疑の前に、私、先ほど答弁の中で、モヤヒルズのまとめのところで、結果、平成 29 年度の当期経常増減額は 104 万円となりと言うべきところを、平成 25 年度と間違ってお答えしてしまいました。謹んでおわびし、訂正させていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

ただいまの渋谷委員の再度の御質疑で、各施設の取り組み状況ということであり
ます。

ユーサ浅虫、モヤヒルズ、青森市幸畑墓苑につきましては、市内外の宿泊施設や
観光施設等へのパンフレット設置やホームページ、SNS等を活用した情報発信に
より誘客促進に努めているところでありますが、3施設それぞれの施設における主
な取り組みについてお答えさせていただきます。

初めに、ユーサ浅虫における主な取り組みとして、公益事業では、美術展示ギャ
ラリーにおいて、さまざまな作家の作品展を通年で開催しているほか、展望浴場
では、毎月26日を風呂の日に設定して、青森ヒバの木片を浴槽に浮かべ、香りを楽し
んでいただいております。また、収益事業では、ゆるキャラ撮影会や県産品などの
抽せん会が行われるユーサ浅虫誕生祭・感謝祭や、浅虫温泉花火大会の開催に合わ
せて、射的や綿あめなど縁日の風情が楽しめる浅虫温泉花火大会テント村、元日に
来館された方への県産リンゴプレゼントなどが実施されております。その結果、平
成29年度の入り込み客数としては、65万171人となったところであります。

今年度につきましては、これまでの取り組みに加えまして、新たに7月と10月
に、地元の新鮮野菜やスイーツなどの出店がそろう「ゆ～さマルシェ」や、地元有
志による海と魚に親しむイベント「トトタペローネ」の開催にあわせまして、食の
屋台、野菜や果物の販売を行う「浅虫縁日ゆ～さ広場」のほか、来館者の利便性向
上のためのキャッシュレス決済の導入といった取り組みを実施して、来館者を含め、
浅虫地区への誘客に努めているところであります。

次に、モヤヒルズでの主な取り組みといたしまして、12月からのスキーシーズン
では、小学生を対象のスキー無料講習会を初め、スノーボーダーを対象に午前0時
までゲレンデ営業を延長するボーダーズナイトや雪上ゲーム、抽せん会、市長杯ス
キー大会など子どもから大人まで楽しめるウインターフェスティバルなど、雪に親
しむ多くのイベントが開催されているところであります。

また、4月から10月までのグリーンシーズンにおいては、乗馬体験やそば打ち体
験ができるモヤヒルズアウトドアフェスタを初め、親子でマウンテンバイクのレー
スに参加できるモヤヒルズカップマウンテンバイクキッズ大会のほか、大文字焼き
や花火大会などでにぎわう雲谷高原夏祭り、全国から集まるクラフト作家によるク
ラフト展や食が楽しめる「A—l i n e」などが開催されております。その結果、
モヤヒルズの平成29年度の来館者数は、13万917人となっております。

今年度につきましては、これまでの取り組みに加え、健康増進をテーマに親子で
ウォーキングを楽しむモヤヒルズファミリーウォークや、小学生マラソン大会と
いったイベントを新たに実施し、モヤヒルズへの誘客に努めているところであり
ます。

最後、青森市幸畑墓苑につきましては、毎年6月と10月に八甲田山雪中行軍遭難
史実ゆかりの地と青森市八甲田山雪中行軍遭難資料館をめぐるツアーを開催するな

ど、施設の認知度向上と八甲田地区の魅力発信に努めているところでもあります。その結果、青森市幸畑墓苑の観覧者数は、1万624人となっております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 ありがとうございます。

まず、ユーサ浅虫、こういうことを言っているのか悪いのかちょっとわからないけれども、私ときょうおいでの奈良委員で監査をやった経緯があります。その際、このユーサ浅虫、そのころからもう管理費というのは市から行っていたわけですよ。普通、管理費というのは、私が思うに、これくらいの経費はかかる、したがってこれくらいの管理費はなければだめだと。私、これが趣旨、目的だと思うんですよ。そのころはそうではなかった。モヤヒルズに対して、つかみで5000万円くらいどんと上げていたんです——これからまだまだ質疑に入るけれども——そうなんです。これは本当の話ですから。つかみで5000万円です。

それで、この青森市観光レクリエーション振興財団、これはユーサ浅虫の職員も振興財団の職員なんですか、その辺。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

振興財団の職員のことかと思えますけれども、先ほどの最初の答弁のときに申し上げましたが、青森市観光レクリエーション振興財団は指定管理者として、ユーサ浅虫のほか、モヤヒルズ、憩いの牧場、青森市合子沢記念公園という施設を管理運営しているところでもありますので、それに係る職員という形になります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 そうすれば、ユーサ浅虫もモヤヒルズも、あの職員というのはみんなこの振興財団に当てはまるんですね。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そうなんですか。

それで、余りにも、恐らく——ちょっと飛ぶけれども、モヤヒルズそのものの運営がなかなかできないということで、今、経済部理事から言われた憩いの牧場だとか、合子沢記念公園だとかは管理を委託したと思います。これを何と言うかわかりますか。目隠しと言うんです。

それで当初、私の記憶によれば、モヤヒルズには基金が5億円か7億円ぐらいはあったと思うんですよ。それについては今現在どうなんですか。わからなければわからないで、わかっていたらお話してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 渋谷委員の再度の御質疑にお答えいたします。

当時としては、基金という形ではありませんでした。ただ、ちょっとこちらで確認したところ、モヤヒルズの建てかえに当たって、いただいた寄附金というのがありまして、それが約1億円ほどありました。それについては、財政調整積立金に積

み立てられて、モヤヒルズの整備等について広く活用されたということで聞いております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 そうなんですか。それで、このユーサ浅虫、私はこれから大分重荷になると思いますよ。私でも花田委員でも、これは商売をやっているならば、我々はいろいろな経験するんだけど、商売というのは——これも商売だよな——商売というのは、悪くなってしまったらは何をやってもだめなんです。もとに戻るものではないんです。この手直しは今のうちだと思いますよ。

ただ、また話が飛ぶけれども、アウガみたいに東京から人を連れてきて、いろいろ考えや企画に1年間で500万円、600万円出してもこれはだめだけれども、できれば市内のある程度のもろもろの方と意見交換なり何なり、これは早いうちにやらなければ大分重荷になりますよ。私はまだ余り行ったことがないからわからないけれども、ただ本当の本体にはお土産品ぐらいはあるわけでしょう、そうではないんですか。それで、こっちにあるプレハブは何なのですか。その辺をちょっとお知らせください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 渋谷委員の再度の御質疑にお答えいたします。

今、委員おっしゃるとおり、ユーサ浅虫の本体のほうには、そういう物販とか、お土産品とかを置いております。隣のプレハブについては、産直市場という形で、新鮮な野菜とか、そういうところを置いて販売しているところであります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 今しゃべったのは合計金額は出ているけれども、本体のお土産品の売り上げと、その産直の売り上げというのはどうなんですか。できる範囲でお答えください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度の御質疑にお答えしますが、物販ごととか産直ごとの詳細な売上額というのは、ちょっと資料が手元にありませんので、申しわけございません、お答えできません。

○木戸喜美男委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 その資料、後でもいいから私に下さい。

そして、たしかここは風呂もあるはずですよ。それから、今でも渋谷のり子さんの展示か何かしているんですか。総入場者数はこれに書いてあるとおわかります。風呂場の入場者数というのか、入っているお客さんの数と、あと渋谷のり子さんの展示でしたか、これらについても、後でもいいから私に教えてくれればいいです。

これは、さっきの経済部理事のお話だと、最終的には赤字が六百何万円でしたか。

そうでしょう。恐らく、これから年々年々私はふえていくと思うし、今、選挙前だから余り私も強くは発言しないけれども、これからまた帰ってきたら、ユーサ浅虫については十分検討の結果だとか今後について、経済部理事にお聞きしますので、そこは自分なりに、今現在から把握しつつ努力をしていただきたいなど。

それで、モヤヒルズ、これは今現在も憩いの牧場だとか合子沢記念公園だとか、直接余り関係ない業種なわけですよ。今後についても、これがなければ経営、運営できないのかどうか、その辺答弁できますか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 渋谷委員の再度の御質疑にお答えいたします。

今お話しのモヤヒルズ、合子沢記念公園、青森市八甲田憩いの牧場についてであります。これはただいま……（「陸軍墓地も」と呼ぶ者あり）陸軍墓地もそうですが、今のお話しのモヤヒルズ、合子沢記念公園、青森市八甲田憩いの牧場については、指定管理の中で、一括管理という形で維持管理を振興財団のほうにお願いしているところでもあります。

一括管理をする主な理由としては、1つに、春から秋が開園期間であります合子沢記念公園と青森市八甲田憩いの牧場、そして、冬のスキー場営業期間に増員が当然必要となっておりますモヤヒルズを一括で管理させることによって、指定管理者は通年での雇用が可能となり、人員の確保が容易になることが一つであります。また2つ目に、3施設は近接しているため状況に応じた人員の流動配置が可能となって、風水害等への迅速な対応が期待されること。3つに、保守点検の一括化などによる経費の削減が期待できること。以上の理由から、青森市指定管理者選定評価委員会での審議を経て一括公募をして、一般財団法人青森市観光レクリエーション振興財団に今現在決定して、運営していただいているところでもあります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 私の考えとちょっと違うんですね。これらやるために一般公募をしていると言いましたよね。いろんな業者等呼んで、下請をさせているんじゃないんですか。早い話が、そこから頭を差し引いているんじゃないんですか、違うんですか。その辺。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 渋谷委員の再度の御質疑にお答えいたします。

まず、今の3施設については、市として3つ一緒に公募したほうが最も効果的であるという判断のもと、3施設を一括公募して、今現在、管理運営を振興財団のほうで運営していただいているという状況であります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 経済部理事、最初の答弁とちょっと違いますよ。私が覚えている人

もやっているんです。今のあなたの冒頭の話であれば、合子沢記念公園で草を刈った連中でも、憩いの牧場で肉を焼いている連中でも、臨時雇用だとか、職員とみなすような答弁に私は聞こえますよ。その辺、もう1回。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

今、財団の職員が、例えば草刈りをやるとした場合には、当然モヤヒルズもやりますし、合子沢記念公園の草刈りとかもやりますし、憩いの牧場の草刈りも、臨時職員も含めてですけれども、財団の職員が財団の事業として対応していると認識しております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 それは、財団の職員が草を刈ろうが何を刈ろうが、私は、これはいと思うんです。

ただ、せつかく業者を下請に使うって頭を剥ぐ、その剥いだ金額がモヤヒルズの収支決算に大きく——予算化している、私はこれがまずいと思うんです。趣旨、目的が違うわけでしょう。私がしゃべっている意味わかりますか。振興財団で草を刈るのは何もどうってことないんですよ。あるいは、振興財団でもって臨時雇用して、憩いの牧場でも陸軍墓地でも。でも、そうではないから私はしゃべっているまでなんです。職員そのものがやるのであれば、何も質疑もしないんですよ。大きくしゃべれば、それがあらかじめ管理料まで当てにして運営しているのかどうかですよ。その辺、もう1回。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

指定管理業務に当たっては、当然応募する際には事業経費等も含めた上で提示して、その中で応募いただいて、決定した段階には、指定管理料の金額——基準額という形になりますけれども、基準額に基づいて、財団は今、5年間の指定管理という形で決定されておりますので、その際には、当然こちらのほうで積算したものを基準額としてお示ししていると考えておりますので、渋谷委員がおっしゃるような形のものではないのかなと認識しております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 だから、この取り組みは、私は決してよいシステムではないと思うし、今後については、モヤヒルズ本来の機能を十分社内でもって確かめ合いながら、できれば、憩いの牧場でも陸軍墓地でもいいんだけど、切り離して堂々と運営してみなさいということなんです。ありきじゃなくて。

今、経済部理事が言ったように、5年なら5年、これは私だってわかりますよ。わかるけれども、いつまでもそうすることによって、機能が何も果たせないわけで

しょう。最初からありきで予算を組むんだもの。最初からモヤヒルズ本来の姿じゃないんだよ、今現在の機能というのは。そうでしょう。そうやってつくったモヤヒルズじゃないんだよ。私はそこをしゃべっているんです。

だから、いろんな角度でもって、職員の方々のいろんな意見を聞きながら、徐々に徐々に、私はこのモヤヒルズに対して進めていただきたいなど。ましてや、あそこはバンガローもあるんでしょ。バンガローも、合体じゃなくして一つ一つ、後で私に詳しく説明をしていただければなど。あとはいいです。この項はこれで終わります。

道の駅「なみおか」アップルヒルです。これも同じく、平成 29 年度の取り組みをお示しいただきたいと思います。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 渋谷委員のアップルヒルの平成 29 年度の取り組み状況についての御質疑にお答えいたします。

御承知のとおり、道の駅「なみおか」アップルヒルは、消費者との交流による地場産品の開発・普及及び小売りの展開を図るとともに、青森市及び交流圏域の情報の受発信基地として、平成 8 年 7 月に供用開始しております。

平成 29 年度の事業の取り組み状況であります。株式会社アップルヒルでは、中・長期的視点のもと、戦略性を持って法人活動を実践していくため、平成 29 年 3 月に、財務状況や主要事業の目的、実績、課題及び法人内外の環境を分析した上で経営戦略プランを策定しております。また、同プランにおきましては、1 つに、攻めの経営基盤の強化。2 つに、P D C A マネジメントサイクルの活用による効果的・効率的な営業活動の展開。3 つに、リンゴを核とした事業展開の強化。4 つに、各公共施設等との連携と公益的事業の継続的な実施の 4 つの経営戦略方針を掲げており、同社は、この経営戦略方針に基づき、浪岡地区の地域振興・活性化に資する多種多様な事業を展開しております。

平成 29 年度における事業の取り組み状況であります。まず、攻めの経営基盤強化のための取り組みといたしまして、イベントの企画立案や P R 活動を総合的に行う営業企画課の職員を増員するとともに、新たな部署として広報課を設置し、組織体制の強化を図っております。また、これまでイベントがなかった時期におきましても、新規イベントを開催することとし、著名な歌手によるアップルヒル・ビッグコンサートを 6 月に、クリスマスフェスティバルを 12 月に、雪まつりを 2 月に開催するなど、年間を通じて毎月切れ目なくイベントを実施しております。加えて、これら各種イベントにおきましては、写真コンテストもあわせて実施し、応募作品をホームページに掲載することにより、道の駅「なみおか」アップルヒルの魅力を広く P R しております。

さらに、青森市の観光情報などをわかりやすく丁寧に案内することができる観光コンシェルジュを情報交流室に配置するとともに、職員を社外研修に参加させるな

ど人材育成にも積極的に取り組んでおります。そのほか、インバウンド対策として、外国人観光客の利便性向上を図るため、新たにレストランのメニューを英語でも表記することとしたところであります。

次に、P D C A マネジメントサイクルの活用による効果的・効率的な営業活動展開のための取り組みといたしまして、各種事業イベントを実施するに当たっては、成果と改善事項を明確にするため、P D C A サイクルによるマネジメントを強化し、利用者のニーズなどを踏まえた効果的・効率的な営業活動に努めております。

また、リンゴを核とした事業展開強化のための取り組みとして、「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」での浪岡リンゴの販売など、県内外における新たな販路の開拓や、品種ごとのリンゴジュースやリンゴラーメン、リンゴ冷麺といった新商品の開発にも取り組んでおります。

次に、各公共施設等との連携と公益的事業の継続的な実施のための取り組みといたしまして、浪岡商工会や浪岡観光協会などが主催する地域のイベントや祭りへの積極的な参加・出店、小学校の校外学習、中学校の職場体験、高校生・大学生の就労体験型実習への協力、インターンシップの受け入れ、さらには新たに浪岡養護学校との連携による職場体験の実施など、浪岡地域に根差した企業として青少年の育成や障害者の就労支援にも貢献しております。

このような取り組みの成果といたしまして、道の駅「なみおか」アップルヒルの施設利用者数につきましては、毎年度増加傾向にあり、平成 29 年度の利用者数は、平成 28 年度と比べ 2 万 4000 人増の 197 万 6000 人となっております。

このように、株式会社アップルヒルにおきましては、浪岡地区のにぎわいづくりや地域活性化に、駅長以下職員一丸となって積極的に取り組んでいるところであります。

市といたしましては、同社と連携・協力しながら、道の駅「なみおか」アップルヒルを拠点とした浪岡地区の活性化に鋭意取り組んでまいります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 随分丁寧ですね。百田経済部理事、やっぱりこの道の駅「なみおか」アップルヒルというところは、指定管理費が 300 万円か 400 万円かいつていると思うんだけど、指定管理自体はまだ何年もたっていないんです。

ユーサ浅虫は、当初から多額の浄財、金額なわけでしょう。私がしゃべるのは、これまでは市役所は縦割りだったわけですよ。今は違います。そこはやっぱり連携をとって、浪岡も同じ会社なんだから、やっぱり物品の販売については、浪岡の駅長を初めスタッフの方々から、半年に 1 回でも、1 年に 2 回でも 3 回でもいいから、聞きながらやるのも一つの手法だと思いますよ。

それで、今現在やられている本体にはお菓子、離れたところにあるのは新鮮野菜と。これすらもよくないです。道の駅ばかりしゃべるわけじゃないけれども、たま

に弘前市のあそこも見たりして、もうちょっと模様がえしつつ、もっともっというんな意見を聞いてやらなければ、少なからず浪岡のアップルヒルも 600 万円くらい利益を上げているんですよ。ユーサ浅虫の給与体系というのは私もよくわからないけれども、できれば、浪岡と同等な給与体系——特別高いとだめですよ。そういうこともひっくるめて十分検討されたほうがいいですよ。

それでアップルヒル、宇宙にまで着ていった、あれは何ですか。あの染め物は何と言うんですか。（「藍染め」と呼ぶ者あり）藍染め、これについては今どうなんですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 藍染めについての再度の御質疑にお答えいたします。

アップルヒルの物販コーナーの脇に藍染めのコーナーを設置して、藍染めを体験したい方、非常に結構いらっしゃいます。ですから、施設の利用状況としては、従前からある一定の利用者を確保しておりますので、今後も引き続き、藍染めコーナーについては設置してまいりたいと考えております。

いずれにしても、アップルヒルの魅力の一つでありますので、今後も継続してまいりたいと考えております。

○木戸喜美男委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 やっぱり教室か何か開いてやっているわけでしょう。私、あれはすごくいいことだと思いますよ。ただ、あれをやるについても、誰がやっているのかよくわからないけれども、私の友達でも油川あたりで畑を耕しながら、20 人ぐらいで結構つくっているんですよ。それをつくっているのはどこに行ったかわからないけれども、ただ、これからたまにはアップルヒルにお邪魔させていただいて、その辺も私なりにいろいろ勉強させていただきますので、ひとつまたよろしく願いしたいなど。

なおかつ、アップルヒル、物販の店舗数がかなり少ないと思うし、柳の下にいつまでもドジョウがいるわけじゃないんだから、そこはいろいろ運営スタッフを初め駅長だとか、あるいはそこの従業員だとか、たまにはお話し合いをしながらやらなければ、管理費といったって、ユーサ浅虫と違って微々たるものなんだから。この項はこれで終わりです。

あと、あびねすについて、答弁。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 あびねすの平成 29 年度の取り組み状況についてお答えいたします。

あびねすにおける平成 29 年度の事業の取り組み状況であります。まず市民及び観光客の交流を促進するための取り組みといたしまして、多目的ホールや企画展示室を活用して開催している作品展やワークショップなどの企画・イベントにつき

ましては、新たに木炭を使った飾り炭展やひょうたん絵付け講習会を開催しております。また、低温熟成施設を活用して、毎年夏休み期間中に開催している真夏の雪体験につきましては、新たに雪だるま・かまくらデザインコンテストを実施したほか、リンゴ園地を活用した小学生対象の人工授粉体験やリンゴ収穫体験についても、絵や文字を入れたリンゴの収穫体験を新たに実施するなど、入館者の増加に努めたところであります。

加えて、あびねすを訪れた方に、浪岡地区内を回遊していただくために無料で貸し出ししているレンタサイクルにつきましては、これまで低温熟成施設内に配置していましたが、交流センター内の見やすい場所へ変更したところであります。このレンタサイクルの利用者数につきましては、平成 29 年 4 月に浪岡城跡が続日本 100 名城に選定されたことにより、平成 28 年度と比較して 91 人多い 136 人と、大幅に増加しております。また、これまで首都圏の「A o M o L i n k ～赤坂～」や市内のフェリーターミナル、アスパムなどへ設置してありました施設案内のパンフレットにつきましては、施設のさらなる P R を図るため、新たに県内及び北海道の新幹線通過駅の各案内所にも設置いたしました。

次に、産業・学術・文化等に関する活動を促進するための取り組みといたしまして、平成 29 年度は、地域のお菓子店の協力を得ながら、地域資源であるカシスを使ったパウンドケーキ、ようかん、ジャム、ベーグルなどの商品開発や試験販売を新たに行ったところであり、現在商品化に向けて取り組みを継続しております。

また、低温熟成施設を活用し、桜の枝を冷蔵保存して夏に花を咲かせる試験や、弘前大学の御協力をいただきながら、果肉が赤いリンゴ「紅の夢」やプロテオグリカン抽出物などの保存試験を新たに実施しております。平成 29 年度におけるあびねすの入館者数につきましては、10 万 9730 人となり、平成 28 年度と比較して、約 1000 人減少したところであります。

このことから、市といたしましては、浪岡地域の活性化を図るため、指定管理者である浪岡商協とより一層連携を密にし、施設利用者の意見・要望を取り入れた新たな企画・イベントの開催や、ホームページ、SNS などによる積極的な情報発信等にとともに取り組み、あびねすの来館者の増加と施設の有効活用に取り組んでまいります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 今の浪岡事務所副所長のお話を聞いていれば、すごく頑張っているんだなど。

ただ、熟成施設と言いましたか。浪岡事務所副所長、浪岡に行って何年になりますか。2年くらいでしょう。これを見て、どうですか。アップルヒルでは、シートをかぶせて雪の中にリンゴを入れてやっているわけでしょう。何でこれに使わないんですか。建物と何だかんだ入れれば、この施設はたしか7億円もかかっているん

ですよ。あれをつくったのは大青工業でしたか。そこでは、十分雪室に対する調査研究だとか、さまざまやっているとしますよ。それらをかみ合わせて、例えばアップルヒルで1000箱なら1000箱やるんだと。当初は危険だから3分の1でもいいでしょう。もっともっと利活用しなければだめでしょう。何で利活用しないのですか。当初はそうでなかったでしょう。いろいろ大青工業に協力をいただいて、調査をさせて、研究をさせて、でき上がったのが雪室だと私は思いますよ。少くく金がかかってもいいから、実験するのも一つの方法じゃないんですか。これは子どもの遊びじゃないんだよ。7億円もかけて何もやってないんだもの。

今現在、アップルヒルの雪室リングは脚光を浴びているわけでしょう。それらの利活用についても十分に考えて、私はもう行動に移すべきだと思いますよ。それで、食味と言いましたか。これらも入れて取り組んでいただいて——これだったら浪岡のガス冷蔵庫のリングと同じだよ。あれだって、ようやく去年からでしょう、400万円の利益というのは。これまで全然やる気ないんだもの。でも、ようやくあそこも四、五百万円か、きょうも聞いたら八十何%、もう目安が出てきたと。こう頑張っているんだもの。さあ、ここだ。このやり方では全然だめでしょう。もうちょっと利活用することを念頭に置いて、浪岡区長、これはやるべきだよ。何もかまわないんだもの、あなたたちは。答弁。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 低温熟成施設の利活用についての再度の御質疑にお答えいたします。

昨年度になりますが、市では、施設を所管しております地域づくり振興課になりますけれども、その職員が、渋谷委員からも御紹介ありました施設の設計者である大青工業、それから県の産業技術センター、市の農業振興センター及び弘前大学のほうに直接訪問、あるいは施設を一緒に見ながら、いろいろ今後の低温熟成施設の有効な活用について御意見、御助言をいただきました。

結果として、先ほど御答弁申し上げましたとおり、平成29年度からは弘前大学に御協力をいただきまして、新たに「紅の夢」というリングの貯蔵であるとか……（発言する者あり）「紅の夢」という新種のリングだそうですけれども、その保存試験とか、あるいはプロテオグリカンという抽出物の保存試験を弘前大学のほうで行っていただいております。今後も、弘前大学に対しましては、低温熟成施設を活用した各種試験、それから研究をお願いしてまいります。

それと、施設の機能を幅広く情報発信するために、市のホームページもちょっと直しまして、あるいはSNSも活用しまして、これまで以上に低温熟成施設の機能のPRを広く行って、施設の有効活用につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 今、青森市の中央卸売市場一つにしてでも、この雪室のリングは、

かなり力を入れてやられている業者もいるんです。確かに今、弘前大学とか、それも悪くはないんだよ。いいんだけども、とりあえずはふじでもいいんです。そういうリンゴの利活用をしていただいて、アップルヒルあたりで、春先は雪の下から掘って販売する、これも可能なかどうか。この実験すら何もやっていないでしょう。やればいいですよ。産学官でそういう予算、お金だつて出すところもあるかわからないですよ。何も弘前大学だけじゃないんです。弘前大学はお金がかかってしまってだめなんです。とりあえず、お金をかける前に、その雪室に対する所期の目的を達成するためにやればいいですよ。やった結果がだめならしようがないにしても、売り先は何ぼでもあるんだから。

浪岡区長、私は今回、この台風で、私も一応農業学校出なので、30人ぐらいに電話したんです。今の黒星病対策だとか、そういったことで、弘前市のアップルロードから鱒ヶ沢町の近辺の篤農家までずっと電話したんです。異口同音にしゃべるのは、黒星病は人より霧を1回多くかければいいんだと。なおかつ念入りにかけないとだめだと。それでもって十分防げるんだと言って、私の友人は私を笑っていました。

青森市役所でも今、浪岡の議員の方々が黒星病対策を真剣に考えて質問しています。それについて、私もわからないので電話したら、そうじゃないと。ちょっと人より念入りに霧をかけていただいて、1回ぐらいでも多く散布することによって来ないと私の同級生の篤農家たちは言っていました。こうしゃべると語弊があるけれども、少しリンゴが落ちてくれればいいんだと。何でかといったら、風評被害で高くなるというんです。これまではわからなかった。

そういった話をして、この間、台風第21号の前の日と次の日に、気になるから私電話したんです。そういう話でした。なので役所でも、何か機会があるごとに——まあ、生産者の連中はプロだから、いろいろ覚えていると思いますけれども、もう少しやっぱり自分の園地を念入りにきれいに散布すること、今の対策はそれしかないと言っていました。

あと今、市役所で、市長が先頭にしてやっていただいた、二百何万円だけれども、使っていない園地の枝払い、切り落としですね。これも結構なことです。その辺をもうちょっとやっぱり周知徹底しながら、霧を1回かけてもいいじゃないですか、高いんだもの。この高値安定は4年ぐらい続くと言っていましたよ。そういうことで、ひとつ周知徹底していただいて、あびねすの雪室対策は、これはもうちょっとやられたほうがいいと思います。

それで、この管理費なんかはどうなっているんですか。その辺。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 あびねすの指定管理料と収支について、あわせてお答えいたします。

あびねすの平成29年度の指定管理料であります。施設の管理運営に必要な人

件費や維持管理費などを盛り込んだ指定管理料につきましては、平成 29 年度の決算見込み額で 2550 万 2000 円となっております。

次に、収支の状況であります。収入につきましては、市からの指定管理料のほか雑収入や自己資金を含め 2593 万 7000 円、また、支出につきましては、人件費が 877 万 8000 円、企画展示及びコンサートイベントなどのソフト事業費が 116 万 1000 円、保守点検及び事務費等の運営管理費が 590 万 6000 円、維持修繕及び光熱水費が 982 万 6000 円、公租公課費が 16 万 9000 円の合計で 2589 万円でありまして、収支につきましては、4 万 7000 円の黒字となっております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 ありがとうございます。

このあびねすは、私が今しゃべっている雪室も入っての管理費なんですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 再度の御質疑にお答えいたします。

低温熟成施設の管理運営に係る経費も全て盛り込まれております。

○木戸喜美男委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 今は何も、ほとんど事業も行われていないから、雪室に対しての人の配置というのはどのようになっているんですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 低温熟成施設についての再度の御質疑にお答えいたします。

低温熟成施設につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、夏休み期間中の雪体験でありますとか、あるいは、そのときには受付のほうに申し込み、あるいは予約があれば、担当職員が施設のほうに出向いて対応しております。ということで、雪体験をやるためには、低温熟成施設の雪室であれ、ほかの施設を冷やすための電気代というのが当然発生いたしますので、その分は指定管理料の中に盛り込んであるということでもあります。

○木戸喜美男委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 これは、所期の目的と全然かけ離れたことを今やっているわけですよ。確かに子どもたちの雪に対する——これは大事だよ、反対はしない。何でつくったか。所期の目的をある程度やって、なおかつできない、こういうことであればいいけれども、やった経緯が私には全然見えません。

そういうことで、今までのことは今までだと思ってくれるけれども、くどいようだけれども、もうちょっとリンゴの産地において、アップルヒルとやることによって、よければ浅虫だってそうでしょう。百田経済部理事、リンゴでも何でも、ただどこからでも買うんじゃないかと、やっぱり地元の浪岡は、町の部では生産量が日本一なんだよ。これからはそういったこともやらなければ。

そういうことで、浪岡区長、今後について答弁。できる限りそういうことにしますという答弁でなければ、まだ終わらないよ。どうぞ。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。浪岡区長。

○棟方牧人浪岡区長 渋谷委員の再度の御質疑にお答えいたします。

これまでも低温熟成施設初め、あびねすのほうはいろいろとやってきたところではありますが、確かに委員の指摘のとおり、まだまだ不十分だということも認識はしておりますので、引き続き工夫してまいりたいと思います。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 答弁ありがとうございます。

これで終わります。(発言する者あり)何かあるんですね。どうぞ。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 大変申しわけございません。先ほどあびねすの収支の保守点検及び事務費等の運営管理費を 590 万 6000 円と申し上げましたが、正しくは 595 万 6000 円でありますので、謹んでおわびして訂正させていただきます。

○木戸喜美男委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 何かさっぱりした感じがしました。やっぱり今後については、浪岡区長、やっぱりやるべきことはある程度やって、いろんな議員からも、あるいはいろいろな方々からも御支援と御協力をいただきながら、何とかこの雪室は、ある程度今の体制の中で私は成功できると思いますよ。販売能力はいっぱいあるんだもの。私でもできる。今、アップルヒル一つにしても、やることによって、当てにして顧客がすごいですよね。そういうことで何か。

それで浪岡区長、関係ないけれども、浅虫を見捨てないで、何とか知恵を出して、これは構わなければ大変ですよ。私が保証します。ユーサ浅虫はこれから大変なんです。私はそう思うよ。今のうちです。まだ幾らか人が来ているうちにいろいろ検討しつつ、副市長を先頭にしてやってもいいんです。いろんな意見を出し合いながら、これはやっぱり。私はもうけろと言うのではないんです。ツーペイでいけばいいわけです、役所は。でも、これからユーサ浅虫はとにかくみんなで気をつけて、余り赤字の出ないように。そして、私が冒頭からお願いしているとおおり、このモヤヒルズ、基本たるものをびしっと心に入れて、目隠しじゃなくて、こういうことをしなくても、職員として、青森市観光レクリエーション振興財団としてできますよというぐらいの気持ちでやらなければ。そのために選ばれた職員でしょう。もう何十年になりましたか。

そういうことを思いつつ、きょうは質疑させていただきました。当選して、また来るとお思いますので、ひとつその際は、またたっぷりゆっくり質疑させていただきたいとお思いますので、よろしくお願ひしたいとお思います。

委員長、ありがとうございました。

○木戸喜美男委員長 次に、奥谷進委員。

○奥谷進委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）新政無所属の会の奥谷進であります。

私からは、平成 29 年度一般会計決算のうち、第 4 款衛生費第 2 項清掃費に関連して質疑をいたします。

言うまでもなく、本市における市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、全国や青森県の平均値よりも高いものとなっており、一層のごみの減量化が必要であると考えます。現在、本市から排出される可燃ごみは、青森地区においては青森市清掃工場で焼却処理されており、浪岡地区においては黒石地区清掃施設組合において処理されているわけでありませう。

そこでお尋ねをいたします。平成 29 年度の浪岡地区の可燃ごみの排出量は何トンなのか。また、平成 29 年度の黒石地区清掃施設組合の負担金は幾らなのか金額を示していただきたいと思ひます。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）奥谷委員のごみ問題についての御質疑にお答えをいたします。

平成 29 年度の速報値における浪岡地区の可燃ごみの排出量は 4804 トンであります。また、浪岡地区のごみ処理経費としての黒石地区清掃施設組合への負担金についてであります。同組合では、浪岡地区におけるごみの収集運搬、可燃ごみの焼却処理、不燃及び粗大ごみの破碎処理、不燃残渣等の埋め立て処分を行っておりまして、これらに係る平成 29 年度の経費は、1 億 1560 万 6000 円となっております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。

今、平成 29 年度の浪岡地区のごみの排出量と負担金の額をお答えいただきましたが、青森市清掃工場において、浪岡地区を合わせて可燃ごみ処理ができるならばこれだけの負担金がかからないかもしれませんが、再質疑をいたします。

ごみ減量化は大きな問題を抱えますが、青森市の過去 3 年間のごみ減量状況を示していただきたいと思ひます。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 青森市の過去 3 年間のごみの減量状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森市の過去 3 年間のごみ減量状況につきましては、青森地区、浪岡地区、広域町村を合計いたしますと、平成 27 年度は平成 26 年度と比較して 3419 トン、3.4%の減少。平成 28 年度は平成 27 年度と比較して 5860 トン、6.1%の減少。平成 29 年度は平成 28 年度と比較して 1673 トン、1.8%の減少となっているところであります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。

環境部でのこれまでの事業や取り組みにより、年々ごみの減量化が進んでいることは理解できました。今後、さらに減量化、資源化に向けた取り組みを進めて、浪岡地区を含めて全ての可燃ごみを青森市清掃工場で処理できるように努力する必要があると思います。

要望であります。秋になると、農業者の事業系廃棄物——畑作野菜の残骸等のごみが農家からごみ収集場所に出されており、目に余るものがあります。そういうことによって、残骸を肥料、堆肥にするように「広報あおもり」などで呼びかける必要があると私は思うのであります。ごみ減量化についてはさまざまな工夫をして、今後努力していただくことを要望して、この質疑を終わりたいと思います。御答弁ありがとうございました。

次に、平成 29 年度青森市一般会計決算のうち、第 8 款土木費第 4 項都市計画費第 3 目都市計画総務費の市民バス業務委託料について質疑をさせていただきたいと思っております。

市民バスの運行に係る委託料の平成 29 年度決算額と平成 28 年度決算額の比較を示していただきたいと思います。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）奥谷委員からの市民バスについての御質疑にお答えいたします。

青森市市民バスは、平成 23 年度から市営バスにおける事業採算性の低い路線を対象に、市が民間バス事業者へ運行を委託する形態で路線再編を行ったものであり、平成 29 年度におきましては、10 路線の運行業務を 3 事業者に業務委託しております。

青森市市民バスの平成 29 年度の委託料の決算額は 1 億 5957 万 8325 円となっており、平成 28 年度の決算額 1 億 5771 万 2890 円と比較いたしますと、186 万 5435 円増となっております。

○木戸喜美男委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質疑をしたいと思います。バスの車両の燃料費が高騰しております。運行業者の経営を圧迫しているということもお聞きしております。市民バスの契約方法はどのようになっているのかお示しを願いたいと思います。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

青森市市民バスの委託料は、国が路線バス補助事業に適用しておりますキロ当たり単価に系統ごとの運行距離を乗じた運行経費から運賃収入見込み額を差し引いた

額を委託料として算定し、契約をしております。なお、国が路線バス補助事業に適用しておりますキロ当たり単価は、路線バス事業者の燃料費や人件費などバスの実車運行にかかる経費や、その年度ごとの推移などを考慮して計算されるものでありますので、市として適正な委託料の算定に努めているところであります。

○木戸喜美男委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。

私が、あえてこの市民バスを取り上げたのは、業者からの要望もありました。今、都市整備部長から、補助金が出ておるといふことも私はわかりませんでした。しかしながら、現在の市民バスの業者は、いわゆる低速で停留所から停留所——そういうようなことで燃料の高騰が今どんどん続いているわけでありまして。私どもはそういう業者の声も聞きながら市政に反映するためには——採算のとれない路線を委託されたわけでありまして。いわゆる市バス時代にはどうしても採算がとれない、そういうことで業者に委託をされたのだと、私はそのように認識をしておるわけでありまして。

市民バスの契約方法は、運行した場合はきちんと精算し、追加支払いをしているとわかりました。しかしながら、燃料費については依然として上昇傾向であります。市の予算でも燃料費などの変動についても都度しっかりと反映させていくことと思っております。最後に、このことは言うまでもなく、行政と民間が経営のバランスを大事にするということをおし上げたいと思っております。ぜひ、このことについても念頭に、今後においても適切な対応をすることを強く要望いたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

御答弁ありがとうございました。

○木戸喜美男委員長 次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。

4つの質疑をします。最初は、防災対策という角度から、浪岡地区の水害対策についてです。

ことしは特に、全国各地で地震や豪雨などで住民の生活に影響を及ぼしています。日本列島は、地震が起きやすいということや台風の常襲コースに位置する地理的条件に加えて、最近の豪雨の頻発のような従来と異なる状態を見せており、異常気象が異常ではなく当たり前のようになっています。

本市でも、あらゆる事態を想定して備えを強めることが必要だと考えます。浪岡地区においては、平成25年と平成26年、台風が来て豪雨により浪岡川の氾濫がありました。そしてまた各地の側溝の冠水、道路の冠水も発生しており、この4年間取り組みが進んだのかが求められます。

質疑しますが、浪岡地区の水害対策についてのこれまでの取り組みをお示しくください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 天内委員の浪岡地区の水害対策についての御質疑にお答えいたします。

浪岡地区では、平成 25 年 9 月 16 日に台風第 18 号の接近に伴い時間最大雨量 26 ミリメートル、24 時間雨量 120 ミリメートルの大雨に見舞われ、県管理の浪岡川が氾濫危険水位 2.5 メートルを大幅に超える最高 3.67 メートルに達し、河川水が一部堤防を超える被害が発生いたしております。

これを受けまして、県では被害の大きかった浪岡川下流部につきまして、水害解消に向け河床掘削等を継続して実施しており、今年度は浪岡病院付近の永代橋から奥羽本線付近の細田橋までの河床掘削を実施しております。また、河川の流下能力を阻害し、出水時に氾濫の原因となる雑木の伐採も実施しており、今年度は浪岡川と大釈迦川の合流点から花岡橋付近までの伐採業務を行ったところです。

一方、市では青森南警察署付近の淋城地区におきまして、道路冠水防止対策として平成 25 年度に雨水等の集中を緩和するため、道路横断側溝の新設工事を実施いたしました。しかしながら、昨年 9 月 10 日に時間最大雨量 26 ミリメートルの降雨により再び道路冠水が発生したことから、今年度は雨水を分散させる新たな排水先を確保するため、市が管理する法定外水路約 107 メートルの整備を行い、5 月 22 日に完成したところです。

また、市道側溝の流末である県道浪岡藤崎線の管理者である県に対しましても、県単独道路事業要望におきまして、平成 25 年度から継続して道路側溝の敷設がえを要望しております。

その結果、昨年 9 月以降、淋城地区の水害は発生しておりませんが、整備した水路の効果を検証していくとともに、市といたしましては、引き続き、県に対しても河川の維持管理に係る河床掘削や雑木の伐採等の河川維持工事及び道路側溝の敷設がえについて要望してまいります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 天内委員。

○天内慎也委員 淋城地区の水害解消についてというのは、浪岡警察署のすぐ隣の事なんですけれども、去年市としてやることはやったということも私も見ておりました。根本的な要因を改善するためには、答弁でもおっしゃっていましたが、県道浪岡藤崎線でぶつかる所を深い側溝にかえることが——市でも県要望として、第一要望として上げてきていますけれども、なかなか先が見えないというか、なかなか進んでいかないわけなんですけれども、やっぱりここを改善しなければ住んでいる住民はやっぱり安心できない、そういう声がありますので、このことについては引き続き強く働きかけていただきたいと思います。

次に、浪岡川について再質疑をしますけれども、四、五年かけて、河床掘削、川の底を掘ったり、雑木の伐採、要らない木などを伐採して少しずつやってきていました。そのことによって、以前の草や木だらけの浪岡川から見違えるようにきれい

になったとよく言われます。

しかし、水害があったとき——平成 26 年ぐらいからですかね、工事をやったのは。そのときの工事は、今のように底から掘っていないんですよ。川の底ではなくてその脇のところなんです。あのとき水害があって急いだと思うんですけども、中世の館から玄德寺のあたりの当初の工事が、脇のほうは底から剝がしていないということで、また草とか木も生えてきていますので、やっぱりそこをしっかりと県に要望して予定に入れるべきだと思いますけれども、その点どうでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 天内委員の浪岡川のいわゆる水害対策についての再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡川は総延長が 22.4 キロメートルということで、県においては河床の掘削、あるいは雑木の伐採業務を計画的にこれまでも実施してきたところですよ。

委員からお話のありました部分については、今後改めてその状況を確認しながら県に対して要望してまいりたいと考えております。

○木戸喜美男委員長 天内委員。

○天内慎也委員 それについては今、最中やっている浪岡病院の近く、浪岡商工会までの間の川を見ればすぐわかると思いますが、浪岡区長も見てわかると思うんですけども、そういうふうにやってほしいということなのでよろしく願いいたします。

あと質疑はしませんが、浪岡川をこよなく愛する人、日常的にボランティアで泥を寄せたり草を取ったりしている人からちょっと言われたことを要望として言います。大体、位置的には浪岡病院の近くなんですけど、合併前の浪岡町の時代に歩道のところにツツジを植えているんですよ。それが全く手入れされていないということで、散歩を楽しんでいる人もいますので、その河床掘削などが落ちついたら、そういうツツジまでにもやっぱり手を入れてほしいという声がありましたので、ぜひ考えていただきたいなと思います。これについては終わります。

次に、浪岡の老人福祉センターですが、この施設に対しても、これまでいろいろと住民からの要望がありましたが、今まで古くなった大広間の畳が劣化して利用者のズボンについたりとかして、それも張りかえたりもしましたし、気象災害として落雷による電気設備の故障で温水ポンプの温水がくみ上げられなくなったということもありました。これは災害ですけども。あと、よく言われるのは入浴の施設の要望ですね。苦情というか要望というか。蛇口が 2 カ所故障した、早く直してほしいとかシャワーが壊れているとか、これまでそういうような、この老人福祉センターの利用をしている方からありました。それで過去 3 年間の利用者は、平成 27 年が 9206 人で、平成 28 年は 9312 人、そして平成 29 年は 9512 人と、これは明らかに増加していると言ってもいいと思います。

そのように高齢者がふえていくと同時に、温泉施設利用者も今後ふえていくと思

います。施設を維持管理していく上でも、毎日のように使うわけですから毎年のように故障がありますけれども、やっぱり利用している方が満足していただけるように予算をかけて充実をしていくべきと考えます。

質疑は、この温泉入浴施設について、洗い場の数をふやしてほしいという要望が来ていますけれども、それに対する見解をお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 天内委員の老人福祉センターの洗い場の増設についての御質疑にお答えいたします。

青森市浪岡総合保健福祉センター内に設置しております老人福祉センターの温泉入浴施設は、65歳以上の方及び老人クラブに加入している60歳以上の方が無料で入浴できる施設であり、委員御紹介のとおり、年間約9000人くらいの方々が利用しております。

市では、施設の快適な利用環境を維持するため、平成29年度におきましては温泉入浴施設及びセンター内への給湯を行っているボイラーの改修工事を、また今年度におきましては男子浴室シャワー水洗サーモユニット取りかえ等修繕工事を行っております。また、温泉入浴施設の混雑を緩和するための対策といたしまして、浪岡地区を8つのブロックに区分し、利用日を割り振るとともに、全町内会の方が利用できる日を1週間に1回設定しております。なお、全町内会の方が利用できる日につきましては、利用開始時間を1時間早めているところでもあります。

同センターの管理を委託しております青森市社会福祉協議会からの聞き取りによりますと、男子の浴室、女子の浴室とも1時間当たりの利用者数は多くても10人程度ということであり、特に混雑しているという状況にはないとのことでした。このことから、温泉入浴施設の洗い場をふやすことについては、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 天内委員。

○天内慎也委員 なかなか男性よりは女性の利用者が多いんですけれども——男性はそんなに混んでいないという実情だと思いますけれども、全体的に利用者は平成28年より200人ぐらいふえています。この背景にはコミュニティバスを老人福祉センターの中に入れてきたということもあると思うんですね。それだけ、浪岡事務所としても市としても、やっぱり配慮している施設のの一つだと思います。

あとは質疑はしませんが、本当に毎年のように、私の顔を見るなりしゃべってくるんですけれども、要望が強いんです。そのほかの人たちもいっぱいしゃべってくるんですけれども、今後も高齢者がふえていくということでは、もっと老人福祉センターの利用者もふえていくということも、やっぱり浪岡事務所としても頭に入れておいてほしいなと思います。毎年またあると思いますよ。ことしもシャワーが壊れたりとかもありますので、そうなったときはしっかりと速やかに修繕していただき

ますようお願いいたします。これは終わります。

次に、子育て支援についてですけれども、平成 28 年から開始した子どもの居場所づくり学習応援事業について質疑しますが、この対象は市内のひとり親家庭です。あと生活保護受給世帯及び就学援助世帯の中学生になっています。この事業のメインの趣旨は、中学生の居場所づくりだと。それで、交流の場や相談の場や自由な活動の場や学習支援を行っているということですが、まずはこの子どもの居場所づくり学習応援事業についての実施状況をお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
天内委員の子どもの居場所づくり学習応援事業の実施状況についての御質疑にお答えいたします。

市では、平成 28 年 3 月に策定した青森市子ども総合プランの中で、新たに子どもの貧困対策の推進を掲げ、その取り組みの一つとして家庭の経済状況にかかわらず学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが能力、可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、学習の支援だけではなくさまざまな相談や仲間との出会い、活動できる居場所づくりにつながるような支援を行う、子どもの居場所づくり学習応援事業を平成 28 年 10 月から実施しているところであります。

本事業は、市内に在住するひとり親家庭、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯等の中学生を対象に無料で実施しており、子どもたちの安全性や利便性を考慮し、中心市街地において平日の 16 時半から 19 時半まで居場所を開設し、交流の場、相談の場及び自由な活動の場を提供するとともに学習応援を行っております。

運営形態は、NPO 法人プラットフォームあおもりへの委託により実施しており、子どもたちを支援するスタッフは、事業実施の責任者として運営コーディネーターを 1 名、学習指導責任者を 2 名、子どもたちの交流や相談対応、学習応援を行う事業運営スタッフは大学生も活用しながら数名配置しているところであります。

利用状況につきましては、平成 28 年度が 17 名、平成 29 年度が 23 名、平成 30 年度が 19 名となっております。本事業におきましては、子どもたちが仲間や支援スタッフとの会話、交流を楽しみ、学校や家庭での悩みなどを相談するとともに、宿題や学校の授業の復習を行うなど、子どもたちのそれぞれのペースで学習に取り組んでおります。また、体験学習として、自然体験や共同生活体験を通じ、心身両面の充実を図ることを目的としたサマーキャンプ、留学生との文化交流や調理を体験する多国籍クッキング文化交流などを実施しており、こうした活動の中で子どもたちが自主性を持ちながら積極的に行動する姿が見られております。参加している子ども及びその保護者に対して、各年度末に実施したアンケートの回答におきましても、自分に自信を持って過ごせるようになった、進路を考える上でスタッフとの話し合いや体験講座が役立った、学習習慣が改善したなど、参加してよかったとする意見が多かったことから、本事業は子どもの居場所としての役割を果たし、生活習

慣や学習習慣の定着及び社会性やコミュニケーション能力の育成に寄与しているものと考えております。

○木戸喜美男委員長 天内委員。

○天内慎也委員 平成 28 年からの 3 年間の子どもの利用者数を見れば、大体 20 人前後だということがわかりましたが、この事業の中身は私はとてもよい中身だと思います。それで、このような場を求めている、必要な生徒や保護者のためにも、さらに支援につながればいいなと思っています。

ここで、浪岡に住む中学 1 年生の子がいる母子家庭の方からメールが来たのでちょっと簡潔に読みたいと思います。夏休み明けに中学校でこの募集のプリントが渡ったそうで、塾に通わせるにもお金がかかるし悩み事をいろいろ相談もできるとのことで、早速役場に利用の問い合わせをしたのですが、設置場所が青森市の中心市街地のみとのことで浪岡には設置する予定はないと回答されました。実際、浪岡から中心市街地まで移動するとなると相当の距離もあるし、実際に行くとなると交通費や時間の問題もあります。なので、旧浪岡町の住民には利用するのはかなり難しいと思われれます。どういう経緯で中心市街地だけに設置することになったのかはわかりませんが、浪岡にも設置できるよう働きかけをお願いいたします。

このことについて、答弁を求めます。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。浪岡地区でも実施すべきと思うがどうかということだと思います。

本事業は、学習の支援だけではなくてさまざまな相談や仲間との出会い、活動できる居場所づくりにつながるような支援を市内中心部の 1 カ所で実施しております。参加している子どもたちからは、他校の友達ができ、他校や他学年の生徒と交流することができてよかったとの声が、また、保護者からは、学校以外にも気の許せる友達ができ、親としてうれしいとの声が寄せられております。

本事業を通じまして、さまざまな学校の子どもたちが集まり、活動することにより、子どもたちの社会性やコミュニケーション能力の育成が図られているものと考えております。ということもありますので、引き続き、現状の形態での事業を実施していきたいと考えております。

○木戸喜美男委員長 天内委員。

○天内慎也委員 考えていないということですが、対象は児童扶養手当と生活保護受給世帯、就学援助——準要保護のことですが、ダブっているところもあるんですけども、対象者が青森地区は約 1600 名で、その中で約 20 人の生徒さんが利用しているということです。それで、浪岡地区は全校生徒が今 450 人ぐらいですが、資料をいただきましたが、対象になる方はそのうち 100 人ぐらいおります。それで全校、450 人ぐらいの中で 100 人ぐらいの対象がいるということで、応募するかどうかは別として数字だけを見れば割合的には多いかなと。

ということで、浪岡地区でも居場所づくりと学習応援は、経済的にもなかなか教育費にかけられないという方々ということで、やっぱり居場所づくりというか、そういうものが今の浪岡地区の中学校に、私は必要でないかなと思います。どうでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。浪岡地区にも居場所が必要なのではないかという御質疑です。

先ほども御答弁申し上げましたけれども、まずは今現在、市内中心部の1カ所で実施しております。そこにはさまざまな学校の子どもたちが集まり、そこで子どもたちの社会性、コミュニケーション能力の育成が図られていると考えていることから、先ほどは引き続き行いたいということをお話し申し上げました。さらに、かてて加えて申し上げれば、新たに開設をするにはまた新たな経費、負担が発生すると。それで、先ほど天内委員のほうから御紹介がありましたけれども、浪岡中学校 450名のうち、今回のこの学習応援の対象となる子どもたちが100名程度いらっしゃる。青森地区1600人で現在16名から20名の形になりますので、大体100分の1の子どもたちです。全体の対象の100分の1の子たちが来ているとすれば、仮に当てはめるとすれば、浪岡地区の100名に対し、100分の1となれば1名の方というような形になってしまうかと思えます。その数をもって全てをはかるわけではありませんが、いずれにしても、経費の面も当然考慮していかなければならないものと考えておりますので、まずは現在の形で引き続き事業を実施していきたいと考えております。

○木戸喜美男委員長 天内委員。

○天内慎也委員 今の質疑は福祉部ですけれども、質疑はしませんが、これは教育委員会にもなるかもわかりませんが、今の中学校の先生方が一番よく実態をわかっていますので、そういう観点からも私は必要かなと、この事業を見て思いましたので、福祉部としてもうちよつと考えてほしいなと思えます。

聞き取りしたんですけれども、この対象となる世帯は、やっぱりさまざまな事情を抱えておられて、確かに、簡単にどこでも設置すればいいというものでもなく配慮も必要になります。それはわかります。ですが、やっぱりそれを知恵を出し合って工夫するのが市の仕事ですので、できるだけ浪岡地区にも配慮をしていただきますように強くお願いします。よろしくお願いします。

最後は、農業政策についてです。台風とか強風の被害から守るために、平成28年度から市として防風網の事業を行いました。それで、この防風網の張りかえ支援について、まず平成28年度、平成29年度の実績と、平成30年度の進捗状況をお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者

あり) 天内委員の御質疑にお答えいたします。

果樹生産防除機械・施設整備事業であります。これは生産者の高齢化や農産物の価格変動により老朽化した施設の更新が難しいという状況を踏まえまして、気象災害によるリスクの回避及び災害に強い園地づくりを推進するとともに、良品なリンゴの安定的な生産を確保することを目的に、国の果樹経営支援対策事業では補助の対象となっていないリンゴ園の防風網の張りかえに要する経費を支援するものです。

お尋ねの事業の実績ですが、平成 28 年度は、補助件数が 11 件、総延長が 1237.76 メートル、補助金額は 176 万 7954 円。平成 29 年度につきましては、補助件数が 9 件、総延長が 1092.4 メートル、補助金額は 152 万 3390 円となっております。また平成 30 年度につきましては、補助申請 8 件に対しまして、本年 6 月下旬から 7 月上旬に交付決定を終えており、その内容といたしましては、総延長が 1099.95 メートル、交付決定額は 151 万 812 円となっております。

なお、補助申請者は現在張りかえ作業を行っておりまして、張りかえが完了し次第、実績報告などの提出を受け、市が補助金を交付する予定となっております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 天内委員。

○天内慎也委員 今、実績について答弁いただきましたけれども、これは私の考えで質疑ではないんですが、そもそもこの防風網の事業の前にあったのがスピードスプレーヤーの事業で、それを受け継いでいると。それで、その残ったお金だか何だかちょっとわからないんですが、それがもとになって最初の平成 28 年度予算が 200 万円になったと私は聞いています。それで、それから毎年 10% のマイナスシーリングがかかっていってだんだん下がっていくわけですけども、今回リンゴに対してもいろいろと市としても先議がされて、放任園とかの予算がつかましたけれども、なるたけなら今のそういう状況を——これ以上台風などでリンゴの被害がないようにという意味も込めて、やはりある程度予算は確保してほしいなということは要望としておきます。

それで、今回の台風第 21 号のときはそんなに被害はなかったと浪岡のほうでは聞いていますけれども、今のところの農家の声としては、これは当然なのかもしれませんが、防風網があったところは被害がなかったと、やっぱりさすが防風網だなという声もあります。この事業の趣旨は、災害に強い園地をつくるということにもなっていますので、この事業がもっともっと整備拡大につながっていけばなと思っています。

そこで質疑をしますが、防風網の網も破れたり裂けたりして今整備をしているんですけども、生産者から、それだけではなくて、網に必ずワイヤーがくっついていますが、そのワイヤーとか周辺器具類も支援対象になればもっといいんだけれどもなというような声があるんですけども、答弁を求めます。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 天内委員の再度の御質疑にお答えいたします。

当該事業は防風網の張りかえ分を対象としておりますが、今御案内がありましたように、交付申請に当たって生産者の方から、既存のワイヤー等の周辺器具類の新調は対象とはならないのかという問い合わせは市としてもいただいております。

しかしながら、限りある財源の中で持続可能な補助制度を維持し、より多くの生産者の方々に当該補助金を活用していただきたいとの考えのもとに、平成 28 年度の事業当初から防風網の張りかえ分についてのみを対象とすることとしてきており、今後についても同様の対応としたいと考えております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 天内委員。

○天内慎也委員 やる気はないということですがけれども、今回の黒星病は、あおもり産品支援課も現場に足を運んでよく実態を見たと思いますけれども、とにかく現場を見ることが大事ですから、このことについても今後現場で生産者の声を聞いて、多いと市が思ったら、受けとめたらやっぱりこのことも実行してほしいなと思います。

これで終わります。

○木戸喜美男委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後 1 時からといたします。

午前 11 時 57 分休憩

午後 1 時再開

○木戸喜美男委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブ、工藤健です。

まず最初に、駅前庁舎 1 階のインフォメーションへ A E D を常備していただきましてありがとうございます。

当初、1 階奥の防災センターに置いてあるということでしたけれども、やはり庁舎の前は駅前の人通りの多い大きな交差点になっていきますので、A E D は庁舎の中だけではなく、外で何か起きた際にも必要になります。いざというときの一刻を争う場合には外からもわかりやすい庁舎の 1 階インフォメーション、ここにあるべきだと思いますので、サインは発注済みということですがけれども、緊急時の救命救急に役立てばと思います。ありがとうございます。

それでは、議案別冊平成 29 年度青森市自動車運送事業会計決算書から市営バスについてお伺いいたしますが、いまだ累積欠損金 20 億円はあるものの 3 年連続での黒字ということでありますが、その要因をお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 工藤委員の市営バス事業の平成 29 年度の黒字決算の要因についての御質疑にお答えいたします。

平成 29 年度の自動車運送事業会計決算におきましては、事業収益が前年度と比較して、税抜きの数値ですけれども、約 3387 万円増の約 24 億 3769 万円となった一方、事業費用は、前年度と比較して約 493 万円増の約 23 億 186 万円にとどまり、この結果、約 1 億 3583 万円の純利益を計上することとなったところです。

この要因といたしまして、収益面については、輸送人員の増加に伴います乗車料収入の増収や、市の福祉施策に係る負担金の増、営業強化による広告料収入の増収に加えまして、長期前受金戻入が増となったことが挙げられます。

一方、費用面につきましては、退職者不補充の継続により人件費の抑制などの経費節減を図ったほか、委託料が減となったことなどが挙げられます。

しかしながら、事業収益の増につきましては、不採算路線維持のための負担金やバス購入費に係る補助金など、一般会計からの多額の繰入金に支えられた結果によるものでして、バス事業の経営は依然として厳しい状況にあるものと認識しております。

○木戸喜美男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

依然厳しい状況は確かにあると思いますけれども、ふえたところを 1 つ教えてほしいんですが、要因の一つにまず広告収入の増ということがありますけれども、その内訳を教えてくださいませんか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 再度の御質疑にお答えいたします。広告収入増の内容についてということであります。

市営バスの広告料につきましては、経営改善に資する努力の一環として、車体や車内広告などの多様な広告媒体を対象として、平成 29 年 1 月より市長トップセールスを契機に営業チームを発足させ、その営業強化を図ってきたところです。

その結果、近年は実績のなかった全面ラッピングを新たに 3 台獲得したことなどにより、平成 29 年度決算におきましては、前年度と比較して、これも税抜きですけれども、約 553 万円、率にして 22% の増となったところです。

○木戸喜美男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

車体、車内の広告、トップセールスで車両全面を使ったラッピング広告、こちらもふえたということですね。

それでは、また輸送人員がふえたということ、その要因もお知らせください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 再度の御質疑にお答えいたします。輸送人員増の状況につきましての御質疑にお答えいたします。

市営バスの運行に当たりましては、安全・安心、快適な輸送サービスの提供やお客様満足度の向上に努めておりまして、また利用者ニーズを考慮したダイヤ改正を行い利便性の向上を図るなど、バス利用者の確保に取り組んでおります。

その結果、平成 29 年度の輸送人員は 744 万 5980 人となりまして、前年度に比較して 1 万 1540 人、0.2%増加いたしました。この動向につきましては、地域によって増減がありますけれども、平成 29 年度における動向といたしましては、増加傾向が顕著な路線は、大型店舗がある観光通りや浜田地区を経由する路線となっております。また、乗客の年齢層で見ますと、高齢者福祉負担金の増加がありますことから、70 歳以上の高齢者のバス利用が増加しているものと認識しております。

○木戸喜美男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

浜田循環線とか、多分高齢者の方の利用がふえたということではありますが、それが福祉負担金にもそのまま通じていると思えますけれども、この内訳としては——ちよっともう一度福祉負担金のほうをお知らせください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 福祉負担金の内訳についての御質疑にお答えいたします。

福祉負担金につきましては、前年度に比較して約 3673 万円、率では 5.6%増加しておりまして、その主な要因といたしましては、高齢者の利用増加ということでありまして。

ちなみに、高齢者につきましては、70 歳以上の高齢者人口は、平成 29 年と平成 30 年 4 月 1 日時点と比較いたしますと 2334 人、0.4%の増となっております。これに伴いまして高齢者福祉乗車証の交付者数が平成 29 年度の人数では前年度に比べて 945 人、率にして 2.6%の増となっております。

このような状況ですけれども、福祉乗車証を使用した高齢者の利用は、前年度と比較して利用者数では 2 万 9590 人の増、それから負担金の額では 2871 万円、率にして 6.6%の増となっております。

○木戸喜美男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

高齢者自体もふえておりますけれども、福祉乗車証利用者を含め、これからますますというか、ある程度一定の期間はふえ続けると思えますので、この辺はより収入増の要因になると思えますが、3分の1が市民負担で3分の2が担当部局の負担ということですので、しばらくはまたこれも要因になると思えます。

昨年度から始まっていますバスまち空間向上事業ですけれども、そのバス待合所

の整備というのは今、どの程度進んでいるのかお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 再度の質疑にお答えいたします。

バス待合所の整備ということですが、いわゆるバスまち空間向上事業ということでありまして、この事業につきましては、バス利用者を雨風や雪から守り、安全で快適なバス待合所の整備を進めるなどのため、平成 29 年度から新たに実施した事業であります。

事業実施の初年度であります平成 29 年度における待合所の整備実績につきましては、合計で 23 カ所となっております。

交通部では、今後も順次待合所の新設や改築などを進めることとしておりまして、高齢者に優しいまちづくりに資するよう、バス待ち空間の向上に努めてまいりたいと考えております。

○木戸喜美男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

バス待ち空間、待合所の整備というのはやはり高齢者の方にはとても大事なことだと思います。平成 29 年度、23 カ所整備をしたということで、これからも進めていくんだと思いますけれども、主要路線、国道沿いであっても、場所によっては高齢者の方が歩道のへりに座ったり、バス停の踏み台のところに座ったり、結構そういう方も見受けられますので、対象に入っているか入っていないかわかりませんが、そういう現状も見えていただければと思います。

キロ当たりの収入増が多分費用増を上回ってということにもなるんだと思うんですけども、先ほどもいろいろ浜田循環線、これは最終バスもまた 4 月から遅くなって利用されている方も多いようですし、グーグルマップの活用とかさまざまな取り組みが今もあるようです。

また、最近の北海道の地震とか西日本の災害とか、こういう影響が気にはなりますけれども、インバウンドを含めて観光客もこれからはある程度期待はできると思っております。また免許返納者、これはやはり高齢化に従って、さらにこういう要素も福祉乗車証にもつながっていくんだらうと思います。あとは高齢者がふえると通院の足がふえるということで、ある意味では福祉とか医療と連携して交通政策を進めていくということもこれから必要になっていくと思いますが、本会議でも藤田議員が取り上げておりましたけれども、職員の構成がちょっと気になります。退職者の補充というのは臨時職員への委託を進めるという方向で、正職員の増は特別考えていないということでありましたけれども、その乗務員の正職員と臨時職員、いわゆる再雇用職員の人数、どのようになっているのかお知らせください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 再度の質疑にお答えする前に、先ほど福祉負担金のところの答弁で、高齢者につきましては 70 歳以上の高齢者人口が 2334 人、0.4%の増と申し

上げましたが、正しくは4%の増ということですので、謹んでお詫びして、訂正をさせていただきます。

それでは、乗務員の人数構成についての御質疑にお答えいたします。

乗務員の職員区分ごとの人数構成ということですが、9月1日時点の数値ですが、172人中、正職員が70人で、割合としては40.7%、それから再任用職員が20人で、割合としては11.6%、それから嘱託職員が82人で、その割合としては47.7%となっております。

○木戸喜美男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 70名、20名、80名、パーセントはちょっと違いますけれども、正職員の方が約半分に満たないということですね。それでは、乗務員の年齢構成、正職員と嘱託職員の年齢構成を聞きたいんですけれども、年代別で結構ですので、お願いします。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 再度の御質疑にお答えいたします。乗務員の年齢構成ということであります。

乗務員の職員区分ごとの年齢構成につきましては、やはり9月1日時点ですが、まず正職員につきましては、70人中40歳代の方が26人で、その割合が37.2%、50歳代の方が43人で、その割合が61.4%、それから既に60歳になっている方、定年退職予定の方ですが、この方が1人で、割合としては1.4%となっております。それから、再任用職員につきましては、20人ですが、全員が60歳代ということであります。また、嘱託職員ですが、82人中30歳代の方が2人、割合としては2.5%、それから40歳代の方が26人で、割合としては31.7%、それから50歳代の方が32人で、割合としては39.0%、それから60歳代の方が22人で、その割合が26.8%となっております。

これを全体で申し上げますと、全体で172人中、30歳代の方が2人、割合としては1.2%、それから40歳代の方が52人で30.2%、それから50歳代の方が75人で、その割合が43.6%、それから60歳代の方が43人で、その割合としては25.0%となっております。

○木戸喜美男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

20代の方はいらっしゃらないと。正職員の方も30代の方はいらっしゃらない、40歳以上の方ばかりということですね。

乗務員という意味では大型二種の免許が必要だということなんですけれども、全国でも20代、30代で持っている人が1割に満たないという数字も確かにあります。あと、この前の聞き取りの中では、現在パートタイムの乗務員も募集しているということですが、応募はないということですが、済みません、ちょっとお伺いしますが、女性のバスの運転手というのは何名ぐらいいらっしゃるんですか。わかり

ますか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 女性のバス運転手の方の人数ということですが、現在2人です。

○木戸喜美男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

2人。全国でもバスの運転手の女性の比率が1.5%ということですから、2人というのは大体その数字ですね。少ないですけれども、結構女性のバス運転手に目を向けている自治体というか民間のバス会社も多いようですので、それは検討の可能性はあるかと思いますが、まず若い世代の正職員がいない。正職員の年齢構成がある意味偏っているということになりますけれども、20代、30代がいないということは世代の空白があるわけですね。それが技術の継承であるとか、ある種の組織の脆弱性につながるかなとちょっと懸念はしておりますが、その辺はどのように思いますか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 再度の質疑にお答えいたします。

確かにおっしゃるとおり、なかなか若い方の大型第二種免許の取得者が少ないということで私どものほうも懸念はしております。ただし、これは業界全体の問題でありまして、このような状況は私どもだけでなくほかのバス会社も同様の状況になっておりまして、県内に青森県バス協会という団体がありますので、私どものほうとしてもそちらのほうにも話をしながら、ほかのバス会社の事業者の方々とも情報交換をしていろいろ解決策を考えていきたいと考えております。

○木戸喜美男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 確かに青森だけの問題ではありませんので、さまざまいろんな情報を得ながら進めていくということにはなるとは思います。嘱託職員の方の給与というのは多分単年度契約でしょうから、ある程度一定で昇給はもちろんだと思います。やむを得ないところはあるんでしょうけれども、それが例えば30代、40代、50代、ずっと続けていく中では、モチベーションとしてはちょっと気になってきます。

民間との格差があるので、将来へつなげる体制づくりというのもやはりこれからの中では考えていかないとだめなのかなと思っておりますが、とりあえずは3年連続でということですからこれを期待しておりますが、1つは以前に質疑しましたけれども、いわゆる500円で土日・祝日乗り放題のフリールートカード、あとは通勤定期を持っていけば土日・祝日、家族が1乗車100円で乗れるというエコ100定期、この利用状況というのはどんな感じなんでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 エコ100定期とフリールートカードの御質疑につきましてお

答えいたします。

まず、フリールートカードの利用実績につきましてお答えいたします。

まず、市営バスのフリールートカードですけれども、これは休日のバス利用者の促進を目的として実施しておりまして、土曜日、日曜日、祝日が1人500円で1日乗り放題というものであります。観光客にとりましてもお得なサービスであり、現在交通部営業所及び乗車券発売所のほか、コンビニエンスストアなどでも販売しております。

この過去の年間の販売実績につきましては、平成27年度からの数字ですけれども、平成27年度が5万3256枚、平成28年度が5万4073枚、平成29年度が5万3096枚となっております。

次に、エコ100定期の実績ですけれども、このエコ100定期というものは、その目的としてマイカーからバス利用への転換による環境負荷の軽減や休日のバス利用促進などを目的としておりまして、平成27年4月から実施しております。

内容ですけれども、通勤定期券保有者とその家族が5人までは土曜、日曜、祝日、それからお盆、それから年末年始は、市営バス、それから市民バスのどのような区間を御利用いただいても1乗車1人100円で御利用できるものとなっております、御家族で例えば休日にレジャーに行きたいというときには大変便利なサービスとなっております。

この年間の利用人数につきましては、これも平成27年度からの数値ですけれども、平成27年度からの開始ですので、平成27年度が2471人、平成28年度が2990人、それから平成29年度は3021人となっております、平成27年度の制度開始からの3年間では、平成29年度は550人、率にして約22.3%の増となっております。

○木戸喜美男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 このフリールートカードとエコ100定期は、定期券を利用している方も含めて結構知らない方も多いようなんですね。この説明をすると、意外と便利だと、今度使ってみようという声が返ってくるんですけども、土日・祭日にどれだけの人がバスを利用するかということもありますけれども、やはり知らなければ使われませんので、いろんな形でPRをしていただければと思います。

質疑ですが、エコ100定期というのは、多分バスの中で精算時に、いわゆる家族だということでエコ100定期を使うことになるんでしょうけれども、フリールートカードというのは、これはバスに乗ってからではだめなんですかね。どこかで先に買ってからの利用になるんでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 フリールートカードにつきましても、バスの中で乗務員からお買い求めいただけます。

○木戸喜美男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 わかりました。それであれば使いやすいと思います。

済みません、次に、ちょっと聞き取りしていないんですけども、お答えできる範囲でお願いしたいんですが、市営バスでのインバウンド対策という意味ではどのような対策をされているのですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 再度の御質疑にお答えいたします。市営バスのインバウンド対策ということであります。

先ほどのバスまち空間向上事業の中で、実はバスの停留所につきましても文字を大きくするような対応と、それから多言語の表示のバス停の整備を進めることとしておりまして、これは、とりあえずことしはねぶた祭の期間は暫定的に、例えば駅前と新町にそのような対応を図ったところなんですけれども、あくまでも暫定的な対応でありまして、きちっとバス停そのものを交換すべきところのものは交換したいということで、予算的には今年度予算化してバス停の発注をかけまして、来年度から観光施設とか駅前とか主要なところに対して、多言語化のバス停を整備する予定としております。

○木戸喜美男委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

バス停の多言語化、これは最低限必要だと思います。ほかにもWi-Fiについては多分大きなターミナルになるようなところ、案内所には多分ある程度設置されていると思いますが、あと官公庁でもことし2月に、公共交通を含めて外国人観光客がいわゆるストレスなく旅行できるような環境をつくっていくという、振興に関する法律をつくっています。あと、その中にあるのがキャッシュレス決済の促進とトイレの洋式化ですね。そのほかに外国人観光客向けの、いわゆる周遊パスという表現になってはいますが、多分フリールートカードの平日も対応できるような外国人向けのものがあれば、とても使いやすいと思います。いわゆる精算、お金のやりとりというのは、キャッシュレスでなければ海外の方はとても苦手なものですから、そのフリールートカード、海外の観光客向けの平日も可能なものを検討されてもいいのかなと思います。

現状すぐには無理だとしても、この土日・祝日のフリールートカードをもうちょっとPRできればいいかなと思いますが、公共交通というのは市民にとってもやはり日常行きたいところへ行けるといって、ある意味で移動する権利でもありますので、利用する私たちも観光客もそれをありがたいと思って使うのはもちろんなんですけれども、やはりその便利さを提供する市営バスの努力というのももちろん必要であって、それが信頼で結び合えればとてもいいと思います。

市営バスは市民、観光客の移動手段としてこれからも快適、最適な取り組みを続けていただきたいと要望して、私の質疑は終わります。

○木戸喜美男委員長 次に、軽米智雅子委員。

○軽米智雅子委員 公明党の軽米でございます。

第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費から、災害発生時の情報伝達について質疑をいたします。

今月9月は防災月間でありませけれども、防災月間とは、改めて防災について考える月ですが、今、日本列島は大阪北部地震、西日本豪雨、台風第21号、そして先日の北海道胆振東部地震と、本当にここ数カ月で西から東まで災害に見舞われております。このような災害の中で、いち早い情報伝達が大変重要になるかと思いますが、本市の災害発生時の住民への情報伝達は、現在どのように行われているのかお示しく下さい。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 軽米委員の災害時の情報伝達手段についての御質疑にお答えさせていただきます。

本市では、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合には、避難所を開設いたしますとともに、住民に対して避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示を発令し、速やかに避難を呼びかけることとしております。

これら災害情報に関する情報伝達手段といたしましては、携帯電話サイトを含む市のホームページ、またメールマガジンへの登録によるメール配信、さらにはテレビ、ラジオ等の災害情報、いわゆるLアラート、それと緊急速報メール——エリアメールと言われるもの、ツイッター、フェイスブックなどのいわゆるSNS、全国的なJアラート、防災アプリ、さらに広報車による直接の呼びかけなど可能な限り迅速、確実に防災情報等が伝達されるようさまざまな媒体を通じまして発信しているところであります。

各種情報収集手段がある中で災害情報を受け取ります市民の皆様には、単独での情報源ということに依存するのではなくて、各種の機器や市その他の機関からの情報により、状況を正確に判断することが必要になりますので、この方法、手段について、市ホームページなどで引き続き周知を徹底していきたいと考えております。

○木戸喜美男委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 2015年の3月定例会でも同じような質疑をしたんですけれども、今、総務部長のほうからお話のあった情報伝達の方法は、そのときから変わっていない内容ではあります。そのときも携帯を持っていない高齢者、また耳の聞こえない障害者などの弱者に対しての情報伝達の手段の一つに、やはり緊急告知のできる自動起動の防災ラジオが有効ではないかと、そのときもお話をしたかと思っております。それは3年前の話なんですけれども、この3年で災害の状況が物すごく変わってきているのも皆様もおわかりかと思っております。今紹介した災害でも、毎月のようにこれほどの大きな災害が起きて、亡くなられている方もいらっしゃる中で、本当に西日本豪雨にあっては、平成に入って最大、最悪の豪雨被害だと報道されていますけれども、こういった状況が本当に今いつ青森に起こってもおかしくない状

況なわけでありませう。

以前に聞き取りをしたときは、予算的な部分でも防災ラジオは難しいかなというお話もされたかと思ひます。せんだってちょっと聞いたお話では、緊急消防援助隊設備整備費補助金というのでは7割の補助がされると伺ひました。これを使つてでも、まずはひとり暮らしの高齢者、障害者などを限定して一部助成して、この防災ラジオを配付するべきではないかと思ひますが、その点についてお答えください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 防災ラジオ導入についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、いつ発生するかわからない災害により迅速かつ的確に対応できるよう防災体制充実強化を図ることとし、効率的に災害情報等を収集、管理、伝達することのできる防災情報システムの導入に向けた検討を行つております。

今年度は、本市の地域特性を踏まえまして、1つに、防災情報や災害情報などの把握・共有を支援する機能。2つに、収集した情報を整理分析し、避難判断などを支援する機能。3つに、災害情報等を提供するための情報伝達を支援する機能などを備えた災害対策本部機能のシステムについて実施設計を行つておりまして、新市庁舎整備にあわせシステム整備を行う予定としております。

また、お話しの際報など気象情報や避難指示、避難勧告に関する情報及び避難所開設情報など必要な情報を必要なタイミングで市民へ迅速に伝える情報伝達機能につきましては、防災ラジオによる情報伝達のみならず、地域や学校等にある既存ストックによる利活用や伝達手段の多重化も含めて現在検討しているところであります。

○木戸喜美男委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 本当に多重化を考えてくださっているということによかつたなと思ひます。

その中でも、やっぱりあくまでもこの情報の伝わりにくい高齢者、弱者に対する、そこにまた特化した取り組みもぜひ行つていただければなと思ひています。本当に西日本豪雨のときも、当然雨の中であれば広報車、防災無線等は役に立たなかつたわけでありませうし、せんだっての北海道の地震でも一瞬にして北海道全土が停電になったという状況の中で、若い人たちのほとんどが携帯に頼つていて、それが停電になったことによつて全くその情報を得る方法がないというインタビューを受けている方がおりました。以前は聞き取りをしたときに、ほとんど皆さんがラジオを持つていらつしゃると思ひますという話をされたんですけども、今本当にこうなつたときに、余りにも携帯に頼り過ぎて、特に若い人たちはラジオを持っていないんだなということもすごく思ひましたし、そういった部分ではまずはラジオの必要性というの、ふだんから高齢者だけでなく若い人にもこのラジオの必要性というのを訴えていかなければならないなと思ひます。

ハザードマップを見たことがないという方もインタビューでおりましたので、やはりこのハザードマップを見る、市民に見てもらおう工夫も必要ではないかという部分を、まずこれからもしっかりとやっていただきたいなと思います。

とにかく情報伝達ツールをふやしていくべきだということを要望して、この項は終わります。

2つ目は、第2款総務費第1項総務管理費第3目財産管理費から駅前庁舎の案内表示について質疑をいたします。

一般質問でも出ていたかと思えますけれども、駅前庁舎も半年を超えて多くの市民の方からおおむね好評の声を聞いておりますが、やはり一番多く聞くのが案内表示についての苦情であります。やはり高齢者の目線に合わせた表示が必要かと思えますし、病院のようにぜひ床に書いてほしいという声も幾つかいただきました。そういった部分で、今現在、一般質問でも案内表示を変える予定があるような答弁だったかと思えますけれども、案内表示の改修の予定内容についてお知らせください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 駅前庁舎の案内表示についての御質疑にお答えいたします。

駅前庁舎の案内表示につきましては、来庁されます市民の皆様に対しまして、訪問先の窓口等をわかりやすく案内できるようユニバーサルデザインに配慮した案内表示とすることを基本的なコンセプトとして設置したところであります。

具体的には、来庁された方の動線を考慮しながら、各フロアの入り口部分には全館案内板を設置し、各フロアの要所には、フロア案内板を設置いたしましたほか、伝達内容に応じたカウンターレベル、あるいは目線レベル、それとパラペットレベルの3段階の高さの 카테고리による案内表示を行い、さらにその窓口ごとに案内表示を色分けで行き先が探しやすいような誘導表示をしたところであります。

駅前庁舎の全面供用開始後、市民サービスや事務効率の向上などの効果が見込まれるアイデアを職員が自由に提案する職員提案制度におきまして提案がありましたことや、来庁された方からの声があったことなどから、今、軽米委員のほうからもお話がありましたが、現在、床面を利用した案内表示の整備に向けて、表示内容、表示箇所及びデザイン等について検討を進めているところであります。

今後におきましても、利用状況等を見ながら必要に応じて改善いたしますとともに、行き先を探している方を見かけた場合には、積極的に声をかけて案内するなど、来庁された方を目的の場所にスムーズに誘導できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

私たちでも何度行っても迷うような状態——当然作りがもう既にそういう状態

なので本当にそれは難しいのかなとは思いますが、今回も市民の方からいただいた声は、まずおトイレがわかりにくいと。それはすごい緊急な状態ですので、間に合わないと困りますので。おトイレ、駐車場、そういった部分が本当にわかりにくいという声が多くありましたので、まず最低限そのあたりもしっかりと表示していただければと思います。

そしてまた、これも今までも何度か一般質問であったりとか予算特別委員会とかでも出たかと思うんですけれども、駐車場の階、課の表示です。これもやっぱり多くの方から子育て関係におりたい、教育委員会におりたいと思っても——何階だったかというのを駐車場の段階でわかりたいという声をすごくいただいております。本当に細かく書く必要はないので、まず何階かというのと、多くの人たちが行く課1つでも構いませんし、大まかに書いた表示をするべきと改めて要望したいんですけれども、そういう点は考えていますでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 駐車場の案内表示についての再度の御質疑にお答えしたいと思います。

現在、駅前庁舎については、アウガ駐車場連絡通路から駅前庁舎内への各階出入り口のほうに、庁舎全階案内表示を設置して庁舎への案内を行っているところであります。駐車場への案内表示につきましては、現在計画しておりませんが、先ほど申し上げました利用状況等も見ながら必要に応じて、駐車場を含めお客様をスムーズに誘導できるよう案内表示の充実に努めてまいりたいと考えております。

○木戸喜美男委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 この駐車場の表示というのは本当に最初から何度も要望が出ていたかと思うので、いまだに考えていないというところがなぜかなと思うんですけれども、駐車場に入ったときに表示が欲しいという声が市民の皆さんからこれほど上がっているのであれば、もう少し考えていただきたいなと思いますので、ぜひ今回の建物の中の表示とあわせて駐車場の部分もしっかりやっていただきたいと要望して、私からの質疑は終わります。

ありがとうございます。

○木戸喜美男委員長 次に、仲谷良子委員。

○仲谷良子委員 社民党の仲谷良子です。

5点質疑いたします。

最初に、第4款衛生費、保健衛生費に関連して、乳がん検診について質疑します。

乳がんにかかる人は年間約8万3000人、11人に1人だそうです。亡くなる人は約1万3000人。芸能人の方も亡くなった後、随分と報道されておりましたけれども、だからといって検診を受けるということにつながっていないようです。

まず最初に、本市における平成29年度の乳がん検診受診率を示していただきたいと思っております。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 仲谷委員からの乳がん検診受診率についての御質疑にお答えいたします。

本市が実施している乳がん検診は、国が定めるがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき、乳がんの早期発見・早期治療により、乳がんによる死亡率を減少させることを目的に、40歳以上の女性を対象に2年に1回、乳房X線検査を集団健診と医療機関での個別検診により実施しております。

お尋ねの平成29年度の乳がん検診の受診率は10.2%となっております。

○木戸喜美男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 40歳から受診を勧めているということではありますが、年代別で40歳、50歳、60歳、それから70歳代以上の受診率をお示しいただきたいと思っております。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。年代別の受診状況ということでありました。

平成29年度の年代別の乳がん検診の受診率は、40歳代は13.9%、50歳代は11.3%、60歳代は14.1%、70歳以上は5.3%となっております。

○木戸喜美男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 これで見ますと、10歳の幅がありますけれども、それぞれ40歳代と60歳代がまあまあで、やっぱり70歳になると俄然低いということになるんですが、70歳でも乳がんにももちろん誰でもなりますので、やっぱりこれは受診をしなければいけないということになりますけれども、これまで受診率を高めるためにどのような取り組みをしてきたのでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。これまで、受診率を高めるためにどのような取り組みをしてきたのかとの御質疑でありました。

乳がん検診受診率向上を図るために、41歳を迎える方へ乳がん検診無料クーポン券を送付するとともに、そのクーポン券の利用がない方に対しては、さらに再勧奨を行う、いわゆるコール・リコールを実施しております。また、乳がんは40歳から60歳代で罹患率がピークとなることから、受診勧奨のターゲットを40歳、50歳、60歳を迎える方に絞り、個別通知による受診勧奨を行うとともに、その通知で受診のない方に対しましては、同様にコール・リコールを実施しております。

加えて、各種健康診査の受診と同時にがん検診を受けていただくよう、受診券の送付とあわせてがん検診の案内や、協会けんぽ青森と連携した被扶養者へのがん検診の案内、さらには電話や窓口での検診申込者に対しては、乳がん検診の該当となる方には職員が直接受診勧奨を行っております。

そのほか、市民全体への周知啓発を図るため、「広報あおもり」へのがん検診特集記事の掲載や市ホームページ、ラジオ広報による周知啓発、健康フェア等イベント

や地域の健康づくり活動の中で、チラシやポスター等による乳がん予防の周知啓発を行うとともに、浪岡地区保健協力員やおもり健康づくりリーダー・サポーターによる直接の呼びかけによる受診勧奨なども行っているところでもあります。

○木戸喜美男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 さまざま取り組みをしてきたということではありますが、その取り組みによって受診率が改善されたという——まあ、10.2%ですから、どれくらい改善したかということになるかと思いますが、改善されたと思うかどうか、お願いします。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。これまでの取り組みによって受診率は改善されてきたと思うのかとの御質疑でありました。

平成 28 年度の乳がん検診受診率で申し上げますと、平成 28 年度は 11.3%であり、平成 29 年度は 10.2%でありましたので、1.1 ポイント減少しているという状況にあり、改善ということには至っていないと認識しております。

○木戸喜美男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 テレビで乳がんて死なないための切り札ということで、つい 1 週間ほど前でしたか、国立がん研究センター保健社会学研究部というところが、どうしたら検診を受けさせることができるのかという、乳がんに関してすごく研究したことがテレビで放映されておまして、たまたまそれを見たんです。それで、360 自治体ぐらいがその取り組みをやったら、中には 5 倍に受診率がふえたということが報道されておりました。

この乳がんのことも、この 40 年間で 4 倍にふえ続けているということもその中で私も知ったわけでありましてけれども、それは多分、保健部長も御存じだろうと思っておりますけれども、引き離す圧着はがきで、町の人たちに、これを見たらあなたは受診しますかと——その前に、なぜ受診しないのですかと、いろんなインタビューをしたら、ちょっと面倒だとかおっくうだとか、それからがんとわかれば怖いとか。看護師さんの方にもインタビューしたら、「私は勧めてはいますけれども、自分に行く気はありません」などと非常に矛盾をしたインタビューもありまして、ちゃんと顔が出て、この人本当にいいんだろうかとか思ったりしたんですけれども——そういうことで、なぜ圧着はがきなのかということなんですね。なぜ、その圧着はがきを見たら行くのかということ、その研究をした方は、10 年間研究をしてきてそこにたどり着いたということなんではありますが、テレビショッピングがなぜ買われるのか、なぜ衝動買いにつながるのかというようなことから、お得感というか、本当は乳がんの検診は 1 万円なんだよと。だけれども自治体でこれくらいの負担をするから、これで受けられますよと。そのお得感をその人たち、圧着はがきをいただいた人がそこを見て、「ああ、本当は 1 万円なのに 1000 円で受診できるんだ」というお得感を植えつけるというか、そういうものだと思うんですね。

そういうことで受ける人がふえてきたということなんですが、本市も、その圧着はがきに関して――受診勧奨ですよね。そのことで各自治体が参加していると言われたんですけども、その企画に本市は参加したのかどうか、お聞きいたします。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。ただいま仲谷委員のほうから御紹介のありました、テレビでの乳がんの圧着はがきによる受診勧奨の企画に本市は参加したのかとの御質疑でありました。

この企画は、乳がん検診の未受診者に対して、委員から御紹介ありましたとおり、国立がん研究センターが研究したものに基づいた全国共通の乳がん検診受診勧奨の圧着はがきを送る企画ということで、本年6月中旬くらいに県からその企画の御案内は受けております。この企画で全国1747自治体のうち360以上の自治体が参加したということも承知しておりますが、本市ではこの企画には参加いたしておりません。

この企画では、9月のテレビ番組と連動して8月に事前に自治体が対象者へ乳がんの受診勧奨のはがきを送るとしたものでありましたが、本市が参加しなかった理由といたしましては、本市では5月下旬から6月上旬にかけて、41歳を迎える方に乳がん検診無料クーポン券を送付し、また40歳、50歳、60歳の方へ受診勧奨の個別通知を送付したばかりの時期でありまして、これらの方々への再勧奨ということを11月に設定していたところでありました。

したがって、市の勧奨スケジュールとはマッチしなかったことや、また圧着はがきの印刷費や郵送料等、勧奨に係る経費は自治体負担ということが示されていたことなどから、受診勧奨のタイミングやコスト等の観点から、この企画には参加しなかったものであります。

○木戸喜美男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 別に、圧着はがきを使わなくても市の取り組みの中でやれることはあるんだろうと思います。

受診率は10.2%ですから非常に低い。その低いことを改善するための取り組みは、やっぱりこれからもやっていかなければいけないんだろうと思いますけれども、どんなふうに考えられていますか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。受診率を改善するためにどのようなことが必要かとの御質疑でありました。

乳がんを含めて、がん検診の受診勧奨が実際にがん検診を受けるという行動に結びついていくためには、インパクトがあり、わかりやすく、先ほど仲谷委員のほうから御紹介がありましたお徳感が感じられるメッセージ等により、受診のきっかけを与えていく工夫ということが必要であると考えております。

番組内でも紹介されておりました、こういった行動科学に基づいた受診勧奨ということにつきましては、先般、職員が研修会に参加し、実際に勧奨通知の改善例というようなことも具体的に学んできておりますので、今後の市の個別勧奨通知の作成の際、また、乳がん月間をPRする10月1日号の「広報あおもり」での特集記事の際、また、周知啓発チラシの作成等に生かしてまいりたいと考えております。

また、2人に1人ががんになる時代を迎えておりますので、がんを自分事として感じてもらえるように、9月のがん征圧月間キャンペーンの一環として、来週にはアウガ駅前スクエアで、また10月には乳がん月間を通じてアウガまちなか保健室で、乳がん触診モデルを利用した体験型の啓発を行うこととしており、より多くの市民に受診を働きかけてまいりたいと考えております。

○木戸喜美男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 ありがとうございます。

そうですね。どうしても自分にはがんにはならないとか、信念として持っている人も何か話をするといるようで、でもそんなことはないんですね。今、2人に1人ががんにかかる時代になっているということからしたら、早期に見つかり、それは死に至らない状態で本当に長く生きられるということにつながるわけですから、ぜひ今、保健部長がお答えになったことを取り組んでいただいて、私もどんなふうにそれが広報とかに載せられていくのかちょっと楽しみにしておりますので、お徳感を出したようなインパクトのある、わかりやすくということですから、ぜひそういうふうなことで、みんなが受診をしたくなるような、そういう広報であっていただきたいし、啓発であっていただきたいと要望申し上げまして、ここは終わります。ありがとうございました。

次は、第10款教育費に関連して、教育における性的マイノリティーについて質疑いたします。

教育委員会主催の性的マイノリティーについての研修講座に、私も出席させていただきました。宝塚大学日高教授の講演でありましたけれども、とてもいい勉強をさせていただいたんですが、学校において、性的マイノリティーの子どもがクラスに1人はいてもいいという考えのもとに、それがまたいじめの被害につながっている部分、それから理由のわからない不登校なども性的マイノリティーが要因だということもその中で知らされました。

質疑いたしますが、小・中学生及びその保護者に対して、性的マイノリティーの理解を深めるための教育をすべきと考えますが、市教育委員会のお考えを示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 仲谷委員の教育における性的マイノリティーについての御質疑にお答えします。

教育委員会では、本市の教育指導の方針である「個を生かし 夢をはぐくむ 特

色ある学校」を目指しており、全ての子どもが差別されることなく、生き生きと学校生活を送る上で、性的マイノリティーとされる児童・生徒への理解ときめ細かな支援が重要であると認識しております。

教育委員会では、平成 28 年度から今年度までの 3 年間で性的マイノリティーとされる子どもたちへの理解を深める期間とし、市内公立小・中学校の全教職員を対象として、性的マイノリティーへの理解と支援にかかわる教育課題研修講座を開催し、教職員の資質向上を図ってきたところであります。

次年度以降につきましては、児童・生徒及びその保護者に対して、いつでも相談してほしいという教職員のメッセージを送り続けられるような体制づくりを確立することにより、全ての子どもが差別や偏見等がなく、安心して学校生活を送ることができるよう支援をしてまいります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 そうすると、次年度、平成 31 年度以降はいつでも相談を受けられるような——メッセージを送り続けられると言いましたか。そういうことのために、体制を整えていくということなのですが、私は小・中学生、それから保護者に対しての性的マイノリティーの理解を深めるための教育、ですからその方たちも性的マイノリティーとは何なのかということを知るような教育をすべきというふうに今、質疑したんですが、ここにはお答えになっていないのではないかと思いますけれども。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

性的マイノリティーの理解を深める教育についてということでありましたけれども、現在、今日的な課題として、性的マイノリティーを扱う教材が非常にふえてきております。例えば、社会科における基本的人権の学習、あるいは「特別の教科 道徳」における学習、そういった中で性的マイノリティーを取り上げるようになってきているということですが、例えば、本市の子どもたちが次年度から使用する道徳科の教科書においても、中学校 3 学年では、さまざまな性について取り上げておりますし、中学校 2 年生においては、個性を尊重する社会を取り上げております。そういうふうな教材を人権教育の内容として適切に年間指導計画に位置づけて、その上で性的マイノリティーへの理解を深める教育を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 日高先生が講座で言われたことは、学年全体で啓発をやるべきだというようなことなどもおっしゃっていたんですが——まずこのところは一旦置いておいて。ことしの 6 月定例会で、私、小・中学生の性的マイノリティーの取り

組みを質問しました。御答弁の中に、具体的にということでも5点挙げられましたけれども、これは、現在取り組まれている内容について私は質問したのですが、答弁は現在取り組まれている内容ということでもよろしいんですね。確認です。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えします。

平成30年第2回定例会の一般質問でお答えしました答弁が現在行われているものなのかということでもしたけれども、現在も行っておりますし、今後も行っていきたいと考えている内容であります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 少し具体的にお聞きしたいと思います。

1点目で答えているのが、「性的マイノリティーとされる児童・生徒が日ごろから相談しやすい環境を整えること」とありますが、この相談しやすい環境とはどのようなことを取り組んでいるのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えします。

相談しやすい環境づくりとはどのような環境なのかということでもありましたけれども、小・中学校では性的マイノリティーを初め、児童・生徒の不安や悩みに対して支援するための生徒指導体制、あるいは教育相談体制の必要性について、年度初めに職員会議や校内研修会において共通理解を図っているところでありますが、その上で日ごろから児童・生徒の観察をすること、あるいは授業等での支援、例えば声かけとかつまづきへの支援を具体的に助言すること、あるいは子どもたちが持っている不安や悩み、そういったものを書いてもらう生活アンケート調査を行ったり、その結果に基づいて教育相談を行うこと、そしてまた定期的な二者面談等も行っております。また、状況に応じてはスクールカウンセラーとか医師、あるいは関係機関と連携して支援を行ったりもしております。たくさんあるんですが、そのほかに相談機関を紹介するカードを配付するというも行っております。

また、先ほど申し上げましたけれども、人権教育等を全ての教育活動の中で推進していくことで、子どもたちが人として大切にされているという思いを持てる、そういう学校生活を送らせること、そういった学校生活全般のことを通して相談しやすい環境と考えております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 性的マイノリティーについて、そういうふうには相談しやすい体制になっていることはわかりましたけれども、では相談は来ていますか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えします。

性的マイノリティーについての相談は来ているかということですがけれども、平成26年度に調査がありましたけれども、全国的に見ると六百数名が性的マイノリティーであると答えたという調査でありましたけれども、そのときには、本市においては、調査に性的マイノリティーについての回答をするという学校はありませんでした。それ以降も、毎年度学校から報告等がありますけれども、性的マイノリティーについて相談をしている児童・生徒はないということが今現在のところであります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 性的マイノリティー当事者アンケート結果というのがあるんですけれども、これは青森県に関してですから青森県内の人です。このアンケートに答えた人が119人あります。青森県出身であって、他の地に住んでいる人が49人で、他の地から青森に来た32人がこれに答えているんですけれども、自分で、誰に相談するかということなんですよ。そういう性の悩みだとかということと言えないで、誰にも話していないという人がやっぱりいるんですよ。誰に相談するかというのは一番大きいのは友人です。あとはSNSだとか親とかLGBTのコミュニティーだとか、きょうだい、職場の同僚、職場の上司、親戚、次に学校の教員なんですよ。ですから、当事者の人のアンケートから、今のところは学校の教員は相談しやすい対象に——内容がまた変わってくれば違うかもしれませんが——相談しやすい対象になっていないんですよ。

ですから、私がまず最初に質疑した内容は、いろんな取り組み、職員会議で共通理解を図っているとか、子どもを観察して、この子がそうかなとかと思っても、まずLGBT、性的マイノリティーとは何なのかというのを子どもが共通してわかる、先生たちだけがわかったってだめじゃないですか。子どもたちもしっかりとこのことについて——これでいじめも受けているし、最初に言ったみたいに不登校にもなったりしているんだから、そういう学びの場がなく、これは相談に行きますか。まずそこが——そして保護者もそうじゃないですか。わからなければ、自分が何者であるのかということも子どもたちはわからない状態において、先生にどうやって相談しますか。そして、先生はそこで観察して、「あなた、LGBTでないか」と言えないでしょう。だから、きちんと子どもたちがわかる取り組みをまずすべきだと私は思いますよ。だから最初に、私が具体的な内容で教育をするべきでないかというのは、概念的なものだけでなく、具体的に——例えば当事者の方もいますし、そういう専門家とかもいるでしょう。そういう方からもきちんと話を聞いて、男、女だけでなく、そういう子どももいるんだよ、大人もそうなんだよということ子どもに話していいんだよと。カミングアウトまでは行かないまでも、悩まないでほしいということを先生が教えるのだったら、そういうことを教えなければいけないんじゃないですか。

また、もし当事者の方がお話するんだったら、自分がこういうふうにして悩んできたということ子ども前で話すとか、保護者の人たちにも話してもらうとか、そういう取り組みをしない限り、私は絶対ここは進んでいかないと思いますよ。どうでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えします。

具体的に性的マイノリティーの知識等について、子どもたちに教えなければ、子どもたちがカミングアウトまでは行かないけれども、そういった相談をするのはなかなか難しいんじゃないのかということの御質疑でした。

先ほど申し上げた内容と少し重なる部分もありますけれども、今、仲谷委員のほうでおっしゃったような内容について、例えば社会科あるいは道徳科等で、そういった内容が教材の中で出てきておまして、それを子どもたちと一緒に授業をすることによって、適切にそういった知識を教えていくと。そして、それとあわせてさまざまな人権尊重に係る授業等も重ねていくと。そのような中で相談をする子どものそういう環境づくりがなされればいいなと思いますし、委員の最初の御質疑の中にもありましたけれども、保護者に対してもそういった授業をやった後の各種通信等とかで周知を図っていく中で、みんなでそういったことに関心を持っていくと。そういったことが大切であろうし、今後なされていくものと考えております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 学校のそういう教材の中で教えるということが本当に具体的なのかどうなのか、私はそこが疑問です。ですから、きちんと性的マイノリティーについて学ぶということが必要でないかと思うんですよ。

それと、あと「性的マイノリティーとされる児童・生徒から相談があった場合には、相談を受けた教職員が一人で抱え込まず、サポートチームをつくり、校内委員会等を設けて対応すること」と前に6月定例会で私に答弁したんですが、これは、当事者からしたら非常に危険なことなんだそうです。ここから拡散していく場合があるんだそうです。だから、1人の先生が抱え込んでちょっとできないからといって、いろんな先生たちと話をしながら校内で委員会をつくるということが、さもよさそうだけれども、そこからその子どものことが広がっていく場合もあるから、本当に慎重にしなければいけないということも話をされました。

それから、先ほどもお答えになったスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、カウンセリングアドバイザーの方たち、この人たちにも相談をする、この方たちとも連携してということですが。でも私、この方たちが——それはスクールカウンセラーはそれぞれの役割の中でのきちんとした専門的なものは持っています。でも、性的マイノリティーの専門家ではない。それから、スクールソーシャルワーカーもそうじゃないですか。だから、専門的でない人からお話を聞いてもだめなの

ではないかと思うんですよ。それで、この方たちがしっかりと性的マイノリティーについて学んだ方たちなのかどうなのかということが非常に不安です。

ここは、ちょっと時間の関係でお答えはいただかないんですけれども、もう1つは、「教育相談に係る専門家や医療機関と連携しながら対応する」となっていますけれども、教育相談に関してちょっと1点質疑します。

現在、教育相談の窓口にいる方、これは性的マイノリティーについての専門家の方なんですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えします。

教育相談の窓口にいる職員が性的マイノリティーの専門家か……

[仲谷良子委員「専門家というよりもきちんと学んだ方なのかどうかとお聞きします」と呼ぶ]

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 きちんと学んだ方かということですがけれども、カウンセラーの基本姿勢というのは、相談者の悩みに寄り添って性的マイノリティーに限らずどのような問題にでも——もちろん子どもたちの悩み、不安についてですけれども、そういった不安を受けとめて対応するという仕事ですので、当然性的マイノリティーの専門とは限りませんが、性的マイノリティーについての知識等もさまざまな情報を得ながら対応しているという状況にあります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 ちょっとこの教育相談について聞いたことなんですけれども、悩んで、この教育相談に電話をかけた方がいるそうなんですけれども、そういう相談はやっていないよと笑われたというふうに聞いています。

これは、前に村川委員にお答えにもなっているんですけれども、この性的マイノリティー、LGBTに関しての相談は何年前から教育相談の中に入っていますか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えします。

LGBTについての相談は何年前から相談内容としてあるかということですがけれども、教育相談につきましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、特定の何かだけ、範囲を指定して、これとこれの相談を受けるというふうなものではなく、お電話いただいたものについては、あるいは相談、来室いただいたものについては、相談者に寄り添って全て相談を受けるということになっておりますので、何年からということについてはちょっと申し上げることはできませんので、よろしくお願います。

○木戸喜美男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 でも、そんな相談はここでは受けられないよと言った内容——おわかりでしょう。そういうことで教育相談に当たっている方がそういうふうに答え

たということはお聞きになっていますよね。

ですから、この教育相談をやっている方もきちんと学ばなければ、性的マイノリティーについての内容を学んで、わかって、そして相談を受けるということにしなければ——もちろん校長先生だとか、それから学校の先生を退職した方たちが相談を受けているんでしょうけれども、でもそういうことはわからない先生だっていらっしゃるじゃないですか。ほとんどの方がわからない状態だと考えなければいけないと思うんですよ。ですから、そういう相談を受ける方もきちんとそこで知識を入れると。そのことについて入れるということも教育委員会としては考えていただきたいと思えます。

日高先生が子どもたちの授業内容について、性的マイノリティーについての授業をするんだったら、どういう授業を進めるかということ、それぞれの学校ではなくてきちんと市教育委員会として作成すべきでないかと言われましたけれども、このことについてどのように考えますか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 性的マイノリティーの指導をする際に、教職員が指導する際の指導案を市教育委員会として作成すべきではないかという御質疑でしたけれども、教職員のほうではきめ細かな授業をするために、授業に際して指導案を作成しておりますが、現時点で性的マイノリティーについての指導案を作成するというを明言はちょっとできませんけれども、授業に際して先生方が使った指導案については、学校訪問や研修講座等を通して紹介していきたいと思えます。

そしてまた、本市教育委員会においては、毎年度事例集等も作成しておりますので、今御指摘いただいた内容について考慮しながら、そういったものに指導案を掲載するというについても考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 時間がもうなくなってしまいそうなので、紹介だけします。

これは熊本市でつくった、「LGBTなどの性的マイノリティーサポートハンドブック～熊本市職員として知っておくべき基礎知識～」、非常に参考になります。総務部長、これはインターネットですぐ引っぱれますので、ぜひ見てください。職員もみんな知るべきだということで熊本市がつくっています。

次は、学校徴収金について質疑いたします。

学校徴収金について、平成28年9月定例会の一般質問で、学校徴収金の内訳等を把握するため毎年調査すると答弁されましたが、去年は調査されましたでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 仲谷委員の昨年度の学校徴収金の調査の実施についての御質疑にお答えします。

教育委員会では、保護者の負担軽減や学校徴収金のさらなる適正化の維持を図る観点から、学校徴収金の金額等についての調査を平成 28 年度から毎年度実施することとし、昨年度においても調査を実施したところであります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 そして、この最低と最高の金額、平成 28 年度は各学校によってすごく違っていましたが、今現在どんな状況にあるのか。簡単に前振りなくお答えください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 仲谷委員の学校徴収金の最低、最高金額の平成 28 年度と平成 29 年度の比較についての御質疑にお答えします。

小学校、中学校とも、最低金額については若干増となっております。そして、最高金額については若干減となっております。

そして、最高金額と最低金額の差については、昨年度よりも縮小しているというのが現在の状況であります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 これは聞くつもりでしたけれども時間がないので、要望として、きちんと指導していただきたいことを要望いたします。

次に、8 款土木費 2 項道路橋梁費に関して、道路の補修について質疑いたします。

道路の穴の補修は、町会、市民からの通報によるものか。簡潔に教えてください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 仲谷委員の道路の補修についての御質疑にお答えいたします。

本市では、市道の破損等の状況を把握するため、日常的に道路維持課職員により、東部、中部、西部の 3 地区に分けて実施している道路パトロールや職員総パトロール制度に加え、町会、町内会、市民からの情報提供をいただき、歩行者や自動車の安全な通行を確保することを最優先に順次道路補修を行っているところであります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 仲谷委員。

○仲谷良子委員 あと 1 分ですか（「1 分半」と呼ぶ者あり）じゃあ、もう 1 つ通告していますので、ちょっと点字ブロックのことだけお願いします。

点字ブロックについてですが、点字ブロックが劣化してぼろぼろになり剥がれている地域を見受けますが、これについての対策は行っているのか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 点字ブロックの補修についての御質疑にお答えいたします。

点字ブロックの主な劣化原因といたしましては、歩道上に乗り入れる車両の通行や除雪車の作業によるものと考えられますが、補修につきましては、道路維持課職員による日常のパトロールや町会、市民からの情報提供によって現場を確認し、点字ブロックの張りかえ等を行うなど、適宜対応しているところであります。

○仲谷良子委員 終わります。

ありがとうございました。

○木戸喜美男委員長 次に、長谷川章悦委員。

○長谷川章悦委員 それでは、まずりんご防風網張替支援事業の実績については、先ほど天内委員が申し上げておりましたので、恐らく、平成 28 年度と平成 29 年度の実績、さらには平成 30 年度の進捗状況ということですが、たしか同じだと思えますので、これは割愛して結構です。

ただ、市では、県に対して平成 31 年度の事業要望で、国の果樹経営支援対策事業の補助対象にリンゴ園の防風網の張りかえを追加することについて要望していると思います。その県からの回答についてお願いいたします。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 長谷川委員の御質疑にお答えいたします。

市では、平成 28 年度より市単独事業で防風網の張りかえに係る費用に対して一部助成するりんご防風網張替支援事業を実施してきましたが、市単独による対応のみでは効果が限定的にならざるを得ないため、平成 29 年度重点事業要望から、国の果樹経営支援対策事業の補助対象にリンゴ園の防風網の張りかえを追加するよう要望してきたところです。

この要望に対しまして、県からは国に確認した結果として、国の果樹経営支援対策事業を活用し、計画的な防風設備の新設など競争力の高い産地を育成するための活動については支援していくこととしていますが、防風網の張りかえについては、園地の維持管理経費であり、補助対象経費とはならないとの回答をいただいております。

しかしながら、市としては、気象災害によるリスクの回避及び災害に強い園地づくりを推進するとともに、良品質なリンゴの安定的な生産を確保するために、来年度においても引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 先ほどの天内委員への答弁で、防風網のワイヤーについては考えていないということだったと思います。例えば、その果樹経営支援対策事業で改植とか新植、それも平成 28 年度からずっとやってきていると思うんですけども——これは質疑ではありませんから——その実績を見ると、結構、改植とか新植は減ってきていますよね、平成 30 年度はどうなのかわかりませんが。そういうのをいろいろ考えてみれば、やはり今あるリンゴ園地を守るということで、その

ためにやっぱり防風網——今回の台風で私のリンゴも大分、16箱ぐらい落ちましたけれども——この防風網も、防風網の次の次のところあたりまでは効くんですよ。3列目、4列目になれば、これは効かなくなるんです。ですから、中にもこう入れればいいという話もあったんですけども、そこまでやるとかなり経費がかかりますので。そういう意味では、私の周辺でも随分網の破れている、確かにワイヤーも切れているところがありますけれども、そういうのをいろいろ考えてみれば、案外、改植とかそういうのが少なくなっている現状から見れば、ワイヤーとかも考えてみてもいいのかなという感じがいたします。

総体的に見ても、支援対策について検討する必要があるのかなと思いますので、今後市として考えていただければと思います。ありがとうございました。

次に、生産者6次産業化支援事業でありますけれども、この支援事業の平成28年度以降の実績があればお示しいただければと思います。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 長谷川委員の生産者6次産業化支援事業の実績についてのお尋ねにお答えいたします。

青森市生産者6次産業化支援事業につきましては、農林水産者等が農林水産物を活用した新商品の開発等の6次産業化を実践することにより、農林水産物の高付加価値化、経営の多角化及び生産者の所得向上を図ることを目的に、平成28年度から開始した事業でありまして、青森県が実施する「地域の6次産業化」スタートアップ支援事業及び農山漁村女性起業育成事業の対象者に、対象経費の4分の1に相当する額のかさ上げ助成を行うものであります。

当該事業の実績につきましては、平成28年度が、農産物を活用したベーグル等の加工開発等の3件に対し、補助金額約44万2000円、平成29年度が、葉とらずふじを利用した介護食や離乳食に対応できる無添加の煮リンゴの開発等の3件に対しまして、補助金額約45万5000円となっております。

なお、今年度につきましては、現時点では申請はありませんが、当該事業に関しては2件のお問い合わせをいただいているところです。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 実際、浪岡でやっている人に言われて、初めてこういう事業があるんだなということがわかったんです。聞いてみると、やっぱりこれもまた、農家の人も活用すればなかなかいいのかなという思いもありました。案外、周りの人もこういう事業があるというのを知らないんですよ。だから、大いにこういうのを活用してもらって、加工のほうに結びついていけたらいいのかなという思いもありましたので、お尋ねいたしました。ぜひひとつ、これからもこういうのを広げていただければいいなと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

最後に、スポーツ関係です。これも、いい回答は期待していませんけれども、いろいろアリーナの活用については随分議論になっておりましたので。

先般、国体——今、国民スポーツ大会になるのかな——のほうでビーチバレーボールとかトランポリンも加えて、現在会場の決まっていない種目が8種目ほどあるという情報もありましたので、例えば、まだ決まっていない種目について、アリーナで開催し、活用できるように要望できないものかなと思いましたが、その点についてお考えをお示しいただきたいと思います。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 長谷川委員の国体における会場未選定の競技のアリーナでの開催要望についてという御質疑にお答えいたします。

第80回国民体育大会につきましては、正式競技37のうち、14競技が本市で開催されることとなっております。現時点で会場地が決まっていない室内競技は、今、委員からも御案内ありましたけれども、正式競技の体操のトランポリンと、あと公開競技ですけれども、武術太極拳の2競技であります。県の国体準備室によりますと、これらについては、今後、競技団体と調整の上、市町村の意向確認を経て会場地を決定するというものであります。

市におきましては、現在アリーナの整備に当たり、有識者会議を開催して検討を進めているところですが、アリーナにつきましては、国体のメインアリーナとしての利用、あと国体参加者の練習等に活用するサブアリーナとしての利用、国体会場となる体育施設を利用できない市民ニーズへの対応という3つの点で、国体にも貢献できるものと考えております。

このような考え方のもと、今後アリーナの機能や規模の検討の進展にあわせて、各競技団体等に対し、国体のメインアリーナとしての利用を打診していくこととしているところです。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 アリーナについて、皆さんからもさまざま御質問等がありまして、国体に使うというようなことから始まってから、使えるのが決まってしまうのに何に使われるのかといろんな議論になっていましたので、私は親心で、せっかくできるんだから、もしその8種目で決まっていないのがあれば、要望して開催していただければ、国体に活用するためのアリーナだと大義名分が立つと思いましたが申し上げました。頑張ってください。終わります。

○木戸喜美男委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後3時20分からといたします。

午後2時51分休憩

午後 3 時 20 分再開

○**木戸喜美男委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、奈良岡隆委員。

○**奈良岡隆委員** 新政無所属の会の奈良岡隆です。

病院事業会計決算のうち、市民病院についてお聞きします。

市民病院における建物の 10 年間の減価償却額及び平成 29 年度末の残高をお示してください。

○**木戸喜美男委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○**木村文人市民病院事務局長** 奈良岡委員の市民病院の建物の減価償却額についての御質疑にお答えいたします。

市民病院における建物の 10 年間の減価償却額は、平成 20 年度が 2 億 1578 万 3042 円、平成 21 年度が 22 億 3851 万 8103 円、平成 22 年度が 2 億 4026 万 8725 円、平成 23 年度が 2 億 4026 万 8725 円、平成 24 年度が 2 億 4026 万 8725 円、平成 25 年度が 2 億 4026 万 8725 円、平成 26 年度が 2 億 5187 万 5842 円、平成 27 年度が 2 億 5455 万 7719 円、平成 28 年度が 2 億 5550 万 6615 円、平成 29 年度が 2 億 6159 万 9204 円となっております。

平成 29 年度末の建物の未償却残高は、平成 29 年度末における取得価額 137 億 5187 万 3242 円から、平成 29 年度末における減価償却累計額の 101 億 86 万 1826 円を差し引いた 36 億 5101 万 1416 円となっております。

以上でございます。

○**木戸喜美男委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** ありがとうございます。

それでは、市民病院の昭和 60 年、第 1 期工事分の施設の償却は何年までなのかお知らせください。

○**木戸喜美男委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○**木村文人市民病院事務局長** 奈良岡委員の再度の御質疑にお答えいたします。

第 1 期工事分の償却の最終年度というお尋ねですけれども、第 1 期工事の建物は昭和 60 年に建設されておりますので、減価償却の最終年度は平成 37 年度となっております。

以上でございます。

○**木戸喜美男委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 一般質問で建てかえに関してお尋ねしたとき、まずは経営再建からという答弁でしたが、この経営再建という意味はどういう意味なのか。黒字化したときということなのか、どういう意味なのかお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えします。

経営改善は黒字化したときなのかという御質疑ですけれども、基本的に資金不足を解消するということを目標にしておりまして、その資金不足解消年度をその年というふうに考えております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 資金不足を解消するのが経営再建という御答弁でしたけれども、一般質問で病院の建物の耐用年数についてお尋ねしました。そのときの耐用年数についてのお尋ねで、答弁では39年という答弁だったと思いますけれども、平成29年につくった「青森市公立病院改革プラン2016—2020」、これを見ると、この中では平成35年度に一時的ではあるが経常黒字となる見込みであるけれども、平成37年度で資金不足を解消する見込みである。この計画では平成37年度に資金不足を——計画ですからね——あくまでも見込みの計画として平成37年度に解消するということですが、今の答弁だと、経営改善は資金不足解消ということですので、そうすれば平成37年度に計画どおりにいって解消した場合、それから建て直しを考えるとということなのではないでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えします。

御質疑にお答えする前に、先ほど御答弁いたしました、ちょっと訂正させていただきます。

先ほど平成21年度の減価償却額を22億3851万8103円と申し上げましたが、正しくは2億3851万8103円ですので、謹んでお詫びし、訂正させていただきたいと存じます。

今、奈良岡委員から御紹介いただきました計画については、確かにそのように記載させていただいております。

平成29年度の決算を踏まえまして、また今後の取り組みを精査した結果として、現在県のほうに提出を予定しております資金不足の解消計画においては、市民病院は平成32年度に黒字化して、平成33年度に資金不足を解消するというもので提出しております。

○木戸喜美男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 済みません、平成33年度に資金不足を解消するんですか。

平成37年度解消を平成33年度にということは、4年間繰り上げるということですよ。すごいなと思いますけれども。

まずは、そうすれば累積欠損金が50億円を超えていますけれども、これについてはどうお考えでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

確かに今お話がありましたように、市民病院の累積欠損金は 50 億円を超えておりますけれども、黒字化して少しずつでもその累積の欠損金を埋めていきたいと考えております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 いや、それは病院も黒字化を目指すのは当然ですよ。ですからそうではなくて、平成 29 年度で累積欠損金が 50 億円を超えたということなので、それについてどう考えられるか、評価をお聞きしているんですけども。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

確かにかなり大きい額で、累積欠損金をプラスに持っていくというのは容易じゃないなというふうには考えております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 それでは、ちょっと今年度一般会計から繰り出し基準を超えてどうか外れてどうか、特例的に 1 億円の基準外繰り出しを行っておりますけれども、財政規律の遵守も必要だと思いますが、財政部長、ちょっとこの点についてどう考えられるのかをお知らせください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 再度の御質疑にお答えいたします。

財政規律が重要だという奈良岡委員の御指摘はごもっともだと思います。とはいながらも、市民病院は非常に青森市にとって重要な市民の安心・安全を守る施設だとも認識しております。

そういった中で、昨年度、平成 29 年度決算におきましても、繰出金として経営基盤の安定化ということで 2 億円の繰り出しを行いましたし、また当初予算におきましても加えて繰り出しを行っております。市の財政事情、非常に厳しい状況にはありますけれども、市民を守るという施設に対しまして一般会計からも支援をしていくということを考えておきまして、市民病院におきましても自立的な経営を行っていただきたいとは考えております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 失礼しました、企画部長、申しわけありませんでした。財政部長と言ってしまった。申しわけありません。

一般会計から病院にお金を出す場合には、要するに、一般会計の負担の考え方としては繰り出し基準というのがあります。それに基づいて出しているわけですがけれども、今回の場合も基準外で繰り出ししているわけですがけれども、今の病院の経営状

況からいけば、これが恒常的になりますよね。来年も出る可能性がありますよね。こういうふうな、要するに恒常的に毎年基準外で一般会計から繰り出しというか繰り入れと言えればいいのか、お金を出さなきゃいけないという状況について、どのように企画部長として考えられるのか。財政を担当する部長として、どのようにお考えになるのかお知らせください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 再度の御質疑にお答えいたします。

確かに恒常的に毎年度毎年度、これが未来永劫にわたって繰り出しを行うということになれば、それは一般会計としてももたないところだと思います。そういった中で、今、市民病院のほうでは、公立病院改革のプランということで、また加速化プランも設けて、今、自立した病院経営に向けて取り組んでいるところだと思っています。

その中で一時的といいますか、一定期間かかるとは思いますが、今現在一般会計から経営基盤の安定化に向けた支援を行っていくということは大切なことだと思っておりますので、これをもとにして、病院として経営努力をしていただきながら、自立的な経営を図っていただくということを期待しているところです。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ありがとうございます。

今の企画部長のほうからお話がありましたけれども、要するに青森市公立病院改革プランの加速化に向けてという話でありました。加速化に向けて10月から病床数を減らすということですが、今、休床しているのは66床です。要するに使っていないとか、休んでいる病床は66床です。10月からはそれを超えた病床数の削減を行うということなんですけれども、それはまずなぜかということと、そうすれば、病床数が減れば当然医師も減ることになるのかお聞かせください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

病床数についての御質疑ですが、休床しておりましたのは66床でありまして、プラスアルファで13床病床を削ったという結果ですが、その理由というのは、その削った13床の病床の稼働というか、利用率が余り思わしくない。また、今後使う見込みのないであろうという病床を見込んで、13床多く削ったというところであります。

削減による医師の影響という御質疑ですが、13床を削った結果として、ここがずっと今まで病床が埋まっていたということであれば医師のほうにも影響が出るんでしょうけれども、実際の市民病院の病床稼働率自体が約6割をちょっと切るぐらいの病床稼働率ですので、医師のほうには影響が出ないというか、そういう状況であります。

○木戸喜美男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 わかりました。

今、要するに医師についても各科で目標医師数というか、それがあろうと思うので、それはそのままということでもよろしいんですね。わかりました。

ところで、多分先ほどの答弁だと、この「青森市公立病院改革プラン 2016—2020」の加速化に向けての中で、高度急性期機能病床の削減、これが25床から15床で10床減らすとか、周産期医療関連病床の削減、15床あったのが3床で12床減らす。15床あったのを3床にしちゃうんですかね。要するにそういうことだと思わなければならないんですけども、青森市民病院というのは当然、急性期病院ですね。急性期病院なのに、この高度急性期機能病床の削減、これはどういう意味で削減することになるのか、ちょっと私わからないんですけども、どういう考え方から急性期病院でありながらこの急性期病床を削減するのか、その判断基準をお聞かせください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

急性期病床の削減という御質疑ですけれども、先ほども申し上げましたとおり、そういう機能の病床の利用実態が非常に低迷していると。そういう状態もありましたので削減したと。確かに市民病院自体は高度急性期の病院として今後も医療提供を行っていく方向ではありますけれども、ベッドの利用状況を見ての判断として決断させていただいたということでもあります。

○木戸喜美男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 この急性期病院というのは、救急車で運ばれる救急搬送とかもありますけれども、急に病状が変わって重篤になったときに運ばれてきてということですね。これ、25床あったのを10床減らして15床にしちゃうんですよ。市民に何かあって、命にかかわる急変があったときに運び込まれる病床数をこんなに減らしていいのか。今の現状に合わせたというけれども、もしも入れなかったらどうするんですかね。それでなくても今この急性期病院としてのあれを維持すると病院長も書かれていますし、この加速化に向けてのプランの中でもそれは維持していかなければいけないというふうに載っています。それなのにこんなに、25床を10床も減らすというのはどういうことなのか、もう一度お考えを、再度お聞かせください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 答弁の繰り返しになりますけれども、先ほども申し上げましたように、現在、利用状況が低迷していると。25床から減ったということですが、使われていない病床という状況でしたので削減させていただいたということでもあります。受け入れに関しても、これまでのその状況を見て、大丈夫、やっていけるというような判断のもと、削減させていただいております。

○木戸喜美男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 こう言うっては悪いんですけども、今のは大丈夫だとか大丈夫で

ないとかと——要するに急性期病院として機能がちゃんとできるという話ですけども、事務局長ですから。本来は例えばお医者さんとか、その急性期医療に関する先生がしゃべるんだったらわかるんだけども、事務局長が果たしてそうやって断言していいのかどうかと。私は非常に違和感を持って聞きました。

この話はこれ以上話ししても事務局長にも酷な話だと思うので聞きませんけれども、この中に休棟病床の返還というので、5階の西病棟の45床、これは返還となっていますけれども、これはどういうふうに使われることになるのでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

5階の西病棟の改修ということですけども、改修の内容といたしましては、医師、看護師、医療技術士の休憩場所、ラウンジとしての改修と、あと市民病院の中でもカンファレンスルームといいますか、打ち合わせする場所が非常に少ないものですから、そういったものに利用したりとか、また医療安全管理室も非常に手狭な状況ですので、そこをちょっと広目の部屋にするということで利用していくという予定です。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 先ほどの話に戻っちゃうんですけども、この「青森市公立病院改革プラン2016—2020」の加速化に向けて、これは先生方とかがつくられたものですけども、この中に「急性期機能を維持していくため、救急患者の受入体制の強化を図る」とあるんですよ、強化を。病床数とかを減らして強化を図るといのは、どういう面で強化を図るのかお知らせください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

救急の強化という御質疑ですけども、市民病院自体は年間で2600件程度の救急患者のほうを受け入れてしております。その中でも、例えば医師自体がほかの患者さんを診ていてなかなか診られないとかというような状況もありまして、そういう場合はちょっとほかの病院にということで回したりするようなこともあります。

そういうことがないように、できるだけ救急患者を多く受け入れていきたいと思います。ということで、その救急患者の受け入れの強化ということを掲げさせていただいております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 受け入れをふやすということですけども、細かく話ししなければだめなので、別の機会に話ししますけれども、救急搬送の受け入れ体制を強化して、その体制を強化するとやって、病床数は減らすし、それから、例えば外来についても土曜日を休診とする云々とかいろいろとあるみたいですけども、私として

はやっぱり市民病院ですから、市民の命を預かる最後のとりでです。何かあったときに市民病院に来れば助けてもらえる、そういう思いで市民の方はいるわけですから、それを急性期病院として、果たして病床数とかを減らしてしまっているのかなと思っています。

そのことは私の意見としてお伝えしておきますけれども、あともう1つ、この組織体制の見直しの中で、がん診療支援室を設置するとありますけれども、これはいつからどういう内容のものになるのかお知らせください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

がん診療支援室についての御質疑ですけれども、近々オープンさせたいなどは思っております。

いわゆるがん診療に関しては、これまで相談窓口であったりとか、そういうものも点在していたということもありますし、またがんの診療に当たる患者さんに対するさまざまなサービスも各部署で行っていたということもありますので、そういうものを1つのがん診療支援室というところに集約して、がん診療の支援を行っていくというふうに考えております。

○木戸喜美男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 近々というのはいつごろですか。県立中央病院もがんのほうに随分力を入れられています。聞くところによると、そちらのほうに力を入れているので、全体のキャパシティがある中で、その部分で外れるところもあるというふうにも聞いていますけれども、がん患者の——需要という言い方はよくないのかもしれないな——そのニーズが非常に高いのはわかりますので、できるだけ早くつくっていただきたいと思うんですが、もう一度、めどはいつごろなのかお知らせください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 それこそあと数カ月ぐらいには開設させたいというふうに、今作業を進めております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あと、一般会計からの繰り出しの件なんですけれども、要するに今回も資金不足比率が20%を超えなければいけないとか云々というのが3月時点で試算があつて、それで1億円を繰り出したと聞いています。

実際、残高が九千幾らですよ、今の決算で残っているのが。この資金不足比率というのは、今の資金不足額とか医療収入とかを考えた場合に、これは劇的に改善しないですよ。だって、医療収入も現状でいけばある程度決まっているわけですから。そうすればこの比率というのはなかなか変わらないわけで、来年度も結局は

繰り出ししていかなければいけないことになると思うんですよ。来年度も再来年度も。その場合に、果たして基準外の繰り出しをこうやって続けていいのかどうか、そこは私は非常に問題だと思います。

それからあと1つは、先ほど平成33年度で資金不足を解消するという話ですけども、果たして本当にできるのかなど。期待は持っていますけれども、不安も非常に大きいものを持っています。

それで、例えば先ほどの話だと、平成33年度に資金不足が解消したとして、それから建てかえの準備をしたとしても、一般質問の答弁では最低6年ぐらいを見込んでいるということですから、それだともう平成39年ですよ。耐用年数をもう超えているわけでしょう。一般質問でも話ししましたけれども、普通、病院は今、日々日進月歩で医療技術が進歩して機器も進歩していますから、30年前後でかえていますよ。それなのに、平成33年から計画して平成39年ですよ。やっぱり今の段階から着手してほしいと。経営改善をやってからリニューアルに踏み切るのではなくて、どっちもやっていかなければいけないと思いますよ。そこを強くお願いして質疑を終わります。

どうもありがとうございました。

○木戸喜美男委員長 次に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 日本共産党の村川みどりです。

市営住宅の指定管理者の維持修繕発注について質疑します。

平成30年度から、市営住宅指定管理者の維持修繕の発注の方法が変わったようですけども、その内容を示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大楠寛之都市整備部長 村川委員からの市営住宅指定管理者の維持修繕についての御質疑にお答えいたします。

市営住宅指定管理者は、青森市営住宅等管理業務仕様書に基づき業務を行っておりますが、平成30年度からの指定管理者の新規募集に合わせ、その業務仕様書に変更を加えており、維持修繕業務についても変更されております。

市営住宅の維持修繕は、市で行う修繕と指定管理者が行う修繕とを区分して行っております。これまでは、ふぐあいのあった箇所につきまして、修理、調整、部品交換などを指定管理者が行い、修理等が不可能な場合について本体交換を市が行うなど、維持修繕の内容により区分しておりましたが、平成30年度からは、工事費13万円以下の維持修繕及び退去修繕を指定管理者が行うこととし、金額での区分としたことで分担を明確にしております。

○木戸喜美男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それでは、今年度7月末までの維持修繕工事の実施数をお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大楠寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

平成 30 年度の市営住宅指定管理者が発注した維持修繕の件数ですが、7 月末時点で、331 件について受注した業者数が 21 者となっております。

○木戸喜美男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 では、そのうちの維持修繕工事の登録業者数は何者になっていきますか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大楠寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。登録業者数ということであります。

さまざま資格によって異なっておりますが、13 万円以下の工事が想定されます E 等級の業者ということで申し上げますが、土木一式につきましては 53 者、建築一式については 37 者、給排水設備については 18 者、塗装については 69 者、機械器具設置については 24 者、総合電気設備については 27 者が登録をされていると認識しております。

○木戸喜美男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今、示していただいた業者数があるんですけども、先ほど聞いた、そのうち維持修繕工事を担当した業者数は 21 者だという答弁がありました。たくさん業者がある中で、21 者しか修繕工事を実施していないということがわかりました。

では、指定管理者は、どういう基準で業者を選んでいるのでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大楠寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

指定管理者による維持修繕の発注につきましては、工事費 130 万円以下の修繕につきましては 2 者以上から見積書を徴することとしておりますが、130 万円の 10 分の 1 に相当する額を超えない場合または特別な理由がある場合は、1 者から見積書を徴して行うことができることとしております。

市営住宅につきましては、現に生活が営まれている施設でありまして、水回りやガス設備など早急かつ確実な施工が要求されることから、経験や実績、施工コストなどを総合的に勘案した上で、指定管理者において適切に実施されるものと認識しております。

○木戸喜美男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 その登録している業者からは、指定管理者になってから仕事が来なくなったという声も聞いています。

先ほど言ったように、多くの業者が登録しているにもかかわらず、維持修繕工事を発注した業者は 21 者だけだということを見れば、明らかに発注する業者に偏りがあるんじゃないかと思うんですけども、その辺はどのように認識していますか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

登録業者の全てが市営住宅の維持修繕に対応できるかどうかについては把握をしておりませんので、業者の登録数と比較して多いのか少ないのかということはお答えが難しいものと考えておりますが、現に生活が営まれているということを考慮しながら、経験や実績、施工コストなどを総合的に勘案した上で、指定管理者において適正に実施していただきたいと考えております。

○木戸喜美男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 経験や実績、コストなど総合的にということで業者を選んでいるということなんですけれども、確かに住んでいる人にとってみれば、早くやってほしいとか、水漏れしているので早くという気持ちもわからなくはないんですけれども、指定管理者が経験や実績やコストなどを見て、一部の業者に依頼しているということがあれば、やはり偏っていると言われてもしょうがないんじゃないかなと思います。

経験や実績を積んでいくためにも、やはり一部の業者だけじゃなくて、登録している業者に平等に仕事を割り振っていくということが経験や実績をつくっていく上でも必要なんだと思うし、ここの業者は早くやってくれるからここだけになると、やはりそういう業者からの苦情や不満が出てくるんだと思うんです。

市のほうも、やはりきちんと業者に平等に、そして公平に仕事が行くようにチェックしていくべきじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

発注につきまして、現場の状況なども踏まえながら発注をしていると認識しております。村川委員から御指摘のありましたような平等にといった観点のほか、先ほども申し上げましたような、すぐに対応するといった観点もありますので、そういったところを総合的に勘案しながら、指定管理者のほうで適正に判断していただきたいと考えております。

○木戸喜美男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 適切に判断していただきたいんですけれども、市のほうも、きちんと平等に業者に仕事が回っているかというのは、やはりチェックしていただきたいということを要望して、これは終わりたいと思います。

次に、固定資産税について質疑します。

一般質問では、過去に住宅用地特例の適用誤りが判明してから、この4年間の取り組みをお伺いしました。答弁では、納税通知書にチラシを同封し周知すること、チェック体制の強化、また現地調査を速やかに行うため、税務部内で浪岡事務所納税支援課との協力体制を整えてきたという答弁がありました。

そこで、まずこの4年間、このチラシを見て、住宅用地特例の適用誤りが判明した件数について示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 固定資産税についてのお尋ねにお答えをいたします。この4年間で、チラシを見て住宅用地特例の適用の誤りが判明した件数についてであります。

市では、平成26年度に、マンション用地に係る固定資産税の住宅用地特例の適用誤りが発生したため、翌平成27年度から、納税者の方に住宅用地の特例が適正に適用されているかを課税明細書により確認をしていただくためのチラシを同封してまいりました。このチラシの同封を開始した平成27年度から、これまでチラシを見た納税義務者からの申し出により、住宅用地特例の適用誤りが判明した件数は、平成27年度が32件、平成28年度が34件、平成29年度が17件、平成30年度はこの8月末時点で7件、4年間の合計件数では90件となっております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 チラシでかなり効果があるんだなということもわかりました。

それで4年前に、全国中核市の実態調査を行った際に、設問で再発防止策についても全国中核市調査を行っています。私、そのときの資料をもう一回引っ張り出して見てみたんですけども、そこに書かれていたのは、ちょっと紹介すると、チェック体制の強化、全筆・全棟調査、土地データと家屋データをひもづけして住宅用地適用のエラーチェックを設けた、研修マニュアルの充実、航空写真の撮影を毎年行う、課税誤りリストを抽出し調査、家屋の入力リストを土地担当も確認、土地担当と家屋担当との連携強化、家屋が新築された時点での課税地目や戸数が確実に反映できているかチェックを強化、隣地の購入といった売買等の所有権移転情報をもとに現地調査を行う、あるいは現地調査の実施という感じに書いています。

なので、特別この特例の誤りをなくする特効薬というのはないということもわかりました。それを裏づけるのが、平成26年9月に総務省が——私たちがちょうどごたごた議会でもやっている9月に——総務省で、固定資産税の課税事務に対する納税者の信頼確保についてという通知を各市町村に出しています。この中にも、いろいろ防止策とかということも示されているんですけども、それを見ると、チェックだとか、さまざま青森市でもやっていることが書かれていて、まだやっていないことと言えば、やはり実地調査になるんです。

総務省が紹介している防止策ということで、そこにもやはり実地調査の強化が必要だということで、全棟調査の実施、それから航空写真の活用という具体例も示しながら防止策の具体例ということで、総務省でもこういうふうにしたらいいと示されているんですけども、やはり青森市でまだやっていない実地調査については、本腰を入れてやっていくべきだと思っているんですけども、その辺の認識はどうでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 再度のお尋ねにお答えをいたします。

先ほど御紹介があったように、平成26年に総務省から、この課税誤りについての主な原因が上げられて、その防止策等々について示されております。また、御紹介があったような中核市の調査の状況についても、私どももそれについて把握しております。そして、その実地調査の強化ということで、ぜひ文字どおり強化してはどうかということでもあります。

地方税法の第408条の規定に基づく実地調査について、まず考え方がありまして、この地方税法では、市町村長は、当該市町村の固定資産の状況を毎年少なくとも1回実地に調査させなければならないという規定があります。これに基づきまして、実地調査をやっているわけなんですけど、この規定を文字どおり正確に実施するためには、毎年の固定資産税の賦課期日であります1月1日現在に本市に固定資産台帳に搭載がしてある住宅約13万棟、そして宅地約21万筆について、納税者からの異動申告の提出期限であります1月の末日から課税額決定日期限でありますその年の3月31日までの間に、全ての物件をつぶさに調査・把握しなければならないこととなります。そのための体制を整えるためには、膨大な課税コストを要することとなることに加えまして、本市のこの時期の降雪・積雪状況からして、必要な課税情報を網羅的に把握するということは困難であること、強い言い方かもしれませんが、これは現実的な対応はできないのではないかと考えております。

したがって、本市では、他の多くの地方公共団体と同様に、毎年度、市内一円の航空写真を撮影いたしまして、資産税課の担当職員が前年度との写真を目視により比較することによって、当該調査としているものであります。

ですので、このほか、全棟調査とは異なりますけれども、平成29年度の状況で申し上げますと、法務局から提供される約2万1000件に及ぶ土地・建物の登記・異動状況の通知情報に基づく課税台帳の更正、300件に及ぶ納税者からの申告書による申し出、そのほか、約250件の市の調査などによる未登記家屋の把握、これらを行うことによって、随時システム内のデータの更新を行っております。

ですので、全棟調査をやるとするのは非常に大切なことだと、同じような認識は持っておりますけれども、このような事情がありますので、本市におきましても航空写真その他の情報をもとにして、全棟調査ということと置きかえて対応しているものであります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それだと、今までやってきたのと同じことをやるというだけの話で、何ら問題の解決にはならないと私は思うんですけども、どうでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 何ら変わりはないのではないかとのお尋ねですけども、平成26年度以降、このマンション用地の特例漏れがあった以降ですけども、法務局

からの、先ほど御紹介いたしました家屋の新築や滅失、土地の分筆や合筆等に伴う登記・異動の通知があった際に、当該土地だけではなく、その周辺の土地の航空写真や課税台帳を確認していること。それから、納税義務者の方からの申し出の際に、当該土地だけではなく、その周辺土地の航空写真や課税台帳を確認していること。それから、未登記家屋を把握した際に、新たに家屋へ課税するだけではなく、その家屋が建っている土地への住宅用地特例の適用の有無を確認していること。そして、住宅用地特例の適用誤りを発見するために、税務部内及び浪岡事務所納税支援課と連携し、税関係課が一体となった協力体制で調査を行っているということで強化をまいりました。

かてて加えて、今後はいわゆる予防的機能、私が今申し上げているのは、発生した都度の対応ということになりますけれども、そうではなくて、予防的な対策として、青森市税条例の規定に基づく土地・家屋の異動があった際に、納税義務者の方から市への申し出を徹底していただく。このことを——ともすると周知徹底というところが弱かったのかなという反省に立ちまして、今後はこういったことも含めまして、その申し出、こういうふうな制度があるんですよという御紹介を申し上げて、できる限り申告をしていただくということにも力を向けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 これまでも住民による申告書の提出を働きかけてきているのに、それでもこういうことになっているから、だから何か抜本的な対策をやるべきじゃないかということでの今の話、質疑しているんですけども、結局今までと同じようなことをやるのと、さらにもうちょっと市民からの申し出をしていただくように周知するというのは、何もやるべきことが変わっていないんじゃないかなと私は思います。

いろいろ各地の状況を見ると、私はまずは3年なり5年ぐらいのスパンをとって、やはり全棟調査実施して、これから発生するミスをなくすような手だては絶対やるべきだと要望しておきたいと思います。以上です。

次、住民票の写し等の交付について質疑します。

一般質問では、仙台国税局、県民局県税部、青森税務署によって、住民票の写し、全世帯、全員分の写しの交付件数は447件、そして市の取り扱いには問題がないというような答弁でした。

そこでお伺いしますけれども、同じく仙台国税局、県民局県税部、青森税務署による住民票の写しの交付は、住民基本台帳法第12条2の規定に基づいて交付しているということでしたけれども、その利用目的についてはきちんと確認されているのか、お伺いします。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 村川委員の住民票等の写しの交付についての御質疑にお答えいたします。

国または地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付につきましては、住民基本台帳法第 12 条の 2 の国または地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の写しを請求することができる旨の規定に基づき行われているものであります。

これらの請求がありました場合には、同条の規定に基づき、請求に当たって明らかにしなければならない事項である請求をする国または地方公共団体の機関の名称、請求の任に当たっている者の職名及び氏名、請求の対象とする者の氏名及び住所、請求事由等が明示されていることを確認の上、交付に応じており、ここで言う請求事由が委員お尋ねの利用目的に当たるものと解されます。

○木戸喜美男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 住民基本台帳法第 12 条の 3 では、「住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者」とされ、住民基本台帳事務処理要領では、利用目的を「住民票のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかとなる程度の記載があることを要する」と記載されているんですけども、今言った請求事由の中に、その住民票の中の情報をどのような目的で利用するのか書かれているのでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑にお答えいたします。

法令で定める事務を遂行している国・地方公共団体が、職員の個人の判断ではなく、機関の意思として公印を押印した公文書で、法令で定める事務に基づき判断されており、必要による請求と判断しております。その上で、住民基本台帳法の規定に基づく交付の要件を満たしているか、公文書の記載内容を確認対応しております。

なお、国の通知により、請求事由は原則として記載内容に確認すれば足りるとされておりますが、疑義がある場合には、請求機関に確認し、対応しているところであります。

○木戸喜美男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 そうすれば、疑義があるときは確認しているということなんです。わかりました。

それでは、住民票写しの交付請求書には、請求事由を明らかにすることが困難な理由を書く欄があります。そこには、国税局なんかはよくこのように書いています。

「税務調査等に関する情報を第三者に明らかにすることにより証拠物等の仮装・隠蔽につながるおそれなどがあるため」と。だから、請求事由を明らかにすることができないんだというふうに国税局は書いて、そして世帯全員の生年月日から住所から、さまざまそういう情報をとっていくということなんですけれども、こうした場合はどのような対応をしているのでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑にお答えいたします。

請求事由が明らかでないものについてのことでありますが、国または地方公共団体の機関による住民票の写しの交付について、特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難なものにつきましては、住民基本台帳法の規定に基づき、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称、請求事由を明らかにすることが困難な理由を明示することにより、請求が可能となるものであります。

ただいまのお尋ねにつきましては、そこのところを具体的にどのように確認しているのかという御懸念かと思われませんが、場合によりましては、例えば税務調査で世帯全員が必要な理由などについてお尋ねし、その部分については判断するといったような、公用請求については全般そのような形になりますけれども、お聞きしているところです。

○木戸喜美男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 全国的には、この国税局が請求事由を明らかにすることが困難な理由——先ほど言ったように、証拠隠蔽だとか仮装につながるおそれがあるという記述が非常に不適切で、そして納税者を犯罪者扱いしているということで抗議が行われています。

このことについては、青森市では把握されているでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 市民を犯罪者扱いしているのではないか、このことについて市は把握しているのかという再質疑にお答えいたします。

この記述につきましては、犯罪者扱いということではなく、国税の賦課徴収を公正に、また正確を期すためという趣旨かと思われませんが、このことについて——日本商工新聞でしたか——そういったもので御紹介している点なども把握しております。

ただ、現在につきましては、直近の国税局のもので請求事由がこの記載のものについては来ておりませんことを申し添えます。

○木戸喜美男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 全国でそういう抗議があって、国税局は適切でなかった表現だったということで謝罪もしています。それで、国税局はこの文言を改めて、「請求にかかわる住民のプライバシーに対する配慮が必要なため」というふうに改めていきます。

市としても、やはり住民基本台帳法に認められているから交付するんだという立場ではなくて、やはり住民の財産を守る立場で交付を決定すべきだという立場でいてほしいなと思います。きちんと理由も確認されているということですので、住民のさまざまな情報が外部に漏れないように、きちんと確認していただきたいと

思っています。

それで、住民基本台帳の閲覧のことなんですけれども、全国では閲覧状況の公表というのが行われています。青森市は公表されていないんですけれども、個人または法人からの閲覧開示というのはなされていなかったということによろしいですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑にお答えいたします。

手元に詳細な資料のほうを持ち合わせておりませんが、青森市につきましては、本庁舎の正面のほうに告示のような形で、ホームページには掲載しておりませんが、掲載しておりました。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 全国的にはホームページにもきちんと公表して、国、地方公共団体による開示のもの、それから個人または法人による開示請求のものをきちんと公表されているので、これもホームページで公表することを求めておきたいと思えます。

それで、先ほど言ったように、市民の方が自分の知らないうちに世帯全員分の住所やら生年月日やら、そういう情報が知らないうちに交付されているということで、全国では、事前登録型本人通知制度ということが始まっています。代理人や第三者から住民票などが取得された場合、本人に通知するという制度を全国各地の自治体でやっているんですけれども、これは交付していいですかとかということを本人に確認するものではなくて、こういう請求があったので交付しましたということで本人に通知するものではあるんですけれども、こういうことをやることで、不正に住民票を取得されるようなことがなくなったりとか、抑止効果になるものだと思います。

私は、できるならば、交付する前に本人に確認することが必要なんだと思うし、そもそも世帯全員分の情報を聞きたかったら、その世帯主に電話して聞けばいい話なのにと私は思っているんですけれども、それができなければ、やはり市として最低限、こういうふうに事前登録型で本人に通知するという制度をぜひ青森市としても検討していただきたいと思えますけれども、どうでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再質疑にお答えいたします。

ただいまのお尋ねにお答えします前に、御本人に住所等を確認すれば、まずよろしいのではないかということのお話もありましたが、公用請求で来る場合にありましては、送った文書が届かない、還付金の通知やら、あと納税のお知らせやら、そういったものが届かない、住所がわからないのでという請求が大変多いことを申し添えておきます。

それで、本人通知制度を青森市で実施すべきではないかというお尋ねですが、村

川委員御紹介がありました。この本人通知制度ですが、第三者——ここで言う第三者と申しますのは、1つに、弁護士、司法書士、土地家屋調査士など有資格者、いわゆる8士業という有資格者からの請求、この有資格者が受任している事件や事務で必要な場合。2つに、同一世帯以外の者で、自己の権利を行使し、または自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要があるもの。代表的な事例は、金融機関などの債権者が債権回収のために住民票の写しが必要となる場合、また保険会社等の債務者が保険金の支払いのために、債務履行のために必要となる場合。3つに、国または地方公共団体の機関に提供、提出する必要があるもの。代表的なものは、個人の方が相続や訴訟の手續に当たり、法令に基づく書類として当事者の住民票を取得する必要がある場合、こちらのほうが、第三者が住民票を入手できる場合であります。

青森市が本人通知制度を実施すべきでないかということですが、まずもって本人通知制度につきましては、現在質疑されております国や地方公共団体からの請求については適用されないということ、また、通知書には交付を受けた者の氏名や住所の情報は記載されないということ、こういったものもありまして、本市を含めた県内10市及び東北の県庁所在地は導入しておりません。

今後、引き続き住民票の交付については、住民基本台帳法の規定にのっとり、適正に処理することとし、本人通知制度については、青森市、導入のほうは考えておりません。

○木戸喜美男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 はい、わかりました。

では次、児童扶養手当に行きます。

児童扶養手当の現況届について、児童扶養手当の現況届提出時に、民生委員からの状況確認報告書の添付が必要となるのはどのような場合なのかお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 村川委員の児童扶養手当の現況届についての御質疑にお答えいたします。

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当法に基づき支給される手当であり、同法第33条の3では、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とすると規定されております。

その認定事務等に当たりましては、国からの通知のほか、国が取りまとめた児童扶養手当事務処理マニュアルに基づきながら、適正な事務執行に努めているところであります。

児童扶養手当の現況届は、引き続き支給要件に該当するかどうかを確認するため、毎年8月に、必要な書類を添えて市町村の窓口で行っていただく手續であります。

現況届の手續の際、父または母が1年以上遺棄している場合、父または母が児童を別居監護している場合、養育者が児童を養育している場合、受給資格者の住民票上の住所地と現実の住所地が違う場合には、民生委員からの状況確認報告書の添付が必要とされております。

また、児童扶養手当の支給開始後5年経過したときなどに、現況届とあわせて提出することが基本となっております。一部支給停止適用除外事由届の手續の際に、受給資格者が監護する児童または親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等であり、受給資格者が介護する必要があるため就業することが困難である場合には、民生委員からの状況確認報告書の添付が必要とされているものであります。

○木戸喜美男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今回、市民の方から、現況届の手續の際、お母さんが病気でがんになって入院することになって、介護が必要だということで、医師からの診断書を持って現況届の手續に行きました。そうしたら、民生委員から証明をもらってくるようにと言われ、なぜ親の介護のことをわざわざ民生委員に説明しなければいけないのか、なぜ民生委員の証明が必要なのか納得できなかったと。そういう悲しい家庭の事情も説明しなければならなかったことに、非常に苦痛だったという声がありました。

住居の実態把握だとかという場合は、民生委員の確認が必要な場合もあるとは思いますが、今回のケースの場合、本当に民生委員の証明が必要なのか、私も疑問に思うんですけれども、どうでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。医師の証明書のみで問題ないのではないかとのお尋ねです。

一部支給停止適用除外事由届の手續においては、受給資格者が監護する児童または親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等であり、受給資格者が介護する必要があるため就業することが困難であることに該当する場合には、まず受給資格者の親族等が要介護状態等にあることを明らかにする書類として医師の診断書、受給資格者が親族等を介護する必要があることを明らかにする書類として民生委員の証明書を添付することが必要とされております。

以上のことから、医師の診断書のみならず、民生委員からの状況確認報告書が必要になるものとなっております。

○木戸喜美男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 では、介護状態であるということはわかったけれども、この人が介護することを明らかにするために民生委員の証明が必要だということなんですけれども、では、この民生委員は、この人に会って、どういう調査をしたんでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

どういう調査をしたのかということですが、調査の際には、状況確認依頼書を記載していただきまして、そちらのほうでは、使用目的として児童扶養手当と。そして状況確認依頼内容ということで、こちらのほうも子育て支援課で記載をした上で、その内容をもとに民生委員が該当のお宅に伺ってお話を聞いて、その上で確認をしているというような形になっております。

○木戸喜美男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 介護することを明らかにするために民生委員の証明が必要なんですよね。それはどういう調査をするんですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

どういう調査内容ということですが、民生委員の方というのは基本的にその地域の状況に明るい方、もしくは見守り活動をしていてその地域をよく知っている方が、まずそのお宅を訪れて、その上でお話を聞く中で、例えばその方以外にもきちんと面倒を見る方がいたりする場合もあるかと思えます。ただ、どうしてもその方でないと介護する方がいないとかという部分をお話の中でお聞きして、確認をしているというような形になっていると思えます。

○木戸喜美男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それは、民生委員じゃなくても、市の職員が聞き取りして、事実確認すれば済む話だと思うんですよね。なぜそれを民生委員がやらなければならないのかという理由がわかりません。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。なぜ民生委員が行わなければならないのかというお尋ねです。

先ほども御紹介いたしましたけれども、国における児童扶養手当事務処理マニュアル、また国からの通知によりますと、その確認につきましては、民生委員の証明等を求めるというふうになっておりますので、民生委員の方に青森市はお願いしてやっております。なお、青森県内全市町村においても、民生委員にお願いして、こういう証明を書いていただいて、このような形で行っていることを申し添えます。

○木戸喜美男委員長 村川委員。

○村川みどり委員 国のマニュアルにはそのように書いてあるということなんですけれども、民生委員・児童委員が加盟する全国民生委員児童委員連合会というところが出している民生委員の活動のマニュアルがあるんですけれども、それには、本人や対象者と面識がなく、生活状況の確認が困難な場合や曖昧な場合は証明書の取り扱いは行いません、きちんと事実確認ができた場合のみ取り扱いますというような規定があるんですけれども、これでいくと、お母さんががんで介護状態なのは診断書で明らかになったと。この人が介護することを明らかにする場合、この民生

委員が明らかにするのは困難なのではないかなと私は思うんです。そうであれば、すごい苦痛を与えて、お母さんががんであることももう一度説明しないとだめだし、市の職員にももう一度説明しなければならないし、非常にこのことが苦痛であったというようなお話がありました。

ぜひそういうこともおもんばかっていただきたいし、あとは就学援助なんかは、もう民生委員からの証明は要らないということで法改正も行われて、どんどん民生委員の証明が必要なくなってきているというのも時代の流れだと思うので、ここにあるように、民生委員の証明等ということで、「等」なので、必ずしも民生委員ではなくても、それを明らかにする方法というのがあるのではないかなと思いますので、その辺の検討をしていただきたいということをお願いして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○木戸喜美男委員長 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前 10 時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時 37 分散会

2日目 平成30年9月14日（金曜日）午前10時開議

○木戸喜美男委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより本日の委員会を開きます。

本日の委員会は昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

この際、私から申し上げます。

昨日の渋谷勲委員の質疑においてユーサ浅虫及びモヤヒルズに係る資料の提出を求めた件に対して、経済部から提出された資料については、タブレット端末に配信いたしておりますので、お知らせいたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、竹山美虎委員。

○竹山美虎委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民クラブの竹山美虎でございます。

本年6月の大阪北部を震源とした震度6弱の大地震、7月の西日本豪雨、関西地方中心に被害が発生した9月4日の台風第21号、そして、9月6日の平成30年北海道胆振東部地震によりお亡くなりになられた方々に心から御冥福をお祈りするとともに、改めて御遺族の皆様にお悔やみを申し上げ、また、被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。一刻も早い復旧、復興をお祈りしたいと思います。

それでは質疑に入ります。

1点目は、アウガサインについて。平成29年度青森市一般会計歳入歳出決算付属書、第2款総務費第1項総務管理費第3目財産管理費に関連して、委託料についてお伺いします。

駅前庁舎の開庁に伴いアウガサインの企画立案製作業務の委託を行いました、その内容はどのような内容だったのかお知らせください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）竹山委員のアウガサイン企画立案製作業務委託の内容についての御質疑にお答えいたします。

駅前庁舎内の案内表示につきましては、来庁者を目的の窓口へスムーズに案内できるよう、1階から4階の庁舎サインの色彩、書体、記号などを統一することにより直感的に認識しやすいサインとし、また、必要な情報を正確に伝えられるように表示内容を精査し、設置箇所に適したサイズとすることでわかりやすいユニバーサルデザインに沿ったサインとなるよう、本年1月4日の全面供用開始に合わせ、業務委託によって整備したところです。

具体的には、各課窓口の上のほうに課名等を表示するパラペットサインの設置、また窓口カウンターに課名等を表示した間仕切りの設置、また建物の入り口や各フ

ロア入り口に全館案内板の設置、各フロアエレベーターの前やフロア内の要所にフロア案内板を設置、その他課名表示やトイレ表示等、ポスターパネルの設置など、設置場所に応じて必要となる情報を提供できるよう各種サインの整備を行ったものであります。

また、これらのサイン整備に際しましては、視認性、読みやすさを重視した、字体の大きいゴシック体を使用し、サインの種類、設置場所、表示内容により適切な字間、太さに配慮するとともに、色分けにつきましても、各課窓口の案内サインに対して色分けして表示したほか、色覚障害を考慮し、色が判別できない場合も文字で補足し、わかりやすいサインシステムとしたほか、外国語併記——英語ですが——を原則とすることなど、誰もが見やすくわかりやすいサインとなることに意を用いて整備したところです。

○木戸喜美男委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 どうもありがとうございました。

このアウガのサイン整備は、開庁前にということだったと思うんですけども、7100万円という実績です。ちょっと考えて随分するものだなということを感じたものですから、その中身についてどうなのかということで、実はお尋ねしました。

いろんな角度から市民にわかりやすく、全館のフロア案内板の関係、上部の関係、窓口の間仕切りを含めて、色、字間、太さ、字体、こういったものをユニバーサルデザインとしてわかりやすくつくったという話でありました。担当の方と話をしたときに、積算の部分でも結構な金額になったというお話も実は聞きました。他市では1億円を超える委託をしているところもあるというお話も聞きましたので、この件については了解ということにいたします。

そこで、きのう軽米委員の質疑で、床のサインについて、いろいろやりとりがありましたけれども、平成29年度のサインの委託と、それから床のサインは別物であると考えていいのかどうか、そこだけちょっと確認したいと思います。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 今年度計画しております床面の案内表示についての御質疑にお答えしたいと思います。

床面の案内表示につきましては、駅前庁舎の全面供用開始後、職員のほうから市民サービスや事務効率の向上などの効果が見込まれる内容、自由提案ということでの職員提案制度がありますが、その職員提案制度でもって提案があったことや、来庁された方々からの声等も踏まえながら、先ほど申し上げたアウガサイン企画立案製作業務委託契約とは別に、新たに整備しようとしているものでありまして、現在床面を利用した案内表示の整備に向けて、表示内容、あるいは表示場所、デザイン等について検討を進めているところですので、別物であります。

○木戸喜美男委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

開庁に伴って作り上げてきたサインと、今回検討している床面の関係については、別物ということは理解しました。

いずれにしても、市民にわかりやすく、迷わない、戸惑わない、そういうことを一番に、サインも含めて市民に優しい駅前庁舎になるように、これからも改善点があればどんどん改善して、何が基本かということをしっかり押さえて対応してほしいと思います。そこは終わります。

2点目は、区画線の補修工事について伺います。

平成 29 年度青森市一般会計歳入歳出決算付属書、第 2 款総務費第 1 項総務管理費第 7 目交通安全対策費に関連してお伺いいたします。道路の区画線などの補修については、毎年どのように計画しているのか、行っているのか。まずそのことについてお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)竹山委員の区画線の補修工事についての御質疑にお答えいたします。

道路上に設置されております区画線などの路面表示は、交通の安全確保と交通の円滑化を図るため、車道中央線や外側線などの区画線については国道、県道、市道を管理する各道路管理者が設置しまして、横断歩道や停止線、矢印等の進行方向などの交通規制を伴うような道路標示につきましては、公安委員会が設置しているところ です。

市道の区画線につきましては、雪解け後の春から道路状況の調査を行いまして、区画線が薄くなるなど見えにくい路線を選定しまして、順次、車道中央線などの引き直しを行っているところです。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 区画線については各道路管理者が行うということ、そして横断歩道、矢印などの道路標示については公安委員会が行っているということです。市道の区画線については、春から調査を行って随時見えにくいところなども引き直しを行っているということだと思います。

それでは、矢印などの道路標示についてですけれども、春から道路状況の調査を行って修繕している、引き直しをしているということですので、警察との連携などはどうなっているのか教えてください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

町会・町内会や市民の皆様から、横断歩道や停止線、矢印等の進行方向が薄くなって見えにくいというような情報が寄せられることがあります。そういう場合や市の職員によるパトロールで危険な箇所などを確認した場合には、警察署へ情報提供し

まして、道路標示の引き直しを要望しているところです。

○木戸喜美男委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 わかりました。町会あるいは市民からの情報が寄せられた場合、それからパトロールで把握したときには、警察に情報提供して引き直しを要望している。

そこで1点だけ。要望して、そこが引き直しされましたというのは、確認はちゃんとしているんですね。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

全てを確認できているわけではありませんが、大事なところ——幹線などについては、その都度確認をしながら警察と連携しているところです。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 わかりました。危険な箇所とか重要なところは確認しているということですが、ぜひ要望したところについては、やはりしっかりその辺の確認ということも大事ですからやっていただきたいと思います。

実は、矢印の道路標示が消えているために、危険な箇所が市内に結構あるんです。例えば、藤田組通りを山手に入っていくと東大橋がありますけれども、あそこは橋自体を拡幅する予定があるんですね。そのために、橋は2車線なんだけれども、手前の道路は4車線ぐらいになっていて、実は左折の矢印が消えているために、あるいは直前にしか見えないために、ずっと直進して行って東青森駅に曲がる——あそこは左折レーンなんですけれども——橋の手前で、そこは直進できないということでドライバーが橋を越えるためにいきなり右折するケースが結構あるんです。大変危険な場面が見受けられるので、ぜひ——特にそういう箇所が市内にあると思うんです。工事を計画しているけれども、まだ橋の工事がされていないとか、あるいは、特に左折レーンのところが見えにくい場合に、ウインカーを上げると同時に曲がってくるというか、寄せてくるという場面もありますので、ぜひそういった危険箇所は早く、わかったらすぐ改善できるように警察などの各管理者に働きかけることを要望して終わります。

○木戸喜美男委員長 次に、赤木長義委員。

○赤木長義委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、早速質疑に入りたいと思います。

まず1番目、消防費から、消防団機械器具置き場について。

消防団機械器具置き場の整備について、基本的な考え方をお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）赤木委員の消防団機械器具置き場の整備についての基本的な考え方についての

御質疑にお答えいたします。

消防団は、地域防災のかなめとして、中核的な役割を果たしている重要な消防機関であり、その中で消防団機械器具置き場——以下、置き場と言わせていただきます——は、火災・風水害などあらゆる災害に備えて、消防団車両や各種資機材を配備しておく地域の防災活動拠点となる重要な施設であります。

現在、本市消防団の置き場につきましては、青森消防団及び浪岡消防団合わせて108棟を有しており、毎年4月ごろから職員により消防団員立会いのもと、置き場の構造及び設備等について点検し、経年による劣化や破損などにより修繕等が必要になった場合においては速やかに修繕するなど、設備及び機能等の維持保全に努めてきたところであります。

お尋ねの置き場の整備につきましては、今後におきましても、適切な維持保全に努めるとともに、必要な防災体制を維持しながら、青森市消防団施設全体で調整し進めていかなければならないものと考えているところであります。また、青森市の公共施設でありますことから、必要な防災体制を維持しつつ、施設の総量の抑制を図るなど、青森市公共施設等総合管理計画の基本的な方針を踏まえて適切に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 この問題は、3回くらい議会でやっていますけれども、全然答弁が変わりません。副市長、これはやっぱり水害とか災害のことを考えたら、屯所の機械器具置き場についてはきちんと整備する計画をつくらなければいけない。その計画をやっぱり早くつくるようにしてほしい。まずこれは強く要望をしておきます。特に今回のゲリラ豪雨や北海道の地震、そういうことがありますのでお願いしたいと思います。

それで、まず具体的な例としてお願いしたいのが、現状の浜館分団第1班の消防団機械器具置き場がなくなりまして、今、第5班の小柳通りに面した老朽化した非常におんぼろい消防団機械器具置き場と併用している状況に現状あります。

そこで質疑いたします。旧第1班の消防団機械器具置き場と現在併用している場所とのほぼ中間地点にあるほろがけ福祉館の場所に、新たに消防団機械器具置き場を合築し整備すべきと考えますが、市の考えをお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 赤木委員の再度の御質疑にお答えいたします。

老朽化の著しい浜館分団第1班、第5班の置き場とほろがけ福祉館を合築し整備すればよいのではないかという考えでありますけれども、置き場と福祉館につきましてはどちらも青森市の公共施設でありますことから、繰り返しの答弁になりますが、先ほども御答弁いたしましたとおり、青森市公共施設等総合管理計画の基本的な方針を踏まえ、関係部局とも協議を重ねながら整理すべきものと考えております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 わかりました。いずれにしろ計画を早くつくり整備してほしいと。とにかく浜館分団においては実際そういう現状になっていますので、そこについては早急に検討していただいて、できればほろがけ福祉館に合築の方向で考えていただければと思います。蝦名総務部理事ありがとうございました。

それでは次に、教育費、教育施設について。

西中学校の基本設計が終わりましたので、そこで考えていただきたいということで、学校施設の改築に当たり学校は避難場所として使われるため、防災拠点であることを踏まえ、床暖房やエアコン、冷水器を設置すべきと思いますが、市の考えをお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）学校施設の改築の際に、防災拠点ということも踏まえて床暖房やエアコン、冷水器を設置、整備すべきではないかという趣旨の御質疑だと思います。

教育委員会では現在、西中学校施設の老朽化の進行による劣化を総合的に判断して、平成28年度から改築事業に着手しているところであります。平成30年度は、校舎改築工事の実設計の作業を進めております。

学校施設は児童・生徒の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には避難所としての役割を果たすことから、市の地域防災計画において避難所に指定されている屋内運動場の改築の際には、玄関にスロープの設置、多目的トイレの整備、そして防災倉庫の設置など防災機能に配慮してきたところであります。

避難所に指定されている学校施設への床暖房設備の整備などの機能整備については、避難所の機能としての必要性や整備方針など、関係部局と連携し検討することとしているところであります。なお、教育委員会では、学校施設へのエアコンの設置については、校舎の建てかえの際、保健室とコンピューター室には設置しているところでありますけれども、それ以外の特別教室、普通教室等については本市の気候の特性上、エアコンを使用する期間が非常に短いということや設置費用と維持管理経費などの費用対効果の観点から、現時点ではエアコンを設置してきていないところであります。

また、冷水器の設置につきましても、現在小・中学校においては、学校の水道水や児童・生徒が御家庭から持参する氷入りの飲料水を入れた水筒またはペットボトルなど、個人の状況に応じて補給をするよう指導してきていますところでありまして、冷水器の小・中学校への設置は考えていないところであります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 わかりました。今の答弁だと、床暖房は何か検討される可能性が

あるので期待していきたいと思います。

ただ、冷水器については、やっぱり熱中症のことを考えたときに、冷たい水を飲む、体に入れることによって急激に冷えて熱中症防止になると。これは医者が言っているから間違いはないと思う。だから、そんなにお金がかかる話ではないので、やっぱり学校のあり方について考えていくべきだと思います。そこは頭かたくならないで、やわらかくしていただいて検討していただければなど。この項については要望して終わりたいと思います。

同じく教育費について。小柳小学校併設の地域連携棟についてお伺いいたします。

小柳小学校に併設される（仮称）地域連携棟の概要と（仮称）地域連携スペースの管理運営についてお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 小柳小学校に併設される（仮称）地域連携棟の概要と地域連携スペースの管理運営についての御質疑にお答えいたします。

（仮称）地域連携棟を含む小柳小学校校舎等改築工事につきましては、平成 29 年 7 月に着工し、現在予定どおり順調に進んでおり、工期は平成 31 年 3 月 1 日までとし、同年の 4 月の供用開始を予定しているところであります。

（仮称）地域連携棟の施設の概要につきましては、鉄骨造 2 階建てで延べ床面積が 757.76 平方メートルであり、1 階は 324.6 平方メートル、2 階は 433.16 平方メートルとなっております。1 階は地域連携スペースとして、地域住民のコミュニティー活動や生涯学習活動等に用いる約 100 畳の部屋や玄関、事務室、給湯室、男女別トイレ及び多目的トイレがあります。また 2 階は、放課後児童館スペースとして、ほろがけ福祉館、小柳第 3 団地集会所、小柳小学校の 3 カ所に分散している放課後児童会を 1 カ所に集約して開設するというようにしております。1 階の地域連携スペースと 2 階の放課後児童会スペースについては、どちらも移動間仕切りによって部屋を仕切ることができるような仕様になっております。また、当該施設と校舎棟については、1 階渡り廊下で接続されているという構造になっております。

なお、地域連携棟の 1 階の地域連携スペースについては、地域の町会の協力等と地域住民の皆様の協力のもと管理運営を行っていくこととしておりまして、現在、管理運営に向けた団体の設立や管理運営方法等について、地元町会等関係者の皆様とお話し合いを進めさせていただいているというところであります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 よくわかりました。ありがとうございました。

ここでの問題は、3 カ所の放課後児童会が 1 カ所に集約されるという、これは福祉部の問題ですけれども、人数が多くなるので、その辺を放課後児童会関係者自体は非常に心配している部分があります。ですからそこについては、子どもたちの事故が起きないように対応とか、しっかりと考えた上での対応をしていただければな

と。これは館山福祉部長のほうによろしくお願ひしたいと思ひます。あと、この地域連携棟については、地域の皆さんとの新たな取り組みになりますので、この取り組みをしっかりと研究して、今後の運営にも役立てていただきたいと要望して終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

続きまして、民生費について。社会的養護についてお伺ひいたします。

保護者がいないなど、社会的養護が必要な児童に対して市も支援すべきと思ひますが、市の考えをお示しくください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり。赤木委員の社会的養護が必要な児童への支援についての御質疑にお答えいたします。

社会的養護とは、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童、いわゆる要保護児童を公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことであり、子どもの最善の利益と社会全体で子どもを育むことを理念としているものであります。具体的な支援といたしましては、要保護児童を児童相談所の委託を受けて養育する里親制度や、小規模住居型児童養育事業、いわゆるファミリーホームから成る家庭養護と、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設や児童自立生活援助事業、いわゆる自立援助ホームから成る施設養護があります。

社会的養護が必要な要保護児童数は、国の調査によると、ここ十数年で、児童養護施設の入所児童は微増し、乳児院は約1割増にとどまっているものの、里親等委託児童数は約3倍に増加しています。また、児童養護施設に入所措置された理由としては、昭和58年度には、父母等の行方不明が最も多かったものであります。平成25年度には、虐待が最も多くなっております。さらに近年は、障害等のある児童が増加しており、平成25年の児童養護施設入所児童等調査では、障害のある児童の割合が28.5%となっております。

このような背景のもと、平成28年に児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であることが明確となり、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念が掲げられ、特別養子縁組による永続的解決や里親による養育推進が明確化されたほか、平成29年には、国の社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会から、改正児童福祉法の理念を具現化するための新しい社会的養育ビジョンが示されたところであります。このビジョンの実現に向けた工程としては、児童相談所及び一時保護改革や自立支援など9つの項目が掲げられており、都道府県が従来の社会的養護に係る計画を今年度末までに見直し、さまざまな改革への取り組みや市区町村の子ども家庭支援体制構築への支援策などを盛り込むこととなっております。

本市では、平成16年の児童福祉法の改正により、それまで児童相談所で行っていた子ども家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に規定されたことを受け、

平成 17 年から育児不安など相談ニーズに対応してきたところでもあります。また、平成 19 年には、児童相談所、警察や学校、保育所等の関係機関が参画した要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童のみならず、保護者への養育支援が必要な要支援児童、出産後の養育について出産前から支援が必要な特定妊婦に関する情報交換や支援内容の協議などを行い、適切に対処しているところでもあります。さらに、相談機能の強化を図るため、平成 23 年度からは児童虐待相談員を、平成 28 年度から社会福祉士を、平成 29 年度から保健師を子ども支援センターに配置し、専門的知識等を生かし、多様な相談に対応できるよう体制の充実にも努めてきたところでもあります。

市といたしましては、近年、社会的養護が必要な児童の急増や虐待を理由とした養護が増加していることから、子ども家庭の多様な相談に親身に応じるとともに、児童相談所を初めとする要保護児童対策地域協議会の関係機関と緊密に連携しながら、引き続き子どもの最善の利益が損なわれないよう、その支援に努めてまいります。

○木戸喜美男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

館山福祉部長、子どもの最善の利益って言葉、議会用語というか、これはみんな意味わかりますか。はっきり言ってわからないでしょう。この言葉は全国共通かもしれないけれども、青森市の中ではやっぱりもうちょっと考え方としてわかりやすくしないと僕はだめなんじゃないかなと。例えば、子どもの幸せのためにとか、そういうわかりやすいのが——子どもの最善の利益って何なんだと。多分一般の人たちはわからないと思いますよ。それをどうするかというのを前面に出していただきたいなど。これは要望です。

それで、この社会的養護の問題については、県との連携が絶対に必要になります。そういう中で、市の人たちは本当に一生懸命、目の前のそういう人に対して愛情を注いで何とか解決しようという努力はしています。ただ、これは今の段階ではまだできる規定なので、県は、できる規定だとこれは絶対にやらない。これは前多副市長には申しわけないけれども、事実ですからね。そういうような状況にあって、目線が県の福祉部と市の福祉部では違うと思う。皆さんは本当に現場を大事にしているので、そこは非常に感謝しています。ただ、今の大きな問題というのは、目の前にその施設が今あるところはいいんだけど、その後のアフターケアが問題になってくると思います。このアフターケアを今後どうしていくかということが大事になりますので、ここについてちょっとお伺いをしたいと思います。

NPOの方が、2018年度のドコモの市民活動助成事業で社会的養護施設退所後の巣立ちに向けた支援プロジェクトを行っています。この事業は、さまざまな支援のすき間にあります。市としてこういった事業を支援していくべきと思いますが、市の考えをお答えください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。市として、そういうすき間の事業を支援していくべきではないかというお尋ねです。

施設退所者の支援、いわゆるアフターケアにつきましては、平成16年の児童福祉法の改正によりまして、児童養護施設や児童自立支援施設などの社会的養護施設の業務に位置づけられたところではありますが、施設の職員不足等から十分に行われていない状況にあります。

社会的養護施設を所管する県において、今年度中に社会的養護に係る計画を見直す予定であると伺っております。県の取り組みを注視してまいりたいと考えております。なお、施設退所者から市に相談があった際には、これまでと同様に、引き続き児童、障害、生活保護など多様な相談機能を活用しながら、相談者に寄り添った支援に努めてまいりたいと考えております。

○木戸喜美男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 非常にここは福祉として大事な――県が計画をつくったって、実際は市がやらなきゃいけない部分が多々出てくる。なぜならば、ここの部分というのは、結局、入所していた人が急に施設から出るような状況になって、急にぱっと行っちゃって誰も助ける人がいないわけですよ。これが現状にあると。そこをまず市はきちんと認識をしていただいて、それをさまざまなチームで相談が来れば今までもやってきていただいている対応をする。多分そこはやっぱり、今後その連携を強くしながら、きちんとした対応をしていただく形を今まで以上に組み込んでいくと。特にこの社会的養護の話というのは、先ほどのもともとの答弁であったけれども、やっぱりそういった子どもさんたちが微増しているという形――要は、子どもが少なくなっている状況なのに、微増しているということはどういうことなのか。そこもやっぱり踏まえながら、しっかりとバックアップの対応をつくっていただきたい。これは館山福祉部長に強く要望して終わりたいと思います。

続いて、民生費と衛生費に関連してお伺いします。

妊産婦の死亡原因は自殺が最多であるとの新聞報道がありました。自殺の原因とされる産後鬱に対する本市の取り組みをお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）赤木委員の産後鬱に対する本市の取り組みについての御質疑にお答えいたします。

産後鬱は、産後一、二週間から数カ月以内の時期に気分が沈んだり、何に対しても興味や喜びを感じなくなるなどの症状が2週間以上続く状態で、全産婦の約10%から20%の頻度で生じると言われております。

本市では、安心して出産を迎えられるよう母子健康手帳交付時には、保健師が妊婦一人一人と面接し、心身の健康状態を把握しながら、産後鬱についても情報提供を行うとともに、特に精神的な不安を抱えている妊婦については、訪問等により継

続した支援を行っております。

出産後には、おおむね1カ月以内に、助産師、保健師が訪問し、産後鬱病をスクリーニングする「エジンバラ産後うつ病質問票」を使用して、産婦の抑鬱感や不安の有無等を把握するとともに、抑鬱傾向のある産婦には再度の訪問を行いながら、状況に応じて専門医療機関への受診を勧めたり、その後においても乳幼児健康診査などの機会を捉え継続的な支援を行っております。また、育児不安のある産婦やその家族等に対しては、臨床心理士や保健師が対話しながら不安を受けとめるグループミーティングを行い、前向きな気持ちになれるよう支援しております。

さらには、自分の心の健康状態をパソコンや携帯電話、スマートフォンのアンドロイド版アプリで気軽にチェックができる「こころの体温計」の中には、産後の心の健康状態がわかる赤ちゃんママモードも導入しているところであり、特に妊産婦に対しては、母子健康手帳交付時や育児相談等のさまざまな機会を通じて周知し、活用を広くお勧めしているところでもあります。

○木戸喜美男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 聞き取りの中で、青森市においてはそういった方の自殺は出ていないというお話を伺いました。これは非常に青森市の保健所並びに保健師さんたちの頑張りの結果だと思っています。本当にそれについては心から感謝を申し上げたいと思います。ぜひ、そういった産後の鬱で自殺にならないような形を今後とも継続していただいて、そのために今、保健部長からお話がありました「こころの体温計」もまだまだ使い勝手がいろいろあると思います。今もPRの仕方をいろいろと努力されているとは思いますが、さらにそういうこともPRしながら、またきめ細やかな支援体制を構築しながら対応していただければと思います。本当に、これはまさに保健所の人たちの頑張りだと思っていますので、それが確認できてよかったですと思います。どうもありがとうございました。

同じく、民生費と衛生費に関連してお伺いしたいと思います。

第2期青森市国保データヘルス計画では、レセプト等の分析に基づいて国保加入者の健康保持増進のために事業を実施することになっています。本計画をどのように進めようとしているのか考えをお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）青森市国保データヘルス計画をどのように進めようとしているのかとのお尋ねにお答えいたします。

青森市国保データヘルス計画は、医療費適正化と健康保持増進のための保健事業の実施及び評価を目的としており、平成26年度から平成29年度までを実施期間としたものであります。

この国保データヘルス計画の健康・医療情報の分析を受け、国保データベースシステムやレセプトデータといった保険者機能をこれまで以上に発揮し、国保加入者

の健康の保持増進に対する取り組みがより円滑に進むよう、平成 30 年 3 月に第 2 期青森市国保データヘルス計画を作成いたしました。

この第 2 期青森市国保データヘルス計画に基づき、具体的かつ効果的な保健事業を展開するため、平成 30 年 4 月に平成 30 年度青森市個別保健事業計画を策定いたしました。現在、特定健康診査受診率の向上や特定保健指導実施率の向上等に向け、主に 11 の事業に取り組んでいるところであります。

○木戸喜美男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 わかりました。ちょっと確認したいと思います。今お話の中で出た青森市個別保健事業計画というのがあったかと思いますが、そのことについて若干お聞きしたいと思いますのでよろしいでしょうか。

再質疑します。事業計画で多くの事業に取り組むこととしていますが、新たに取り組む事業とその進捗状況についてお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 再度のお尋ねにお答えいたします。新たに取り組む事業とその進捗状況についてお答えいたします。

これまでに、医療費適正化や健康保持増進の観点から、特定健康診査結果におきまして、高血糖の判定割合が全国より高い状況にあるという分析結果に基づきまして、糖尿病未受療者等を対象に医療機関への受診勧奨や保健指導を実施し、糖尿病発症予防、重症化予防対策に取り組んでまいりました。

平成 30 年度の新たな取り組みといたしまして、青森市医師会が主催いたします糖尿病重症化予防プログラム推進委員会とも連携をし、青森市医師会、かかりつけ医との連携体制づくり等、糖尿病重症化予防の取り組みについて協議しているところであり、青森市版糖尿病重症化予防プログラムを今年度中に取りまとめ策定する予定であります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 青森市版糖尿病重症化予防プログラムをおつくりになるということで、今年度中につくって来年度からやっていくということだと思いますが、これについては、やっぱり来年の 4 月からスムーズにスタートできるようにしていただきたいと思います。したがって、年度末につくって周知期間があるとまた遅くなっちゃうわけですから、できれば早目に 12 月ぐらいまでにつくって、3 月までに各部局と連携して十分な周知をしてスムーズに進めていただければと思います。非常に期待している取り組みですので、ぜひ頑張ってくださいと思います。これもまた、保健所も非常に苦労されると思いますけれども、ここについても保健所の皆さんに頑張ってくださいと思います。これについては終わります。ありがとうございました。

それでは続いて、同じく民生費、衛生費に関連して、パーキングパーミット制度

の導入についてお示ししていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 赤木委員のパーキングパーミット制度の導入についての御質疑にお答えいたします。

パーキングパーミット制度は、障害者等用駐車スペースを必要とする対象者に利用証を交付することにより対象者を明確化し、専用駐車スペースへの不適正な駐車を抑止することを目的とした制度であります。

この制度は、平成18年7月に佐賀県が導入したもので、平成30年5月現在で、36府県と3市で実施しており、東北地方では、秋田県、岩手県、山形県、福島県が実施しているほか、ことし8月には、宮城県においてもこの制度を実施したところであります。

政府では、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現に向けた大きな2つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取り組みと、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取り組みを検討し、平成29年2月にユニバーサルデザイン2020行動計画を閣議で決定したところであります。この行動計画には、「障害者等用駐車スペースの適正利用に有効性が期待されるパーキングパーミット制度について、導入が進んでいない自治体の課題や他国の実態を把握し、導入促進方策の検討を行う検討会を立ち上げる」ことが明記されております。

このことを受け国土交通省では、平成29年3月から9月にかけて4回にわたり、学識経験者や当事者団体、地方公共団体などで構成されるパーキングパーミット制度の導入促進方策検討会を開催し、平成30年7月には検討結果を取りまとめ、公表したところであります。

この検討結果の中には、制度導入による成果、制度導入後の課題などが示されているほか、今後の当面の取り組みとして、制度未導入の地方公共団体における制度の導入に向けた機運の醸成が必要であると示されております。

市といたしましては、まずは、制度導入済みの自治体における課題解決に向けた取り組みについて情報収集していくこととしているほか、本制度の導入に当たっては、他の地方公共団体への通院や買い物などの相互利用も考えられることから、市町村が個別に導入するよりも広域的に展開することがより効果的であると考えており、全国の状況を見ても県単位で導入している自治体がほとんどであること、さらに、制度の導入を要望する声もあることから、その旨について県へ伝えてまいりたいと考えております。

○木戸喜美男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 県に伝えてまいりたいというお答えをいただきました。でも、これは2年前にも同様の質疑をした議員がいました。多分、同じように県にも伝えていたと思いますけれども、やっていない。県は何をやっているんだと私は思う。し

かも今回、宮城県が導入したことによって、東北6県の中で青森県以外は全てやることになりました。そういう実情です。要は、さっきもお話ししましたがけれども現場を見ていない、それが県だと思う。だから、そこについて——同じような事例がいっぱい青森市でもある。例えばヘルプカード。県は、ヘルプカードはやるべきだと言いながら、結果として青森市がやったからやった形になった。だから私はそこが狙い目だと思っています。青森市がやろうとすれば、県もやらざるを得なくなる。だから、県に伝えるのはいいんですけども、まずしっかりと本当に困っている人たちのためにやるというのが、市の人たちのスタンスだと今までの私の経験から感じていますので、そこは考えられると思っています。特に、少なくとも今定例会、うちの軽米委員、また竹山委員からもお話がありましたけれども、アウガの部分ですね。アウガの駐車場のところは当然、そういう障害者の方の駐車場というのはいっしょにつくっています。そういったところから、やれるところからやれると思うんですよ。そういうところをまずしっかりとやりながら、また新たに今度計画しているアリーナ、こういったところもそういうことを考えていただきたいなど。まあ、これは百田経済部理事のところになるんだろうけれども。そういう部分で、市の施設でもやれるという仕組みを考えていけば、県もうかうかできなくなると思う。だから、県に伝えるけれども市が先行してやることによって、ヘルプカード、ヘルプマークと同じように青森市民のためになると思うので、ぜひこれについては市が先行してやるように進めていただければなと思います。今言ったように、特にアウガとアリーナについて、またそのほかの市の所有施設についても、ぜひ検討していただきたいということを、これは強く要望して、この項は終わりたいと思います。

まだ若干時間があると思いますので進めたいと思います。

次、市民病院についてお伺いします。

市民病院について、経営の改善ということで、全力で市民病院は頑張っておられると思います。なかなか今までの経営状況から考えて、債務超過になりそうな状況をみんなわかっているんですけども、その中でも市民病院が一生懸命、今後努力して頑張っていくということを踏まえながら、経営改善、さらには市民の利便性の向上のための質疑をさせていただければと思います。

認定看護師というのがあります。この認定看護師というのは、高度化・専門化の進む医療現場において、高水準の看護が実践できると認められている看護師さんのことを言われます。市民病院の経営改善を含めて質の高い医療の向上を図っていくためには、医師はもちろん——この医師の確保という話は今定例会でもいろいろと出ていたと思いますけれども——患者やその家族に対して、質の高い看護の提供やさまざまな相談ができる体制を提供することも重要になります。認定看護師は、ますます重要かつ必要になってくると思います。

そこで質疑させていただきます。

市民病院における認定看護師の資格を有する看護師の分野と人数についてお示し

ください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）赤木委員の認定看護師の分野と人数についての御質疑にお答えいたします。

ただいま委員からも御紹介がありましたとおり、認定看護師は、高度化し専門分化が進む医療の現場において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護を実践できると公益社団法人日本看護協会が認定した看護師であります。

認定看護分野は、21 分野が特定されているところでありますが、市民病院における認定看護分野ごとの人数は、皮膚排せつケアが 2 名、緩和ケアが 1 名、救急看護が 1 名、糖尿病看護が 1 名、集中ケア看護が 1 名、感染管理が 2 名、がん化学療法看護が 1 名、がん性疼痛看護が 1 名であり、現在、合計 8 認定看護分野、10 名の認定看護師がおります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 10 名の認定看護師さんがいるということで、市民病院も努力はされていると思うんですけども、今後、この認定看護師さんをふやしていくことが僕は市民の医療に対する向上と、さらには経営改善につながっていくと思います。

そこでちょっと確認したいんですけども、さまざまな分野に認定看護師をふやしていくことが必要だと私は思います。認定看護師の育成方法についてお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

認定看護師の育成方法についての御質疑であります。市民病院ではこれまで二次医療圏における地域医療支援病院、青森県がん診療連携推進病院として地域医療の中心的役割を果たしていくため、糖尿病看護や緩和ケア、がん化学療法看護、集中ケアなど当院の医療ニーズに必要な分野における認定看護師を育成してきているところであります。

市民病院では、看護の質の向上のための認定看護師の資格取得を推奨してきており、資格取得のための費用は全額支援しているところであります。

「青森市公立病院改革プラン 2016—2020」におきましても、安定した医療提供体制の確保に向けた取り組みの一つとして、認定看護師の計画的な増員を掲げており、今年度も 1 名、脳卒中リハビリテーション看護について研修を受講しているところであります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 計画をつくって育成していくというのが理解できました。

これは半年間でしたか、長期間の出張をして勉強しなければいけないということで、女性はなかなか大変な部分もあるので、やっぱり男性看護師の道としてこの認定看護師がいい方法だと思っています。ですから男性の看護師もふやしながら、この認定看護師をぜひぜひふやしていただきたいなと要望いたします。

再度、確認をしたいと思うんですけれども、認定看護師については、専門分野に関する能力を最大限に生かしていく必要があると思います。

認定看護師の活用についてお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

認定看護師の活用方法についての御質疑であります。市民病院では認定看護師につきましては、認定看護分野の専門性を発揮できる部署への配置に努めております。

現在の認定看護師の配置先につきましては、皮膚排せつケアの取得者2名を褥瘡対策室とHCUに、救急看護の取得者1名を救急外来に、緩和ケア取得者1名をがん治療ターミナル期の患者の多い病棟の消化器内科に、糖尿病看護の取得者1名は糖尿病内分泌内科に、がん化学療法看護の取得者1名は外来の化学療法室に、感染管理の取得者2名は感染管理室と術後の患者さんの多いHCUに、集中ケアの取得者1名はICUに、がん性疼痛看護の取得者1名はがん治療ターミナル期の患者さんの多い外科にそれぞれ配置しており、担当する分野において熟練した水準の高い看護を提供するとともに、指導・教育によって次世代の看護師の育成も図っているところであります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 看護師さんに頑張ってもらっているような活用をしているということが理解できました。認定看護師の役割は非常に重要ですので、今御答弁いただいた活用方法を着実に実施して、市民病院における医療の質の向上につなげていただきたいと強く要望したいんですけれども、その認定看護師さん——まあ、県立中央病院と比較するのが決していいかどうかというところがあるんですけれども、要は看護師不足なので、認定看護師さんも3交代制でやっていて、実際認定看護師さんの能力とかそういうところが本当に発揮できているのかなというところははっきり言って疑問なんです。できれば認定看護師さんが3交代制の中に入らないような仕組みをつくって——当然看護師さんを多く集めなきゃいけないと思うんですけれども、そういう最大限に利用できるような仕組みをぜひ考えていただきたいなと。特に、市民病院では認定看護師さんが相談もやっているようなんですけれども、それも1カ月に1回だったら相談には来ないと思いますよ。県立中央病院は毎日やっているという話を聞いています。そういうことを考えたときに、そういう仕組みをぜひつくっていただきたい。さまざま一般質問、さらにきのうの市民病院に関する

質疑の中で、がん診療支援室というものがあるということですが、ここにはぜひ認定看護師による適切なアドバイスができる相談業務のそういったものを恒常的に開設していただいて、そしてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。きのう、時期的にはいつやるんだというのはまだお答えがなかったと思いますが、私としては一日でも早くやってもらいたい。本当にやるのであればもう来年の1月からやってもらうとか、さらにはことしの10月からやってもらうとか、とにかく早ければ早いほどいいと思うので、県立中央病院に負けないように、こういった支援をしっかりとつくっていただいて頑張りたいと思います。強く要望してこの部分についても終わります。どうもありがとうございました。

それでは、歳入について伺いたいと思います。

市税等の不納欠損処分と換価の猶予についてお伺いたします。市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料について、過去3年間の不納欠損処分の件数及び金額と換価の猶予の件数及び金額、そのうち完納となった件数及び金額をお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 市税等の不納欠損処分及び換価の猶予についてのお尋ねにお答えいたします。

市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の4項目全体における不納欠損処分の過去3カ年における件数及び金額は、平成27年度が7815件、6億8261万1449円。平成28年度が7559件、4億6818万7332円。平成29年度が6650件、4億2912万8683円となっております。

平成27年の地方税法の改正により、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度が創設され、平成28年度から施行されているものであります。

平成28年度及び平成29年度の市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の4項目全体における換価の猶予の適用実績についてですが、平成28年度が959件、2億6867万2408円。平成29年度が1042件、2億5772万665円となっております。

また、換価の猶予を行ったもののうち、これまで完納となった件数及び金額ですが、平成28年度分につきましては、542件、1億5179万9911円。平成29年度分につきましては、641件、1億5849万8209円となっております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 税務部納税支援課の皆さん、本当に一生懸命頑張って努力されていると思うので、ここについては奈良委員の言う財政民主主義の基本になりますので、ぜひしっかりと取り組んでいただければなと思います。

その中で、不納欠損処分なんですけれども、これは大きく2つに分かれると思う

んですけども、非常に問題のあるほう、徴収権の消滅時効に至った件数と金額をお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の4項目全体における不納欠損処分のうち、消滅時効によるものの件数及び金額についてであります。平成27年度が7220件、4億6541万1852円。平成28年度が6980件、3億7531万3328円。平成29年度が6019件、2億7045万3572円と年々減少させてきているところであります。

○木戸喜美男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 これはふえていたら非常に問題なんですけれども、減っているということで安心しました。これは絶対にあってはならないことですので、本当に消滅時効というのは問題のあることなので、大変だとは思いますが、これをぜひゼロになるように頑張ってくださいと思います。

続いて再質疑します。市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の不納欠損処分を適切に行うため、どのような対応をしているのかお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料に係る不納欠損処分につきましては、地方税法第15条の7第1項の規定に基づく滞納処分の執行停止した債権及び同法第18条の規定により、消滅時効が完成した債権について、青森市財務規則第61条の規定に基づき不納欠損処分を行っているものであります。

市税等の収入確保に当たりましては、まず滞納者と速やかに接触を図り、生活状況の確認を行いつつ、滞納者から滞納があることの承認、いわゆる債務承認を徴取して時効を中断させた上で預貯金、給与、不動産などの財産調査を行い、差し押さえ可能な財産が判明した際には、財産の差し押さえ及び換価充當を行っております。

一方、財産調査の結果、現に納付可能な資力及び財産がない場合、今後も資力の回復及び財産取得の可能性がない場合、これらの場合には不納欠損処分を行っているものであります。

○木戸喜美男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 適切に行っていることがよく理解できたと思います。

再度確認します。市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料において、換価の猶予についてどのように運用しているのかお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

市税等の換価の猶予につきましては、地方税法第15条の5及び同条の6に規定

されておりまして、納税者が納税について誠実な意思を有し、納期限までに納付することにより生活の維持が困難となる理由がある場合に、納期限を原則として1年間延長をし、その間の分割納付を認めるものでありまして、介護保険料及び後期高齢者医療保険料につきましても、これを準用しているところであります。

換価の猶予の適用に当たりましては、同法に規定される手順等にとつて滞納者の生活状況や収入状況等を的確に把握するとともに、必要に応じて分割納付の期間の延長を認めるなど、滞納者の立場に立った対応を行うこととしております。

○木戸喜美男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 よくわかりました。この換価の猶予は、本当になかなか納税が困難な方にとって非常に大事な仕組みですので、法にとつてしっかりと対応していただきたいと強く要望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

あと何分残っていますか。（「1分40秒」と呼ぶ者あり）じゃあ、まだある。長井都市整備部理事いいですか、お願いします。もう1件。

時間がないと思っていたんですけども残ったので、市民雪捨て場についてお伺いします。市民雪捨て場について、さまざまな今後のことを踏まえて、今後どういった考え方で進めていくのか考えがあればお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 赤木委員の市民雪寄せ場制度についての御質疑にお答えいたします。

市民雪寄せ場制度は、地域における自主的な雪処理を支援するため、民有地を雪寄せ場として町会が無償で借り受けた場合に、市が土地の固定資産税の一部を減免するという制度であり、さまざまな機会を捉えPRを行い、その拡大に努めているところであり、平成29年度におきましては、491件の雪寄せ場が設置、利用されているところであります。

当該制度におきまして、民有地を借り受けた町会は当該用地が雪寄せ場以外の用途に使用されないよう管理することとしておりますが、一部町会から町会の負担がちょっと大きいという意見があることは承知しているところであります。

当該制度は、地域住民の雪対策への連携協力に対しまして、市が支援するという趣旨のもとに始まったものであり、雪寄せ場の設置、利用及び管理に当たりましては、地域におけるニーズやルール、利用者のモラルにより適切に実施されるべきものと考えておりますが、制度の普及拡大に向けまして、より利用しやすい手法について、これからも研究してまいりたいと考えております。

○木戸喜美男委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございました。

以上で終わります。

○木戸喜美男委員長 次に、大矢保委員。

○大矢保委員 では3点について質疑させていただきます。

まず、新規就農者についてであります。本市の過去3年間の新規就農者数の推移と新規就農者に対する本市の支援策をお伺いいたします。

次は、浅虫温泉駅のバリアフリーに関する県との協議の内容について示していただきたいと思います。

3つ目は、築50年がたっている中央市民センターにおいて、今後建てかえをする計画はあるのかどうかお聞きしたいと思います。

以上です。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員の新規就農者についての御質疑にお答えいたします。

国におきましては、平成24年度から青年新規就農者の定着を促進するため、就農を目指して実践的な農業研修を受ける方に対して最長2年間、また、45歳未満で独立・自営就農した新規就農者に対して最長5年間、ともに年間150万円を交付する農業次世代人材投資事業など、次世代を担う農業者を育成するための総合的な支援策を実施してきたところであります。

また本市では、国の取り組みのほか市独自の支援策として、新規就農者の掘り起こしと定着化を図るため、就農初期段階のステップアップに必要な農地の賃貸借や機械・施設の導入などに要する経費の10分の3以内、上限15万円を補助する新規就農者定着化支援事業を実施しております。加えまして、新規就農者の確保・育成と定着を図るために、東青管内市町村が連携し、各種支援の窓口としてあおもり就農サポートセンターを設置して農業移住・新規就農の促進に向けた情報発信、さらには栽培・経営指導などを行う農業移住・新規就農サポート事業を実施しております。このような取り組みによりまして、本市の新規就農者は平成27年度は17人、平成28年度は5人、平成29年度は9人となっております。

今後におきましても、国の事業を活用するとともに、市単独事業や就農サポート事業などを継続しながら新規就農者の確保・育成を図って、本市農業の維持発展に努めたいと考えております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員からの浅虫温泉駅のバリアフリー化についての御質疑にお答えいたします。

浅虫温泉駅のバリアフリー化につきましては、浅虫温泉地域活性化協議会より当該駅へのエレベーター等の設置に関する請願2件が提出され、平成27年第2回定例会において採択されたところであります。

市といたしましては、当該駅のエレベーター等の整備を含めたバリアフリー化の推進につきまして、当該駅施設を所有しております青森県に重点事業として要望し

てきたところであり、昨年7月の重点事業説明会では、直接市長から県知事に対して、浅虫温泉地域における地域活性化の機運の高まりを伝えるとともに、浅虫温泉駅のバリアフリー化を強く要望したところでもあります。

要望の結果、昨年度は、青森県と市で浅虫温泉駅バリアフリー整備勉強会を実施し、既存施設の課題を抽出したほか、浅虫温泉地域への観光客等の誘致に向けた市及び地域の取り組みなどについて共有したところであり、今年度は、青森県とともに、浅虫温泉駅バリアフリー設備設置可能性調査を実施することとしております。

本調査は、現在の跨線橋へのエレベーターの設置可能性や、跨線橋をかけかえる場合も含めた実際の施工に支障となる課題の有無などについて調査を行うものであり、調査の実施過程におきまして、青森県と引き続き連携してまいりたいと考えております。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 大矢委員の中央市民センターの建てかえ計画についての御質疑にお答えいたします。

中央市民センターは昭和44年に開館し49年が経過しておりますが、平成24年に耐震補強工事を行うとともに、設備等について必要なメンテナンスを行い、利用者に支障が生じないように維持管理に努めてきたところでもあります。

お尋ねの中央市民センターの建てかえについては、今後におきましてファシリティマネジメントの観点も含めて検討していく必要があるものと考えておりますが、現在のところ具体的な予定はないところであります。

いずれにいたしましても、随時施設の現状把握に努めるとともに、利用者の声も踏まえながら、本市の社会教育、生涯学習及び地域コミュニティ活動の場として御利用いただいております中央市民センターの維持管理に今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 大矢保委員。

○大矢保委員 まず、中央市民センター。この前お客さんから健康になるために行ったのに、板が壊れていて、それにつまずいてけがをしたというお話をされまして、どうするんだということが出まして、大体築49年、50年もたっている公共施設って青森市にないでしょう。さっきしゃべった西中学校は何年たっているのか。

(発言する者あり) やっぱりあそこは壁は剥がれているし雨漏りしているし、そういう計画がないこと自体がおかしいでしょう——西中学校がいつたっているかはいいです。だから、年間18万人もあそこを利用しているのに、そういう計画がないこと自体がおかしいと私は思いますけれども。それはいいです。建てる計画がないといえば、建てる人はあなたたちだから。でもやっぱり考える時期がもう来ているのではないかなと思います。ありがとうございました。

新規就農者、随分あるんですね。17人に、5人に、9人と。うちのほうでも、私

ずっと見ているんだけど、イチゴの栽培でイチゴをつくっている人はいますけれども、十何人もいるということは、この5年間ぐらい平均すれば何人になるのか、ちょっとそこを教えていただきたいと思います。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 大矢委員の再度の御質疑にお答えいたします。5年というスパンですけれども、国の制度が始まってからの比較ということで御答弁させていただきます。

まず、平成19年度から平成23年度までの5カ年の新規就農者の平均ですけれども、5.6人でありました。国の制度が開始された平成24年度から平成29年度の6カ年の平均については、10.5人に増加しております。以上のことを踏まえ、国のこの支援事業の開始ということでの効果はあったものと認識しております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 大矢保委員。

○大矢保委員 10.5人というのは大したものだと思います。150万円保障してくれるというのはやっぱりいいなと思います。ありがとうございました。

次、浅虫温泉駅のバリアフリー化については、平成27年第2回定例会で請願を採択しておりますけれども、私も議長をやったときに浅虫温泉活性化協議会から早くバリアフリー化をしてくださいというお話がありまして、浅虫は大体50%近くの高齢化率になっているんです。これは早急に県と話をし、県が主体になるかと思いますが、青森市が半分負担をするということでもありますので、協議を継続して早くやってほしいなとそう思います。

それから、都市整備部長、私、今回選挙にもう1回出ますけれども、市街化調整区域の中にローソンがありました。そのローソンを私が選挙事務所に使おうとしたら、建築指導課の人が来て、ここは選挙できませんと。その人ははっきり言ってセブンイレブンができたから店を閉めたのであって、建築指導課の方にずっと聞いていたら、セブンイレブンとかそういうのにしか使われないと。その人は収入がないものだからすごく困っているんですね。私は救いの意味でも、そこを選挙活動の拠点にしようと思って、そこをお願いしたんですけど、そこはできません、プレハブでやってくださいと脅迫されました。例えば、市街化調整区域の中にも、群馬県をちょっと参考にしてくれたらと思いますけれども、市街化調整区域でも一軒家を建ててもいいという、群馬県はそういうことになっています。だから既存の建物があったら何にでも使えるような、そういう柔軟な考え方を持ってもらいたいと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）あの人には余り声をかけないで。そういうことでちょっと群馬県を参考に、集落を守るためには、ある程度の店舗とか一軒家を建ててもいいと、そういうことになっていますので、青森市も——でなければ県と協議して建てるように、既存の建物はやっぱり有効活用していかないとだめだと思いますので。ただ法律だけにのっかって、都市計画に載っているからだ

めだと頭ごなしに断られた経緯があります。少し選挙妨害になっていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。おかげさまできょうでプレハブが建ちますので、よろしくお願ひします。これで終わります。

ありがとうございました。

○木戸喜美男委員長 次に、藤原浩平委員。

○藤原浩平委員 日本共産党の藤原浩平です。

初めに、操車場跡地、土地開発公社所有の土地について1点だけ質疑をしたいと思ひます。

毎年約6000万円の利息を払い続けなければいけない、必ず市が買い取らなければいけない土地だと繰り返し言われると、市が買い取れば公社の利払いがなくなるのだから、市が早いうちに所有すべきだと思ひている人もいると思ひます。しかし、市が買い取る原資を銀行等から借りるとすればどうなるのでしょうか。

質疑をいたします。土地開発公社が所有する操車場跡地の土地を市が買い取るときに、銀行等からの借入金を原資にした場合、同土地の公社の利払いはなくなり、市においての新たな借入金の利払いが発生すると思ひますがどうか、答弁を求めます。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 藤原委員の操車場跡地土地購入に係る借入金利子についての御質疑にお答えいたします。

今定例会一般質問第1日目に藤原委員に対しまして、都市整備部長からお答えをさせていただいたとおり、アリーナプロジェクトの実施を踏まえ、市有地や県有地、土地開発公社保有地などの必要となる土地の範囲や利用目的等を含めた青森操車場跡地全体の計画である、青森操車場跡地利用計画につきましては、有識者会議からの御意見を伺いつつ並行して検討を進めているところであります。

青森市土地開発公社で保有いたします青森操車場跡地は、平成23年10月に、低炭素モデルタウン構想の中止によりまして、土地の使途が明示できないことから単年度での借り入れとならざるを得ない金融機関のリスクを反映し、年率1.725%、年間約6000万円の支払い利子が生じている状態にあります。

財源につきましてはこれから検討することになりますが、仮に財源の全てを地方債とした場合には、その時点の経済状況や各種借り入れ条件により異なるものの、平成29年度の銀行等引受資金の20年の償還の平均利率である年率0.1%を用いて試算いたしますと、単純計算で年間約350万円の支払い利子となります。

さきの6000万円と比較いたしますと、約17分の1と大幅に支払い利子が減少することで、毎年度発生する財政負担が計算上、差し引き5650万円軽減され、財政の健全化につながるとともに、これまで目に見えにくかった第三セクターに対する市の負担が解消され、将来負担比率の軽減につながるなど、市政運営上の将来負担の透明性の確保にも貢献するものと認識しております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 利息の話だけでのお答えでしたけれども、実質は約 35 億円の元金の支払いも生じるということになりますので、その点では合わせて計算しなければいけないと思います。

いずれにしても、この土地は大変、ある意味では負の遺産になっているもので、土地開発公社には借金はなくなりますけれども、市に新たな借金、利払いが発生するということを指摘しておきたいと思います。時間がないので、ここでこの点は終わります。

次に、水道事業についてお尋ねしたいと思います。

県の指導のもと、水道事業の広域連携が進められているようです。青森市も周辺の4町村との連携に取り組んでいると聞きますが、その現状について示していただきたいと思います。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 広域連携の現状についてのお尋ねにお答えいたします。

水道事業につきましては、施設の老朽化や人口減少に伴う料金収入の減少等、経営状況は一層厳しさを増しており、これらの課題に対応するため、総務省及び厚生労働省から水道事業の広域連携について推進するよう要請されているところであります。これを受けまして、県では平成 28 年 10 月に、青森県水道事業広域連携推進会議を設置し、県内を 6 地区に分け、具体的な検討は地区会議で行うこととしたところであります。本市は東青地区として、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町と合わせた 5 市町村の事務局となりまして、今後の広域連携に向けた取り組みの方向性について公表することとなっております。

これまでの検討状況であります。平成 28 年 10 月以降、数回の地区会議や現地視察等を重ねる中で、広域連携が可能な分野として、1 つに、災害対策関連、2 つに、給水装置関連、3 つに、水質管理関連の 3 分野に絞り、課題の整理や効果の予測などを行ったところであります。分野ごとの連携項目といたしましては、災害対策関連では、災害訓練等の共同開催及び民間事業者との災害時応援協定の広域化。給水装置関連では、施工基準の統一化及び指定業者研修会の共同開催。水質管理関連では、維持管理上の水質管理の連携及び緊急時等の水質対応の連携の全体で 6 項目に取りまとめたところであります。

水道事業の広域連携につきましては、経営基盤強化のための有力な方策であると考えておりますことから、本市といたしましても、東青地区の中核事業体としてリーダーシップを発揮し、地域における持続可能な水道の構築のため、今後策定する方向性に基づき具体的な取り組みを計画的かつ効率的に進めてまいります。

○木戸喜美男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 広域連携ということで、これに取り組む青森市にとってどのようなメリットがあるのかどうか、その辺の考えを示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

広域連携をすることによる本市のメリットではありますが、今後の作業の詳細項目については今後検討することになります。現時点では、いずれも本市の住民サービスの向上に寄与する政策でありまして、また、水質管理部門におきましては、各町村の水質管理を行うことによりまして、本市の水質管理職員の技術の向上であったり、ほかの町村への指導等も行えることから、技術が向上するといったメリットがあると考えております。

○木戸喜美男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 水質管理について町村からの依頼を受ける、それで青森市がその水質の検査とかをやるという意味なんですね。

これからのことでまだ決まっていなくてもいいかもしれませんが、例えば青森市の水を各町村に供給するとか管をつなぐとか、そういうような連携の仕方というのは今のところ考えているのでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

近隣と水道管を連結、つなぐとなりますと、相当な財源が必要となります。現在各町村と検討している中で、水道管をつなぐということについては検討しておりません。

○木戸喜美男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 この広域連携という考え方については一般質問でもお聞きしましたけれども、水道法の改正案との絡みもあって、国が民間との連携、そして広域連携と2つの柱を立てて水道法を変えていこうとしている、民間に水道事業を売り渡すというような狙いも露骨に示されているところでもあります。

それで、県が主導になって進めている広域連携も、国の法律の改正にあわせて露払いをする役割を果たすのではないかという心配もあるんですが、どうでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

水道事業の広域連携につきましては、本県におきましては全国的にも広域連携について先進的な八戸圏域水道企業団があります。そのため、日本水道協会青森県支部の会議や研修等においても、これまで幾度となく広域連携については話題になってきたところであります。

ただ、話題にはなりましたが、いざ近隣町村と連携するとなると具体的な協議というのはなかなか進まない状況でありました。今回、改正水道法に基づき国、県からの要請を受けて近隣町村と協議するというのは、それが一つのきっかけになったことは事実であります。

○木戸喜美男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 事業者が一方になるなどということはないだろうと、つまり青森市が全部の町村の水道事業も受けるという一本化が進むかどうかということも、ちょっと心配するんですけれども、そうなってくると民間で事業を受け取るときでも一本になっていたほうが便利なわけで、そういうことにもなりはしないかと思っ
てしまいます。ただ、一般質問で言いましたけれども、青森市の日本一の水をしっかり安い値段で全ての人に供給できるように、これからも頑張ってもらいたいと思
いますが、その点で決意を述べてください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

水道事業におきましては、先ほども申し上げましたが、今後ますます厳しい経営環境が見込まれております。そうした中で、将来にわたって持続可能な水道システムを維持、構築していくためには、民間事業者や他の事業者との連携は非常に重要な取り組みであると認識しております。

本市といたしましては、先ほど藤原委員からも御紹介ありましたとおり、日本一おいしい水との評価をいただいた水道水があります。これについては、守って将来にも引き継いでいかなければならない責務があると思います。また、近年頻発しております大災害への対応とする危機管理につきましても、適切に対応していかなければならないことなどの責務がありますので、これらを果たしていくためには、今後、水道サービス提供体制において、民間事業者や他の事業者との連携等につきましても、総合的に勘案して各種事業を進めてまいりたいと考えております。

○木戸喜美男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 民間の事業者との連携についても言及されましたけれども、そのところは非常に慎重に対応していただきたいということを指摘して、終わりたいと思います。

次に、バス待ち空間、バスの待合所についてお尋ねしたいと思います。

この間、木造のバス停がなくなって新しいアルミ製の待合所なども目立ってはきているんですけれども、例えば、東高校前のバス停を例にとりますと、今までは道路よりも一段高く待合所の中の床が敷かれていたんですけれども、今はアスファルトの路面と同じ高さで床がフラットになっているんですよね。

それで、ああなっている場合の除雪の問題はどうなっていくのか。ほかの待合所もあわせて、除排雪をどうするのかについてお答えください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）藤原委員のバス待合所の除雪に関する御質疑にお答えいたします。

交通部では、バス待合所を整備する際、待合所の清掃や除雪等に関しまして、地元町会とバス待合所の管理に関する覚書を締結しており、待合所の維持管理について町会の協力を得ているところであります。

待合所の除雪につきましては、この覚書に基づき、日常の除雪は地元町会が行うことを基本としておりますけれども、交通部におきましては、冬期の運行パトロールを行いながら、寄せ雪などで地元での対応が難しい場合に、職員が除雪しているほか、雪庇の除去などについても対応しているところであります。

○木戸喜美男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 車道の除雪の寄せ雪が置かれていくということもあり得るのではないかと思います。そういう意味では、地元の町会に日常的な除雪をお願いすると言いますが、なかなか地元でそれに対応する体制がとれるかどうかというところ非常に疑問だと思います。ですから、交通部でもしっかりとパトロールをしながら、乗客の乗りおりに迷惑がかからないように、しっかりしていただきたいと思っております。

それから次の問題ですけれども、いわゆる通告ではないですけれども、バスの待合所を聞くよとしゃべっておいたときの話は、東高校前のバス停を例にしての話だったんですが、日常的にバスを使っている方のいろいろなお話を聞くと、これが本当に評判が悪いんですよ。東高校前もそうなんですけれども、下海原、それから北野内、それから県立中央病院前の新しいバス停は、同じデザインになっています。丸い屋根にアルミの柱が立って、そこに透明なパネルを入り口以外のところに置いてあるんですが、そのパネルの上部と下のほうにかなり広い空間があるんですよ。すき間なんてものじゃない。30センチメートル以上の空間があるんですよ。そうすると、新しいバス停になったら雨が中に入ってきて、いるところがないと。バス停の外に出て、風下に行って雨を避けなければいけないという人や、新しいバス停になったら傘を差して入ってなければいけないとしゃべる人もいるし、こういう状況というのは、つくったほうとしても非常に不本意ではないかと思うんですよ。なぜ、こういうふうになったのか。

本当に、これから冬になってくると、バス停の中にいたくないというような感じになるのではないかと思うんですが、その点について、なぜそうなったのかをまずお答えください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 再度の質疑にお答えいたします。

東高校前の待合所ということで、同じような待合所が何カ所か昨年度は整備しておりますけれども、東高校前の待合所ということで申しますと、この待合所は、強風などの風圧に耐える構造とするため、壁面の上の部分と下の部分にそれぞれ20センチメートル程度の空間を設けております。この空間につきましては、待合所に入り込む風を逃がし、風圧に対する安全性を確保するため、構造上設けざるを得ないものとなっております。

そういう事情がありますけれども、待合所の利用環境につきましては、可能なものにつきまして、利用者の要望に配慮していくこととしております。

○木戸喜美男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 いや、風圧対策だというお話をしますけれども、今まで木造の壁もなまこトタンでやっていたバス停が風で飛ばされたということもないんですよ、あそこ。それなのに、それをわざわざ——全部囲ってあるバス停を、風が通るように作り直したというのは、どうしても解せない。風が通るといのは寒くていられないということです。足元にすき間があるということは、本当に冬なんか大変なことだと思いますよ。かえってバスの利用者にバス環境の向上ではなくて悪化をもたらすような形になると言わざるを得ません。

このあいているところを塞ぐようなことはできないでしょうか。お答えください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。交通部長。

○多田弘仁交通部長 再度の御質疑にお答えいたします。

現在、私どものほうでそういうような声は把握しておりまして、業者のほうにその辺を確認して、検討している状況であります。

○木戸喜美男委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 こういうデザインのもの、本当にデザインも含めてこういう形のものはもうつくりたくない、ちゃんとしっかり囲って雨、風、雪を防ぐもの、そういう設計にするべきだと思いますよ。これからもまた新しく建てていくことになるんだろうと思いますが、そういう意味では、同じようなスタイルのもの、デザインのものをもっともっと建てたって、評判が悪くなるばかりですから。バスの利用者に本当に不便を強いることになっていきますので、その辺は本当に心して改めていただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○木戸喜美男委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時からといたします。

午前11時48分休憩

午後1時再開

○木戸喜美男委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 市民クラブ、奈良祥孝委員であります。

それでは、早速質疑に入ります。

今回私は、平成21年度の決算から平成29年度の決算まで、特に収入未済額につ

いて、一覧表をもとに対前年度比増減を調査しました。その上で気になった項目 25 点について質疑いたします。

なお、今回の聞きたいことは、いつも件数とか金額であります。実際に者が何人なのか、そういうことを中心に聞きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

平成 29 年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算付属書①、一般会計のほうです。8 ページから 9 ページ、歳入第 1 款市税第 1 項市民税 7 億 1511 万 446 円、1 万 6016 件、第 2 項固定資産税 13 億 7542 万 676 円、1 万 9285 件、第 3 項軽自動車税 5547 万 6604 円、1 万 1249 件について、この未納者は何名かお答えを願いたいと思います。

次に、34 ページから 35 ページ、歳入第 13 款分担金及び負担金第 2 項負担金第 2 目民生費負担金、児童保育負担金 1 億 7108 万 7119 円、1549 件、放課後児童会利用負担金 107 万 850 円、369 件となっておりますが、この未納者は何名かお知らせください。

38 ページから 39 ページ及び 42 ページから 43 ページ、第 14 款使用料及び手数料第 1 項使用料第 7 目土木使用料、市営住宅使用料 7395 万 4743 円、635 件、市営住宅駐車場使用料 12 万 6410 円、21 件、第 2 項手数料第 3 目衛生手数料、霊園管理手数料 193 万 7944 円、1293 件となっておりますが、この未納者は何名かお知らせ願います。

続いて、72 ページから 73 ページ、第 17 款財産収入第 1 項財産運用収入第 1 目財産貸付収入、土地貸付収入 185 万 5502 円、37 件、この未納者は何名かお答え願います。

90 ページから 91 ページ、第 21 款諸収入第 4 項貸付金元利収入第 1 目貸付金元利収入、奨学資金貸付金元金収入 949 万円、142 件となっておりますが、この未納者は何名かお知らせください。

続いて、92 ページから 99 ページ、同じく第 5 項雑入第 5 目雑入、生活保護法第 63 条返還金 1 億 8751 万 8381 円、7412 件、生活保護費過年度分返還金 2574 万 788 円、1046 件、損失補償返済金 219 万 3594 円、27 件、児童扶養手当過年度分返還金 823 万 7760 円、30 件、第 6 目給食事業収入、学校給食費 55 万 2507 円、28 件が収入未済額となっておりますが、この未納者の人数をお知らせください。

続いて、平成 29 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算付属書②、特別会計についてお伺いいたします。

18 ページから 19 ページ、青森市国民健康保険事業特別会計、歳入第 1 款国民健康保険税第 1 項国民健康保険税 29 億 9819 万 22 円、3 万 4434 件、この未納者数についてお知らせください。

続いて、58 ページから 59 ページ、青森市下水道事業特別会計、第 1 款事業収入第 1 項分担金及び負担金第 1 目受益者負担金 1605 万 9200 円、1050 件、第 3 目受益

者分担金 189 万 4480 円、108 件、第 2 項使用料及び手数料第 1 目下水道使用料 1 億 5750 万 3578 円、4 万 1253 件、この未納者数をお知らせください。

続いて、82 ページから 83 ページ、青森市卸売市場事業特別会計、第 1 款使用料及び手数料第 1 項使用料第 2 目施設使用料 262 万 6101 円、34 件、第 4 款諸収入第 1 項雑入第 1 目雑入 632 万 8454 円、57 件、この未納者について何名かお知らせください。

続いて、92 ページから 93 ページ、青森市農業集落排水事業特別会計、第 1 款事業収入第 1 項使用料及び手数料第 1 目使用料 150 万 284 円、404 件、この未納者数についてお知らせください。

104 ページから 105 ページ、青森市介護保険事業特別会計、第 1 款保険料第 1 項介護保険料第 1 目第 1 号被保険者保険料 1 億 8695 万 5614 円、2 万 6036 件、この未納者数についてお知らせください。

続いて、136 ページから 137 ページ、青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計、第 3 款諸収入第 1 項貸付金元利収入第 1 目母子福祉資金貸付金収入 6438 万 4697 円、607 件、この未納者数についてお知らせください。

続いて、146 ページから 147 ページ、青森市後期高齢者医療特別会計、第 1 款後期高齢者医療保険料第 1 項後期高齢者医療保険料第 2 目普通徴収保険料 3131 万 2497 円、905 件について、この未納者数をお知らせください。

続いて、不納欠損について。

決算付属書①の 38 ページから 39 ページ、第 14 款使用料及び手数料第 1 項使用料第 7 目土木使用料、市営住宅使用料 1096 万 1150 円、591 件、これが不納欠損となっております。私も、ずっと長年調べてきましたが、591 件というのはちょっと多いなど。たしか昨年度は 77 件だというように記憶していましたので、このふえた理由をお示し願いたいと思います。

最後に、268 ページから 275 ページ、歳出第 10 款教育費第 2 項小学校費第 1 目学校管理費、第 3 項中学校費第 1 目学校管理費に関連し、学校敷地内の樹木についてちょっとお伺いします。

学校敷地内の樹木の管理は、技能職員が行っているんですけども、余りにも大きくなってくると、技能職員では対応できなくなって、手に負えなくなった状態の樹木がたくさんあります。これらの剪定はどのように行っているのかお示し願いたいと思います。

以上です。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 平成 29 年度決算における収入未済額に係る未納者数についてのお尋ねにお答えいたします。

平成 29 年度決算における税務部で所管する市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収入未済額に係る未納者数で

ありますが、市民税が 7218 名、固定資産税が 4644 名、軽自動車税が 2881 名、国民健康保険税が 9208 名、介護保険料が 2350 名、後期高齢者医療保険料が 549 名となっております。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 奈良委員の平成 29 年度決算における福祉部所管の収入未済額に係る未納者数についての御質疑にお答えいたします。

平成 29 年度決算における福祉部で所管する収入未済額に係る未納者数は、児童保育負担金が 574 名、放課後児童会利用負担金が 62 名、生活保護法第 63 条返還金が 440 名、生活保護費過年度分返還金が 422 名、児童扶養手当過年度分返還金が 30 名、母子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金が 213 名となっております。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大楠寛之都市整備部長 奈良委員からの収入未済額についての御質疑と不納欠損についての御質疑に順次お答えいたします。

初めに、収入未済額についての御質疑のうち、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、損失補償返済金についてお答えいたします。

平成 29 年度決算における都市整備部で所管する市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、損失補償返済金の収入未済額に係る未納者数は、市営住宅使用料が 176 名、市営住宅駐車場使用料が 20 名、損失補償返済金が 6 名となっております。

次に、市営住宅使用料の不納欠損についての御質疑にお答えいたします。

平成 29 年度の市営住宅使用料の不納欠損の件数は 514 件増の 591 件、金額は 878 万 6792 円増の 1096 万 1150 円となっております。平成 28 年度は、消滅時効が完成した債権のみを対象として不納欠損処理を行ったところですが、平成 29 年度におきましては、消滅時効が完成した債権に加え、生活困窮や居所不明等により今後の回収の見込みがない債権についても不納欠損処理を行ったために、金額が増加したものであります。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 奈良委員の霊園管理料の収入未済額についての御質疑にお答えいたします。

平成 29 年度決算における霊園管理料の収入未済額に係る未納者数につきましては、485 名となっております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 収入未済額に係る未納者数についての御質疑にお答えいたします。

平成 29 年度決算における総務部で所管いたします土地貸付収入の収入未済額に係る未納者数は、7 名となっております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 奈良委員の収入未済額についての御質疑と学校地内の樹木の剪定についての御質疑に順次お答えいたします。

まず初めに、収入未済額に関する御質疑ですけれども、平成 29 年度決算における教育委員会で所管する奨学資金貸付金元金収入の収入未済額に係る未納者数につきましては、青森地区分が 38 名、浪岡地区分が 4 名となっております。

給食収入の青森地区分の未納の対象になる児童・生徒数につきましては、小学校分が延べ 7 名、中学校分が延べ 19 名、合わせて 26 名となっておりますが、給食収入の納入義務者は、学校給食を受ける児童・生徒の保護者となっておりますので、青森地区小・中学校を合わせた未納の実世帯数では 13 世帯となっております。また、浪岡地区につきましては、小学校分が 1 名、中学校分が 1 名、実世帯数は合わせて 2 世帯となっております。

次に、学校地内の樹木の剪定についての御質疑にお答えいたします。

学校施設の樹木の維持管理につきましては、通常、学校職員が定期的に幹や枝葉の状態を確認し、樹木の成長に伴い、必要に応じて枝払いを行うなどの管理をしているところであります。また、枝折れや倒木の危険がある樹木や背丈の高い樹木等につきましては、教育委員会において緊急性が高いと判断したものから、順次剪定、伐採作業を行っているところであります。教育委員会が行う剪定、伐採作業につきましては、教育委員会の小回り修繕班が対応しておりますが、小回り修繕班でも対応が困難な場合は、造園業者等に委託して対応しているところであります。

今後も、引き続き学校と連携を図りながら、児童・生徒及び周辺住民の方々の安全や生活に配慮した樹木の維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 奈良委員の平成 29 年度決算における収入未済額に係る未納者数についての御質疑にお答えいたします。

平成 29 年度決算における経済部が所管する奨学資金貸付金元金収入の収入未済額に係る未納者数は、3 名となっております。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 奈良委員の収入未済額についての御質疑にお答えいたします。

平成 29 年度決算における環境部で所管する下水道事業受益者負担金、下水道事業受益者分担金、下水道使用料の未納者数は、下水道事業受益者負担金が 256 名、下水道事業受益者分担金が 22 名、下水道使用料が 1 万 2295 名となっております。

なお、農業集落排水施設使用料に関しましては、調定件数のみで管理しているため、未納者数ではなくて調定件数でお答えいたしますが、通常徴収分の未納の調定件数は 404 件となっております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○梅田喜次農林水産部長 奈良委員の収入未済額についての御質疑にお答えいたします。

平成 29 年度決算における農林水産部で所管する卸売市場事業施設使用料、卸売市場事業雑入の収入未済額に係る未納者数は、卸売市場事業施設使用料が 2 名、卸売市場事業雑入が 2 名となっております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 それぞれ答弁ありがとうございました。

まず、学校の樹木の関係について言いますけれども、ことしはそうでもなかったんですが、やはりカラスの巣とかもあって——ことし、子どもは襲われていないです。前には何件か襲われていましたけれども、ことしはそういうことはないんですが、あの高いところはちょっと無理だなと思いますので、できれば業者に頼んで速やかにやってもらえればいいと思います。あと、地域では、学校にも結構お話しするんだけど、学校からその先、教育委員会に上がるのか上がらないのか。また、学校の判断で、これは学校では無理ですよというものもあるみたいなんです。ですので、その辺はちょっと連携をとってやってもらえればなと思いますし、気がついたものは、我々もぜひ教育委員会にはお知らせしたいなと思っています。

それで、特に地域の方々から来るのは、今まで枝の剪定はなかなかしていませんでしたので、最近はかなり伸び放題に伸びていて、風が強いと、まず折れて落ちるものもあるけれども、音がすごい。それから、学校の体育館とかに結構枝がぶつかっていて、音もかなりしているんですよ。その辺はちょっと気をつけていただきたいなと思っています。特に、冬になると、今度は雪の関係もあって、枝が伸びすぎてそれに雪が積もっているとか、あとそれが落ちるとか。あといま一つは、ちょっと見た目が悪いなというのは、伸び放題にしているものですので、そこに宿り木——わかるとは思いますが、寄生植物とかも生えている事例が多々見受けられます。その場合は、やはりきちんと剪定されたほうがよろしいかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと、市営住宅使用料の不納欠損はわかりました。オーケーです。そういう理由であれば、多分ふえるなと思っています。

あと、今回わざわざ者の数で聞いたのには理由があります。結局、市の管理の仕方は、全て件数じゃないですか。何件、幾らというようになっています。ただ、実際に我々が、例えば料金収入の未納のところには会社関係で行ったりする場合は、件数ではないんです。者なんです。何人なのかなんです。例えば、1 年——12 カ月分を払わないとすれば、12 件と出るかもしれないけれども、実際は 1 人でしょう。じゃあ、我々回収するほうは、12 件と言わないんです。お一方なんです。お一方から納めてもらえばいいんですよ。私は、そういう管理の仕方というのもの、これ

から役所関係では必要なのではないかなと思うんです。

それで、実際に収納対策本部とかでは、滞納整理システムみたいなものでみんな情報共有したり、云々かんぬんと思うんですが、例えば私が心配しているのは、税金を納められない方がじゃあほかのものは納められますかといったら、きっとそうではないでしょう。これは、ダブっている人が結構いるんじゃないですか。そういうことを把握するためには、件数ではないですよ。やはり者ですよ。私はそう思うんです。ですので、収納対策本部のほうでもそのようにやっていけばいいのではないかなと私は思うんです。ただ、実際にシステムを直すというと、お金がかかると思います。ですので、システムを直せとまでは私は言いません。ただ、管理ではやはり者を明確にするべきでないかと。だって、各課でも今、債権管理をやっているんですよ。ということは、者を特定しなければ管理できないじゃないですか。本来、者があっての管理ですので。

その辺、収納対策本部では今後どのように考えているか。済みません、再質疑しないつもりでしたけれども、その辺どうでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 再度の御質疑にお答えいたします。収納対策本部での債権者ごとの管理というお尋ねということで理解いたしました。

税のシステムとしては、収納管理システムというものがあまして、これは、税務部の所管のものであれば——税務部の職員であれば徴税吏員ですので徴税吏員の者であれば、誰でもその情報にアクセスして見ることができます。ただ、他の一般の部局の債権の部分に関しては、そのシステムに入ることもできませんし、見ることすらできません。

そこで、その問題をクリアするために、個人情報の同意書——正式な名前はちょっと失念しましたが、個人情報を役所の中で共有してもよいという御本人からの同意書をいただいて、そして、各債権を持っている所管課から税務部にそれで問い合わせをしていただいて、税務部では、この方についてはこのような税についての滞納がありますよとか、そのような情報を提供することによって各債権所管課と連携しており、それぞれの者に対してどのようなアプローチをしていくのかということについては、その連携の中で取り扱っているものであります。

ですので、システムでということは、ちょっとなかなか個人情報の関係で難しいところもありますので、おっしゃるとおり、件数だけではなくて者の管理というのも非常に大事だということは重々承知はしておりますけれども、徴税吏員でなければ知り得ない情報ですとか、徴税吏員以外の方には漏らせない情報とかがありますので、その辺の兼ね合いで、個人情報の同意書なるものを活用して全庁的な対策を収納対策本部として扱っていかうという方針です。

○木戸喜美男委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 税務部長ありがとうございました。

今言った個人情報の確認の同意書、そういうものをもって、ぜひ——認識は同じだと思いますので、今後、さらに収入未済額なり不納欠損額の減少に向けて、そして何よりも健全財政に向けて御努力されることをお願い申し上げまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○木戸喜美男委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 新政無所属の会、中村美津緒でございます。早速質疑させていただきます。

初めの質疑は、モヤヒルズについて質疑いたします。

私が予定しておりましたモヤヒルズに関する質疑ですが、初日、渋谷委員の質疑におきまして同じ質疑内容でした。モヤヒルズに関するイベントの実施状況及び平成 29 年度の収支報告についての質疑でしたが、御答弁の内容が重複するのであれば割愛していただいても結構ですので、よろしく願いいたします。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 中村委員の御質疑のモヤヒルズに関するイベント実施状況及び平成 29 年度の収支状況につきましては、昨日の渋谷委員への御答弁と同様であります。御言葉に甘えまして答弁のほうは割愛させていただきます。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

私が質疑しようとしていたのが、ほぼ渋谷委員のほうで的確に質疑していただきましたので、私は1つのみ再質疑させていただきたいと思います。

モヤヒルズでは、4月からオートキャンプ場、そしてテニスコートの営業を開始いたします。5月にはそば打ち体験、そして6月に入りますと、公明党の赤木委員がかねてからずっと要望と提案をし続けてきましたマウンテンバイクの遊び場、そしてマウンテンバイク大会が行われておりました。年2回のドッグフェスティバル等々、いろんなイベントがモヤヒルズで実施されている状況です。

私が先日ヒルズサンダーに乗りまして、上からおりてきて見渡しますと、すごい広い高原がまだ広がっております。私もかねてから市民の方から、そして私も実際そのように思っていたんですが、まだモヤヒルズはイベントとして利用できる価値のある伸びしろ、高原がまだまだ広がっていると考えておりました。

近年、日本全国——特に北海道、東北ですが、パークゴルフが子どもからお年寄りまで誰もが身近なスポーツとして、手軽に気軽にできる3世代スポーツとして、地域の活性化、そして医療・福祉分野への貢献などパークゴルフはかなり多様な可能性を持ち合わせておまして、現在注目を物すごく集めておりました。ぜひ本市としても、モヤヒルズにパークゴルフをイベントの一つとして実施していただきたいと考えておりますし、願わくばパークゴルフ場を整備していただきたいと思っておりますが、市の考えをお示しくください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 中村委員の再度の御質疑にお答えさせていただきます。モヤヒルズでパークゴルフの実施や整備等を考えてはどうかという御質疑かと思えます。

1983年に日本で誕生いたしましたパークゴルフは、芝で覆われたコースで専用のクラブ、ボール、ティーを使ってカップインするまでの打数を競うスポーツで、委員御案内のとおり、世代を問わずプレーできるスポーツとして期待されているものと承知しております。

これまでモヤヒルズにおきましては、冬季以外のグリーンシーズンにおきまして、テニスコートのほか、ヒルズサンダーを初めとするさまざまなアクティビティーやイベント等を実施して誘客促進を図っているところであります。

委員御質疑のパークゴルフにつきましては、その必要性のほかコース整備などの費用面やスペース確保の課題があると考えられますことから、現時点で実施することは困難であると考えております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 実施することが困難という御答弁をいただきましたが、その困難を少しずつ和らげていただきますように強く要望いたしまして、この項は終わらせていただきます。ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、アウガについて質疑させていただきますので、よろしく願いいたします。

青森駅前再開発ビル株式会社――以下、ビル会社と呼ばさせていただきます。ビル会社の特別清算がことし4月14日に終わったところですが、ビル会社の特別清算に伴う市の債権放棄額をお示しくください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 中村委員の青森駅前再開発ビル株式会社の特別清算に伴う市の債権放棄額についてのお尋ねにお答えいたします。

青森駅前再開発ビル株式会社の特別清算は、平成29年7月13日に青森地方裁判所の命令により開始され、平成29年第3回定例会における権利の放棄についての御議決をいただきまして、清算人が同裁判所に認可された協定に基づく清算処理を進め、去る4月14日に同裁判所による特別清算の終結決定が確定したところであります。

同社の特別清算における市の債権放棄額は、同社に対する貸付金等の債権額26億1992万9039円から同社が保有するアウガの土地及び建物の代物弁済等による弁済額7億8544万233円を差し引き、18億3448万8806円となったところであります。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

市の債権放棄額がわかりました。先ほど代物弁済額約7億8500万円ということ

ですが、その代物弁済額の算出根拠をお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 代物弁済額の算出根拠についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森駅前再開発ビル株式会社から市に対する弁済額 7 億 8544 万 233 円の算出根拠であります。不動産の鑑定評価に基づく同社の所有していましたが、アウガの土地及び建物等による代物弁済額が約 7 億 8362 万円。このほか青森地方裁判所の認可を受けた同社の協定に基づく弁済金約 182 万円となっております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

市の代物弁済額の算出根拠がわかりました。市の債権放棄額もわかりましたが、ビル会社の債権を持っていたのは市以外にもあったはずですが、アウガ区分所有者及び青森県信用組合、この 2 つも債権を持っておりました。この 2 者の債権放棄額を教えてください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 市以外の債権者であるアウガ区分所有者及び青森県信用組合の債権放棄額についてのお尋ねにお答えいたします。

市以外の債権者であるただいまの 2 者につきましても、青森駅前再開発ビル株式会社の協定に基づき、同社の特別清算において債権を放棄しております。

それぞれの債権放棄額につきましては、アウガ区分所有者は、同社に対する貸付金 2 億 3000 万円の全額及び利息、青森県信用組合は、同社に対する貸付金約 5 億 8000 万円から市が同組合から取得した債権額約 1 億 5000 万円を差し引いた、約 4 億 3000 万円及び利息等となっております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

アウガ区分所有者は全額の 2 億 3000 万円を債権放棄した、青森県信用組合におきましては貸付金が約 5 億 8000 万円ありましたが、市が約 1 億 5000 万円取得したので差し引き約 4 億 3000 万円を債権放棄したとの先ほどの答弁ですが、もともと青森県信用組合がビル会社に貸し付けしていた約 5 億 8000 万円ですが、なぜ青森市が青森県信用組合の債権を約 1 億 5000 万円で取得しなければいけなかったのか、その理由をお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 青森県信用組合の債権を約 1 億 5000 万円で市が取得した理由についてのお尋ねにお答えいたします。

青森県信用組合の債権を取得した理由につきましては、平成 29 年 1 月に公表い

たしましたアウガ・新市庁舎に係る新たな対応方針V o 1. 3でお示しいたしましたとおり、アウガの土地及び建物の青森駅前再開発ビル株式会社持ち分に抵当権を設定していた青森県信用組合と協調して同社の特別清算を円滑に進めるため、同社の債権を抵当権つきで取得したものであります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。ありがとうございました。

それでは、その取得した約1億5000万円の債権取得額の算出根拠をお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 青森県信用組合から取得した債権の算出根拠についてのお尋ねであります。

青森県信用組合からの債権取得額約1億5000万円につきましては、不動産鑑定評価に基づくアウガの土地及び建物の青森駅前再開発ビル株式会社持ち分に係る評価額に、青森県信用組合の抵当権設定額構成比を乗じたものであります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

本市の債権者の貸付金のほか、ビル会社には営業保証金、そしてテナントに対する債権——未収金、そして債務——未払い金があったと思うんですが、短期借入金は1年以内に返済予定の借入金としてこれはないものとしたしまして、テナントに対する債権や債務は、回収すべきものは回収して、支払うべきものは支払われて全て整理したのかをお尋ねさせていただきたいと思っております。御答弁お願いいたします。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 青森駅前再開発ビル株式会社の回収すべき債権、あるいは支払う債務について整理されたのかというお尋ねでありました。

青森駅前再開発ビル株式会社の清算人によりますと、同社が保有しておりましたテナント等に対する債権や債務については、テナント退店に当たって返還すべき営業保証金の支払いや未収金の回収などにより全て整理され、先般青森地方裁判所による特別清算の終結決定がなされたところと伺っております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございました。

先ほど経済部長は整理したという文言を使いましたが、全て整理したということはもう未収金や未払いは一切ないという認識でよろしいでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 未収金や未払い金はもう一切ないのかという御質疑であり

ますが、先ほど御答弁申し上げましたように、青森駅前再開発ビル株式会社の清算人によりますと、本来未収金や未払い金があった場合は特別清算が終結できないということになっておりまして、特別清算が終結した現在、未収金や未払い金はないということでもあります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。ありがとうございました。

それでは、ビル会社内の質疑を1つだけさせていただきたいと思います。ビル会社には社員が10名いたと思いましたが。この働いていた方々に対しての、社員に対する退職金というのは支払ったのでしょうか。もし支払ったのであれば、その額をお示しく下さい。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 青森駅前再開発ビル株式会社の退職した従業員の退職金に関する御質疑にお答えいたします。

青森駅前再開発ビル株式会社の清算人によりますと、社員10名に対しまして同社の就業規則等、規定に基づきまして、退職金総額約1000万円を支払ったということでもあります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 当時いた社員10名に対して退職金総額約1000万円、これはビル会社の規定に基づき支払ったということがわかりました。ありがとうございました。

続きまして、債務についてお尋ねをさせていただきます。

ビル会社は債務のほか、市の8億3500万円を含め、ほかに株主が27者いたと思いましたが。その27者から13億1000万円の出資金をビル会社は受けていたと思えます。それぞれの個々の株主の出資金額は答弁しなくて結構です。この出資金は、市が8億3500万円、そして27者の13億1000万円、この出資金の取り扱いについてどうなったのか教えてください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 青森駅前再開発ビル株式会社に対する出資金の取り扱いについての御質疑であります。

会社法によりまして清算をする株式会社は、債務の弁済後でなければ財産を株主に分配することができないとされておりまして。青森駅前再開発ビル株式会社の清算人によりますと、市及びほかの株主の出資金については、特別清算終結決定が確定いたしました4月14日の時点で、残余財産がなかったため返還されなかったということでもあります。また、このことについての株主に対する特別清算終結の周知につきましては、特別清算終結決定確定後、全ての株主に対しまして文書により報告

したとのことであります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

そうしますと、市も8億3500万円は放棄し、株主27者ありましたが、この27者も13億1000万円の出資金は全て返還されなかったもので、放棄せざるを得なかったということが今の答弁でわかりました。

ビル会社の清算に当たってお尋ねいたしますが、アウガ区分所有者が保有する修繕積立金の取り崩しによる資金支援を行いました。これは約4億円あったと思うんですが、修繕積立金の取り崩し額は最終的に幾らになったのかお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 修繕積立金の取り崩し額についてのお尋ねにお答えいたします。

平成28年第3回定例会で御議決をいただきましたアウガ区分所有者集会における青森市の議決権の行使に関する条例におきましては、同社の資金を確保するためにアウガ区分所有者の修繕積立金について、損益見込みに基づく資金不足額、売上預かり金、営業保証金の1億1920万円及び弁護士報酬等の会社の整理に係る所要額の合計額を取り崩すこととしておりました。弁護士報酬等の会社の整理に係る所要額が約2246万円となったことから、実際の取り崩し額は合わせて約1億4166万円となったところであります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

弁護士報酬等以外、1億1920万円という金額がわかりましたが、そうしますと、実際のところの1億1920万円の内訳を教えてください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 修繕積立金取り崩し額のうち弁護士報酬等以外の1億1920万円の内訳についてのお尋ねにお答えいたします。

この内訳につきましては、アウガ区分所有者集会における青森市の議決権の行使に関する条例の御議決をいただいた際にお示ししたとおり、損益見込みに基づく資金不足額1260万円、売上預かり金3100万円及び営業保証金7560万円の合計額であります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 その内訳等がよくわかりました。

それでは、最終的に清算人に支払われました弁護士の報酬額を教えてください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 清算人に支払われた弁護士報酬の額についてのお尋ねにお答えいたします。

弁護士報酬は 1296 万円となっております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

弁護士報酬額は最終的に 1296 万円ということがわかりました。

先ほど私、修繕積立金が約 4 億円あったというお話をいたしまして、取り崩し金額も内訳も御答弁でわかりましたが、そうしますと、修繕積立金の残りの金額は今どのようになっているのか教えてください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 中村委員の修繕積立金を取り崩した後の積立金の処理についての御質疑にお答えいたします。

取り崩し後の修繕積立金につきましては、アウガ区分所有者の共有財産といたしまして、管理者業務を引き継いだ市が管理しているところであります。(発言する者あり) 失礼いたしました、もう一度。

取り崩されていない修繕積立金の部分であります。その部分はアウガ区分所有者の共有財産として管理者業務を引き継ぎました市が管理しているところであります。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

今、市が管理しているということがわかりました。

続きまして、地下から 4 階の店舗区分であります。駅前庁舎を整備するに当たり、市はビル会社及び地権者からアウガの土地と建物を取得いたしました。本市がビル会社及び地権者から取得した土地と建物ほどの程度なのかお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 市が青森駅前再開発ビル株式会社及び地権者から取得した土地及び建物ほどの程度なのかという御質疑であります。建物については建物全体に対する割合ということでお答えしたいと思います。

中村委員から御指摘ありましたように、市はアウガへの駅前庁舎の整備に当たりまして、青森駅前再開発ビル株式会社からの代物弁済、それから市へ売却を希望する地権者からの買い取りにより、アウガの土地及び地階から 4 階の建物を取得することといたしておりました。同社は土地については約 36%、建物につきましてはビル全体の約 16%を所有しておりましたが、市は代物弁済によりこの全てを取得しております。また、地権者 15 者からの買い取りによりまして、土地については約 46%、建物については建物全体の約 14%を取得しております。

この結果といたしまして、市は現在、土地については約 83%、建物については従

前から市が所有していた公的施設とアウガ駐車場を合わせまして、ビル全体の約95%を所有しております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 経済部長、御答弁ありがとうございました。

本市は、駐車場を合わせて全体の約95%を所有しているということがわかりましたが、そうしますと、地権者から取得した土地と建物の金額と算出根拠をお示しください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 地権者から取得した土地と建物の金額とその算出根拠についてのお尋ねにお答えいたします。

市が取得したアウガの土地及び建物の額は、市が実施いたしました不動産鑑定評価に基づきまして、土地については約9348万9000円、建物につきましては約6億2791万4000円であります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それぞれの金額を教えてくださいありがとうございました。

現在も地権者はいると思います。青森市以外の地権者は現在は何者いて——これは一度聞きましたが、もう一度教えていただきたいと思います。地権者は現在何者いて、地権者が所有している土地及び建物はどの程度なのか改めて教えてください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 市以外の地権者とその地権者が所有している土地、建物がどの程度なのかという御質疑にお答えさせていただきます。

本市以外の地権者は現在5者でありまして、土地につきましては約17%、建物につきましては金融機関区分を含む建物全体の約5%を所有しているという状況となっております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

続きまして、現在地権者が所有しているパーセンテージはよくわかりましたが、青森市が地権者に対して支払う地代、そして支払う建物の賃借料はどの程度なのかを具体的にお示しいただきたいと思います。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 市が支払う地代及び建物の賃借料はどの程度なのかという御質疑にお答えさせていただきます。

平成30年度におきます市の地代であります、敷地利用権に係る支払い地代が8843万136円、一方で、敷地所有権に係る受け取り地代が7927万5684円となって

おりまして、この差額 915 万 4452 円が、実質、市が地権者に対して支払う予定となっている額であります。また、建物の賃借料につきましては無償での貸借契約となっているところでもあります。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

約 915 万円が、実質、青森市が地権者に対して支払うということがわかりました。

アウガは駅前庁舎として生まれ変わりました。駅前庁舎の整備に当たり、市が設計の段階から工事を行い、そしていろんな追加もありましたけれども、総額で幾らぐらい改修工事に要したのか、全ての経費をお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 駅前庁舎の供用開始に当たって整備に要した経費についての御質疑にお答えさせていただきます。

内部の改修工事、さらに情報システム関係の整備、それと案内サインの製作等、平成 29 年度の決算ベースでお答えいたしますが、約 4 億 6000 万円を要したところでもあります。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

約 4 億 6000 万円の経費を要したということがわかりました。

実際の整備費だけではなく、今度は維持管理費もかかってくると思います。アウガ全体の管理費について、管理者が経理を行っていると思います。以前、管理費に繰越金が生じたと私は記憶しておりました。ビル会社から市が管理者業務を引き継いだ時点で、管理費の繰越金はどの程度生じていたのか。また、この繰越金も含めて、ビル会社が行っていた管理者としての業務は全て市が引き継ぐのか改めて教えてください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 管理業務の引き継ぎに当たりまして、青森駅前再開発ビル株式会社から引き継いだ時点での繰越金及び管理業務を全て引き継いだのかという御質疑にお答えさせていただきます。

青森駅前再開発ビル株式会社から市が管理者業務を引き継いだ時点の管理費の繰越金は約 4000 万円ありました。また、当該繰越金の管理も含めまして管理者業務については、市が全て引き継いでいるところでもあります。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございます。

管理費の繰越金が約 4000 万円あった、それを全て市が引き継いだということがわかりました。

市も維持管理費を負担していると思います。アウガの共有部分、地下から 4 階に係る市の管理費負担金、平成 29 年度の決算額、そして平成 30 年度の予算額を教え

てください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 アウガの共有持ち分となっております地下から4階に係る管理費負担金の平成29年度の決算額と平成30年度の予算額についての御質疑であります。

平成29年度決算額につきましては、7420万6872円となっております。また、平成30年度の予算額であります。9003万3000円となっております。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 決算額と予算額を教えてくださいありがとうございました。

続きまして、アウガの駐車場についてお尋ねいたしますが、アウガの来庁者はアウガの駐車場を利用いたします。アウガの駐車場に係る市の管理費負担金の平成29年度の決算額、そして平成30年度の予算額を教えてください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 アウガ駐車場に係ります管理費負担金の平成29年度の決算額及び平成30年度の予算額についての御質疑にお答えいたします。

平成29年度の決算額につきましては、1億1270万1480円となっております。また、平成30年度の予算額につきましては、1億1744万1000円となっております。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

市が負担するアウガ駐車場の管理費負担金額がわかりました。

そうしますと現在、地権者、そしてテナント営業者も駐車場を使っております。この地権者やテナント営業者からは、駐車場代はいただいているのでしょうか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 地権者及びテナント営業者からの駐車場代はどうなっているのかという御質疑にお答えさせていただきます。

地権者及びテナント営業者からは、青森駅前再開発ビル株式会社が管理者業務を担っていただいていたときと同様に、荷さばきですとか荷物の運搬・搬出等に利用するアウガ駐車場及び駅前公園地下駐車場について、使用料を徴しているところがあります。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

同様に、地権者とテナント営業者からも駐車場代をしっかりといただいているというお話をいただきました。

そうしますと、一番最初に質疑させていただいたときですが、ビル会社の特別清算におきまして、市は約18億3000万円の債権放棄をいたしました。そしてもう1つ、本市はいろんなDES等を行い、8億3500万円の出資金をビル会社に出資して

おりました。先ほどの御答弁でわかったことですが、その出資金も返還されなかったところでありました。そしてさらに、このほかアウガ区分所有者の債権放棄額 2 億 3000 万円の中にも市は負担しておりました。ただ、しかしながら、アウガ区分所有者の債権放棄額、これは皆さんの共有財産であるので市の負担額は示せないと思いますが、少なくとも、債権放棄額の約 18 億 3000 万円プラス返ってこなかった出資金 8 億 3500 万円の合計額約 26 億 6500 万円が、実質、市が損失した金額だと思いますが、市の見解をお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 ただいま中村委員から債権放棄額と出資金についてのお尋ねがありました。

市の青森駅前再開発ビル株式会社に対する債権放棄額につきましては、市が同社に貸し付けた保留床取得資金等の貸付金が約 6 億 3000 万円。これと金融機関から譲渡を受けました貸付金が約 19 億円。これに利息などを加えた債権額といたしましては、合計で 26 億 2000 万円となります。これから弁済額の約 7 億 9000 万円を差し引きますと 18 億 3000 万円、これが債権放棄の額であります。

また、出資金についてであります。これは会社設立時に現金出資した分が 5000 万円あります。それから青森駅前第二地区市街地再開発組合の解散に伴いまして、同組合から寄附を受けましたものが 2 億 2500 万円。それから先ほど御指摘のあった D E S、いわゆる債権の株式化でありますけれども、これによる増資が 5 億 6000 万円。出資額合計については、委員御指摘のとおり 8 億 3500 万円となっております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

ビル会社の特別清算におきまして、市は 18 億円を超える多額の債権を放棄いたしました。そして出資金も債権放棄をせざるを得ないような状況でした。駅前庁舎の整備、運営に当たりまして、一定の費用を市は要しておりました。

市民の税金が投入されていること、また、駅前庁舎になってアウガへの市民の関心が高まったことを踏まえると、清算の経緯を含めたさまざまな情報について、市は、報告会とまではいきませんが、先ほど私が今 23 問の質疑をいたしました。40 を超える数字が出てきました。これを市民に積極的にお示しする必要性が私はあると思います。

特別清算の経緯について、市民に対してしっかりと報告すべきと思いますが、現在の市の考えをお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 特別清算の経緯について市民に対して報告すべきとお尋ねであります。

市は、青森駅前再開発ビル株式会社の特別清算につきまして、平成 29 年第 3 回定例会におきまして、権利の放棄についての御議決を受けた上で、同社の清算人と連携して手続を進めてまいりました。

特別清算は、債務の弁済方法等を定めた協定の内容が官報公告により周知されるなど、法令に基づきまして裁判所の監督のもとで同社が進める手続であります。ただ、市といたしましても、その関係の深さから節目節目でその経緯を常任委員会、常任委員協議会などを通じまして議会へ御報告いたしますとともに、市長記者会見などで周知を図ってきたところでありまして、改めて報告することは考えておりません。

なお、市といたしましては、引き続きさまざまな情報について、適切でわかりやすい市政の情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 御答弁ありがとうございました。

やはりアウガは駅前庁舎として生まれ変わったわけです。現在も駅前庁舎周辺はかなり盛り上がってきておりました。二度とこういったことを繰り返さないためにも、今までのこういった過去の経緯、そしてお尋ねしなければわからなかった数字もたくさん出てまいりました。私たちが知らなかったということは、市民はもっとわからないと思います。積極的にこれを報告会等々を行わなくても、いろんなこの数字をちゃんと示したのを、市は改めてペーパーでも市民に報告すべきだと私は思います。

改めてお尋ねいたします。これは確実に市民に報告すべきと思いますが、見解をお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 アウガの特別清算を含めたさまざまな経緯について市民に報告すべきという改めての御質疑であります。

アウガにつきましては、御存じのようにここ何年も議会ですまざま議論されており、また、本会議ですまざま疑義が残ったことについては、例えばアウガ問題に関する調査特別委員会を設置していろいろ御議論いただいたり、地方自治法の第 100 条に基づいた委員会を設置し、さらに調査されております。それで報告書も出ております。

特別清算につきましては、先ほど言いましたように、本来、青森駅前再開発ビル株式会社が裁判所の監督下で行うものでありますが、市といたしましても、同社の特別清算が十分市にかかわりがある重要なことと捉えまして、節目節目でその経過について常任委員会、常任委員協議会などで議会報告もいたしましたし、市長の記者会見などで、その内容について市民にお知らせしてきたところありますので、今改めて報告するということは考えておりません。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。ありがとうございました。

アウガのみならず、これからも市が市民に対して積極的な情報公開を行っていただきたいと強く要望いたします。経済部長、2年間、長い間本当にお世話になりました。ありがとうございました。

以上で私の質疑を終わります。

○木戸喜美男委員長 次に、丸野達夫委員。

○丸野達夫委員 新政無所属の会の丸野達夫でございます。決算特別委員会、最後の質疑となりました。午後2時30分までに終わりますので、よろしくお願ひします。

まず、市民病院についてお伺ひいたします。

平成29年度の診療延べ患者数が前年度に比べ8040人減、入院患者数が3806人減となった主な要因をお示してください。

2点目は、平成29年度のその他雑損失3億2909万3854円の内訳をお示してください。

3点目、平成29年度の特別損失が526万5818円、対前年度比1429%増になった要因をお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 丸野委員の市民病院についての3点の御質疑に順次お答えいたします。

まず、患者数の減要因についての御質疑にお答えいたします。

平成29年度における市民病院の入院・外来を合わせた延べ患者数は、平成28年度に対し8040人減の31万1808人となり、このうち入院患者数につきましては、対前年度比3806人減の11万3775人、外来延べ患者数につきましては、4234人減の19万8033人となったところであります。

この主な要因につきまして、入院延べ患者数については、平成28年度後半に実施いたしました病棟改修工事の影響が尾を引き、平成29年4月から8月にかけて病床利用率が落ち込んだほか、平成29年6月の眼科医師退職などの影響もあり、入院患者が減少したことによるものであります。また、外来延べ患者数につきましても入院と同様、眼科医師退職などの影響により外来患者が減少したものであります。

次に、その他雑損失の内訳についての御質疑にお答えいたします。

平成29年度の市民病院決算におけるその他雑損失の内訳は、支出に伴って生じた消費税のうち、確定申告の処理を行った後の残金、いわゆる控除対象外消費税額3億1628万1846円、その他現年度未収金の損失処理等が1281万2008円となっております。

次に、特別損失の内訳についての御質疑にお答えいたします。

平成 29 年度の市民病院決算における特別損失の内訳は、過年度分の職員手当の追加支給等である過年度損益修正損が 2791 円、その他特別損失が 526 万 3027 円となっておりますが、このうち対前年比の大幅な増要因となったその他特別損失は、平成 29 年度に行った医師住宅解体工事費用の損失計上によるものであります。

医師住宅解体工事費用につきましては、通常事業の経営に伴うものではなく、臨時的な支出のため、特別損失として計上したものであります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 御答弁ありがとうございました。

今定例会、いろいろと市民病院について質問される議員も多く、その注目度はあるかと思えます。当然、自治体経営の病院の経営が非常に難しいというのは、青森市のみならず他の自治体でも同じだと思います。

とはいえ、今、市民病院非常に老朽化していて、非常に使いにくい状態にもなっていることもまた事実であり、議員各位が建てかえしてあげたいという思いを持っております。ただ、赤字の状態ではやっぱりそれはかなわないものがあるだろうという思いもしておりますので、黒字化に向けてたゆまぬ努力を続けていく、その姿をやはり見せていってほしいものだと思っております。

次に、職業訓練法人青森情報処理開発財団について質疑いたします。

平成 29 年度は、授業料収入等の大幅減により 1000 万円を取り崩し繰り入れ、資金収支の均衡を図り、平成 30 年度は、財務基盤の改善に取り組むとして徹底した経費削減を挙げておりますが、具体的にはどのような内容なのかお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 丸野委員の職業訓練法人青森情報処理開発財団の平成 30 年度の経費削減の内容についてのお尋ねにお答えいたします。

あおもりコンピュータ・カレッジを運営しております職業訓練法人青森情報処理開発財団は、入学生の減少等によりまして、近年、厳しい経営状態が続いており、経営戦略プランに基づきまして、昨年度から徹底した経費縮減等による財政基盤の改善や入学生の確保による経営基盤の安定化などに取り組んでいるところであります。

昨年度は、職員賞与の大幅な削減等による人件費の削減や、校内照明の LED 化による電気料の削減など経費縮減に努めてまいりました。また、オープンキャンパス参加者への受験料免除制度や入学前に奨学金の申し込みができる奨学金事前予約制度を導入したほか、女子学生が気軽に参加できるオープンキャンパス——女子カフェと言っておりますが、これを開催するなど学生募集の強化にも取り組んできたところであります。

平成 30 年度におきましては、入学定員を 80 名から 60 名に削減して適正規模の募集を行うこととしたほか、昨年度に引き続きまして人件費を抑制するとともに、

物件費についても、競争入札の実施や業務内容の見直しなどを行い、徹底した経費縮減に努めているところであります。

また、新たに県と連携いたしまして、県立高等技術専門校の訓練生を受け入れるとともに、高校訪問活動の強化やオープンキャンパスの開催回数をふやすなど入学生の確保にも鋭意努めているところであります。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 御答弁ありがとうございます。

まあ、大変だと思います。やっぱり入学者数が減ると収入も当然減るので、そこをふやしていくしかないと思います。経費削減を挙げてはいますけれども、これまでも人件費を抑制しているし、徹底したコストカットをやっているんだらうということが非常によくわかります。これ以上職員に負担をかけるのもなかなか難しいでしょうし、さらにはコストカットといっても、もうこれ以上切るところもないぐらい頑張っていらっしゃるのは我々もよくわかっております。やはりそこで大事なものは、どうやって入学者数をふやしていくかということだと思いますので、次の質疑をさせていただきます。

財団創立 30 周年記念事業等を活用した学生募集策の強化とは、どのようなものを予定しているのかお聞かせください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 財団創立 30 周年記念事業を活用した学生募集策の強化についてのお尋ねにお答えいたします。

財団におきましては、本年、創立 30 周年の節目を迎えることから、来る 11 月 17 日に記念イベントを開催することとしております。

具体的には、高校生が ICT、いわゆる情報通信技術ですが、これに興味や関心を抱いてもらう機会として、最新の情報通信技術に関する基調講演や動画共有サービスの一つであるユーチューブを通じて情報発信を行っている、いわゆるユーチューバーによるトークショーなどを行い、多くの高校生の参加を期待しているとのことであります。また当日は、3Dプリンタやバーチャルリアリティーなどを体感できる最新の情報機器の体験や、カレッジへの入学相談が行えるオープンキャンパスをあわせて開催して、入学生の確保につなげていきたいとのことであります。

市といたしましては、若者が「挑戦を誇れる街」を目指しまして、地域ベンチャー支援などの「しごと創り」に取り組んでおりまして、財団におきましても、学生の起業マインドを醸成することを目的に、来る 9 月 22 日、ICT 技術を活用したビジネスアイデアを競います「あおもりコンピュータ・カレッジフレッシュ IT アワード」、略して「ACC FITA」と呼んでおりますけれども、この校内コンテストをオープンキャンパスと同時に開催することとしております。

ICT 技術が急速に進化する中、本市の産業、経済に発展に向けまして財団と連

携いたしまして、すぐれたICT人材の育成の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 御答弁ありがとうございました。

取り組みに応える生徒が本当にたくさん集まってくれることを切に願いたいと思います。頑張ってください。

次に、公益財団法人青森学術文化振興財団についてお伺いいたします。

公益財団法人青森学術文化振興財団が有価証券を購入する際の基準等はあるのかについてお示してください。

○丸野達夫委員 答弁を求めます。横内企画部理事。

○横内修企画部理事 公益財団法人青森学術文化振興財団の資産運用基準についての御質疑にお答えをいたします。

青森学術文化振興財団——以下財団と言わせていただきます——は、地域における教育・研究活動等の振興を図り、もって県内の学術・文化の振興に寄与することを目的とした公益財団法人であります。

財団では、基本財産及び特定資産を原資とした運用益をもって、各大学等が実施する研究等に対し助成などを行っているところであります。

財団の資産運用につきましては、資産運用管理規程及び資産運用方針に基づき行われており、基本財産の運用は、元本償還が確実であり、かつ、固定資産として常識的な運用益が得られる方法で運用を行うこととする規定となっており、具体的には、預貯金、国債、政府保証債、地方債などのほか、信用格付が日本の国債と同等以上の円建外国債での運用が可能となっております。

なお、基本財産の資産運用方針として、50%以上の割合で、安全かつ安定的な国債、政府保証債、地方債で運用することとしております。

次に、特定資産の運用は、元本償還の確実性が高く、かつ、可能な限り高い運用益が得られる方法で行うこととする規定となっており、具体的には、基本財産の運用が可能な国債等の債権に加え、金銭信託、金融債、中期国債ファンドなどのほか、信用格付が日本の国債よりワンノッチ下の格付以上の外国債を含む事業債での運用も可能となっております。

このような資産運用管理規程等に基づき、財団では現在一部外国債での運用も行っておりますが、為替レートの変動による評価額への影響が大きくなっていることから、市といたしましては、今後見直しが必要なものと考えております。

○木戸喜美男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 御答弁ありがとうございました。

横内企画部理事、ワンノッチ下というのは、例えばBBBの場合は、BBになるんですか。それともBBBマイナスになるんですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。横内企画部理事。

○横内修企画部理事 再質疑にお答えします。

信用格付は、AAAからCまでありますが、AA以下のものにつきましては、例えば、AAAに近いAAはAAプラス、Aに近いAAはAAマイナスですので、順番をつけると、AAA、AAプラス、AAですので、その1つの違いということです。

○木戸喜美男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 わかりました。ありがとうございます。

財団は非常にお金持ちだと思って決算書を見ていたんですけども、基本財産の運用は元本償還が確実、そして特定資産は元本償還の確実性が高いものということで、非常に安定した資産運用をしているんだということがわかって安心しました。

それに今、横内企画部理事からの御答弁でも為替による評価額の影響が大きいということも理解して今後見直しをしていくという答弁でしたので、これは安心してお任せできるという思いを持ちました。

次に、最後の質疑ですが、公益財団法人青森市シルバー人材センターについて質疑させていただきます。

平成29年度、正会員1194人となっておりますが、このうち何人が就業の機会を得たのかをお示してください。

2番目、派遣事業を除く受託事業の就業延べ人員が前年度に比べやや減少しておりますが、この主な要因をお示してください。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 丸野委員の公益財団法人青森市シルバー人材センターについての2点の御質疑にお答えいたします。

初めに、平成29年度に就業の機会を得た会員数についてのお尋ねにお答えいたします。

平成29年度に青森市シルバー人材センターに登録をした正会員1194人のうち、就業した会員は961人、就業率は80.5%となっております。

続きまして、派遣事業を除いた就業延べ人員が減少した主な要因につきましては、平成29年度の派遣事業を除く就業延べ人員は7万9302人で、前年度の8万933人と比較すると、1631人減少しております。減少した主な要因といたしましては、平成28年度まで請負として契約していた業務の一部が、平成29年度に派遣業務に切りかわったことによるものであります。

なお、請負と派遣業務を合計した就業延べ人員は、平成29年度は10万7829人で、前年度の10万6070人と比較すると、1759人増加しているものです。

○木戸喜美男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 御答弁ありがとうございます。

当初、この質疑をしようとしたときに、就業人員が減ったなと思って、よくない

など思ったんですが、聞き取りを聞いているうちに派遣のほうに切りかわって人数もふえているということですので安心いたしました。

それと、正会員で就業の機会を得た人数——80.5%なので、まあまあいいのかなという思いはしています。ただ時々、登録したけど何も仕事がないという声も聞くので、ちょっと心配して質疑しました。そういう声がなくなるように努力していただければいいと思います。以上で、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○木戸喜美男委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、まず、議案第143号「決算の認定について」、議案第144号「決算の認定について」及び議案第146号「決算の認定について」の計3件について一括してお諮りし、次に、議案第145号「剰余金の処分及び決算の認定について」をお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、まず、議案第143号「決算の認定について」、議案第144号「決算の認定について」及び議案第146号「決算の認定について」の計3件についてお諮りいたします。

議案第143号、議案第144号及び議案第146号の計3件については、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 天内慎也委員、何号に御異議がありますか。

○天内慎也委員 議案第143号に異議があります。

○木戸喜美男委員長 それでは、議案第143号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第143号については、認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木戸喜美男委員長 起立多数であります。

よって、議案第143号については、認定すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第143号を除く各案件については、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 143 号を除く各案件については、認定すべきものと決しました。
次に、議案第 145 号「剰余金の処分及び決算の認定について」をお諮りいたします。

本案については、剰余金の処分及び決算の認定が 1 つの議案として提出されていることから、原案のとおり可決及び認定すべきかについてお諮りいたします。

議案第 145 号については、原案のとおり可決及び認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 145 号については、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆さんには、2 日間にわたり終始熱心に審査していただき、ありがとうございました。

また、理事者の皆さんにおかれましても、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

午後 2 時 31 分閉会